



三浦市みどりの基本計画



令和8(2026)年3月

「三浦市みどりの基本計画」の改定にあたって

三浦市は三方を海に囲まれ、変化に富んだ海岸線やそこに生育する多様な植物により、豊かで美しい自然環境が多く残っています。本市のみどりを代表する小網代の森は、平成 26 年に一般開放が始まり、令和元年には三浦市民交流センターニナイテ内に小網代の森インフォメーションスペースも開設され、多くの方にご来訪いただき親しまれています。

平成 20 年 3 月に三浦市みどりの基本計画が改定されてから 18 年が経過しています。その間に、地球温暖化による気候変動の加速化や生物多様性の喪失などの環境問題、社会情勢や市民ニーズの変化などもあり、みどりに求められる役割も大きく変わってきています。計画の対象期間が令和 7 年で満了を迎えたことから、このような変化に対応し、みどりの魅力を最大限に発揮するため、改定を行いました。

新たな計画では、前計画から承継された『海・大地・街・人・みどりの共生都市「みうら」』を基本理念としています。ここには、“海”と“大地”の自然と“街”が共生した、みどり豊かな三浦市を市民みんなで作って、未来へ引き継いでいきたいという思いが込められています。

本計画を通じて、市民の皆様一人一人が、自分たちが暮らす三浦市の豊かで美しい自然を改めて認識していただき、ともにみどりを守り、育み、魅力とるおいのある生活環境を創っていくため、本計画で定めた各種施策を進めてまいります。

最後に、本計画改定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました三浦市緑の審議会委員の皆様並びに関係者の皆様、アンケート調査等にご協力賜りました市民の皆様に対し、心から感謝申し上げます。



令和 8 (2026) 年 3 月
三浦市長 出口 嘉一

序章 はじめに

1 三浦しみどりの基本計画の目的	1
2 位置づけ	2
3 対象とする「みどり」	3
4 三浦しみどりの基本計画の構成	5

第1章 みどりの基本構想

1 みどりの基本理念	8
2 緑地の保全及び緑化の目標	10
(1) 計画のフレーム	10
① 計画対象区域	10
② 計画の期間	10
③ 人口の見通し	10
④ 市街化区域の規模	10
(2) 計画の目標水準	11
① 緑地の確保目標水準	11
② 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準	11
3 みどりの将来構造	13
(1) 本市のみどりの将来像	13
① 将来構造の考え方	13
② みどりの将来構造	14
4 みどりの配置方針	16
(1) 環境保全を図る緑地の配置方針	16
(2) レクリエーション需要に対応した緑地の配置方針	18
(3) 防災に配慮した緑地の配置方針	20
(4) 景観形成上重要な緑地の配置方針	22

第2章 みどりづくりの施策

1 計画と施策の体系	26
2 海と大地のみどりを守る	28
(1) 海の保全・活用軸における保全	28
(2) 大地の連携軸における保全	32
(3) 街の緑化軸における保全	36
(4) 生物種の保全	37
3 まちのみどりを創る・活かす	39
(1) 公園を創る・活かす	39
(2) まちのみどりを創る・活かす	42
(3) 民有地のみどりを創る・活かす	44
4 みんなで取り組む	46
(1) 連携を強化する	46
(2) 普及・啓発を進める	47
(3) 制度を充実する	49

第3章 みどりづくりを重点的に進める地区の方針

1 基本的考え方	52
2 近郊緑地特別保全地区の方針	54
(1) 近郊緑地特別保全地区・特別緑地保全地区とは？	54
(2) 地区別の方針	54
3 保全配慮地区の方針	56
(1) 保全配慮地区とは？	56
(2) 地区別の方針	56
4 保全・交流地区の方針	62
(1) 保全・交流地区とは？	62
(2) 地区別の方針	62
5 緑化重点地区の方針	64
(1) 緑化重点地区とは？	64
(2) 地区別の方針	64

6 重点的に道路の緑化に取り組む方針	70
(1) 重点的に緑化に取り組む道路とは?	70
(2) 道路別の方針	70

第4章 具体化への取組

1 計画具体化のための役割分担	74
2 計画実現のための個別施策と実施主体	76
1 「海と大地のみどりを守る」に係る個別施策と実施主体	76
2 「まちのみどりを創る・活かす」に係る個別施策と実施主体	77
3 「みんなで取り組む」に係る個別施策と実施主体	78
3 計画の評価と見直し	79

資料編 【現況調査資料】

1 三浦市のみどりの概況	82
(1) 地理的条件及び社会的条件の概要	82
(2) みどりと自然環境	88
(3) 緑地の現況	99
(4) 緑化推進と自然保護の状況	102
(5) 市民意向の状況	106
2 計画改定の視点	109
(1) 前計画の振り返り	109
(2) みどりを取り巻く社会動向、上位計画及び関連計画の整理	116
(3) 計画改定の視点	120

資料編 【巻末資料】

1 三浦市みどりの基本計画改定経緯	123
2 三浦市みどりの基本計画の変遷	124
3 三浦市緑の審議会名簿	125
4 諮問書	126
5 答申書	127
6 用語集	128
7 写真リスト	133
8 都市公園一覧	134

序章 はじめに

1 三浦市みどりの基本計画の目的

三浦市みどりの基本計画（以下、「本計画」とします）は、三浦市のみどりを保全・創出するための「基本理念」や「将来構造」などの目標像を定め、それを実現するための「みどりづくりの施策」を総合的に示すものです。

「みどりの保全」や「緑化の推進」、「都市公園の整備や維持管理」等の「みどりを守り・育てる行動を市民みんなで進めていく」こと、また三浦市の青い海とみどりを「次世代へとつなげていくこと」を目的とします。

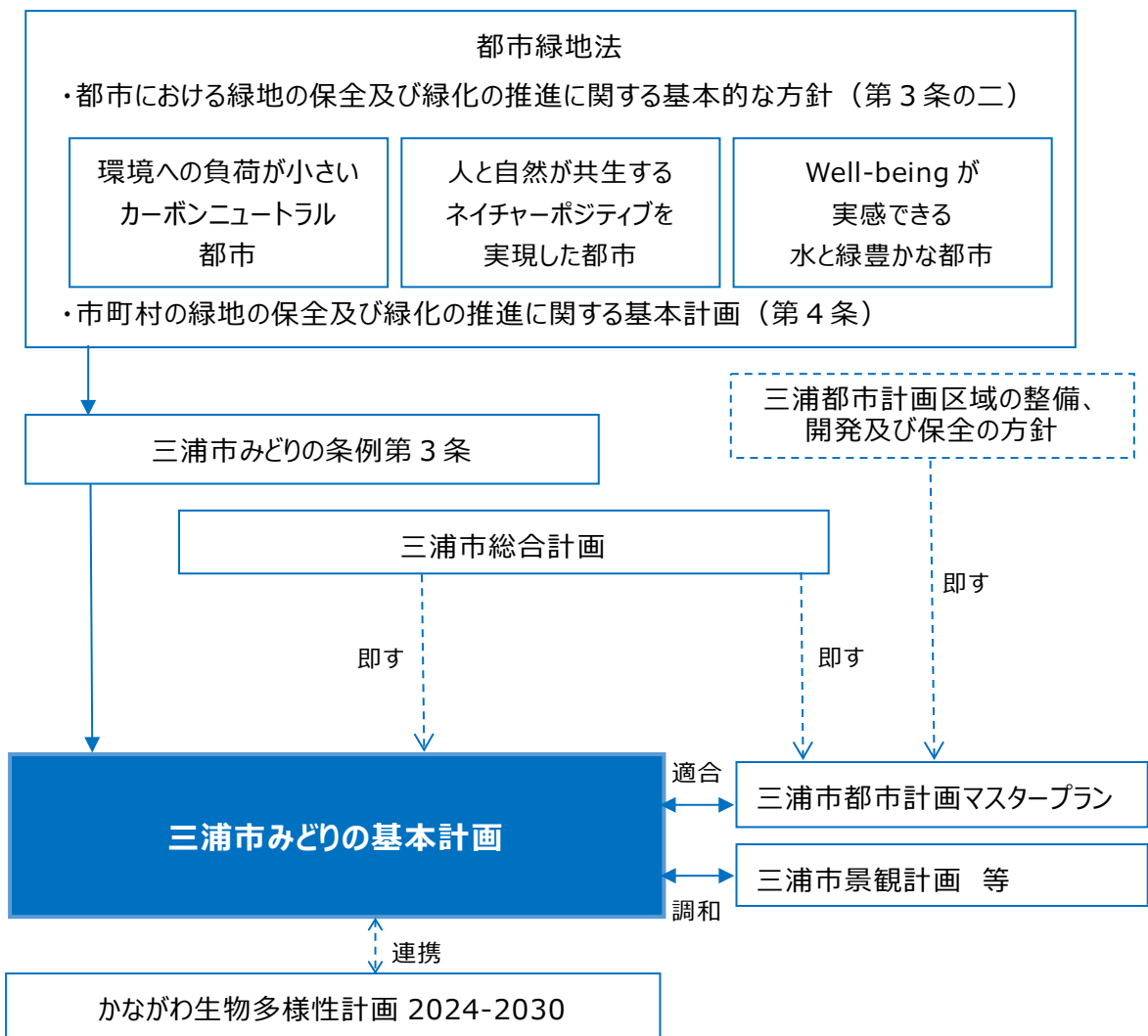


2 位置づけ

- ・本計画は、都市緑地法第4条を根拠とする三浦市（以下、「本市」とします）の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。今後、各種みどり施策は本計画に基づいて実施します。
- ・令和6（2024）年度には、都市緑地法が改正され、国の緑の基本方針が示されています。この中で、将来的な都市のあるべき姿として、「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being が実感できる緑豊かな都市」が全体目標とされ、本計画もこの目標の実現を目指した取組を進めていきます。

※Well-beingとは、「身体的な健康」「精神的な健康」「社会的充足感」という3つの要素がすべて満たされている状態のことです。

- ・「三浦市総合計画」に即し、関連計画である「三浦市都市計画マスタープラン」に適合するとともに、「三浦市景観計画」等との調和を図ります。加えて、広域緑地計画の内容を含む県レベルの広域的なみどりの施策を定めた「神奈川みどり計画」を継承する「かながわ生物多様性計画 2024-2030」との連携を図ります。



本計画の位置づけ

3 対象とする「みどり」

(1) 計画の対象とするみどり

本計画の対象とする みどり は、三浦市みどりの条例に定める、「樹林地、草地、水辺地、岩石地及びこれらに類する土地が単独又は一体となって良好な自然的環境を形成しているもの」を対象とします。

また、これらにより形成される多様な生態系を育む自然環境や様々な機能を持つオープンスペース、創造された緑化空間なども対象に含めることとします。

多様な生態系を育む自然環境

海や干潟・海岸・岩礁など沿岸部の自然環境、市中央部の大規模樹林・台地上の畑作地帯・河川・池沼など大地の自然環境、丘を縁取る斜面樹林など、本市の特徴である多様な自然環境を対象とします。

また、上記の自然環境に生息・生育する生きものを含め、これらによって形成される生態系についても対象とします。



様々な機能を持つオープンスペース

公園・緑地等をはじめ、環境の保全やレクリエーション・防災・大気汚染防止・騒音防止・気象緩和等の機能を有する空間すべてを対象とします。

例えば、学校のグラウンドや広場などのみどりが直接生育していない空地も含まれます。



創造された緑化空間

街路樹や草花によって彩られた花壇等、植物によってまちにいろどりを与えること等を目的として、人の手によって創造された緑化空間を対象とします。



(2) 数値的な目標の対象とするみどり

将来のみどりの確保を計画的に推進するため、数値目標を示すことは重要です。このため、“数値的な目標の対象とするみどり”を本計画では“緑地”として位置づけ、以下のように分類します。

緑地は、大きく分けると施設緑地と地域制緑地の二つに分類されます。

施設緑地とは、公園・緑地・広場等、主に市民が施設を利用することを前提とした緑地を位置づけます。都市公園とそれ以外のものに大別され、都市公園は都市公園法に基づき整備した公園を指します。それ以外のものとは、都市公園以外のもので公園・緑地に準じた機能を持ち、公的に管理される緑地である公共施設緑地と、私有地で公園・緑地に準じた機能を持つ緑地である民間施設緑地を指します。

地域制緑地とは、法や協定、条例等の法的な規制により一定の区域の緑地を保全する制度によって守られた緑地を指します。

緑地の分類の詳細について以下に示します。

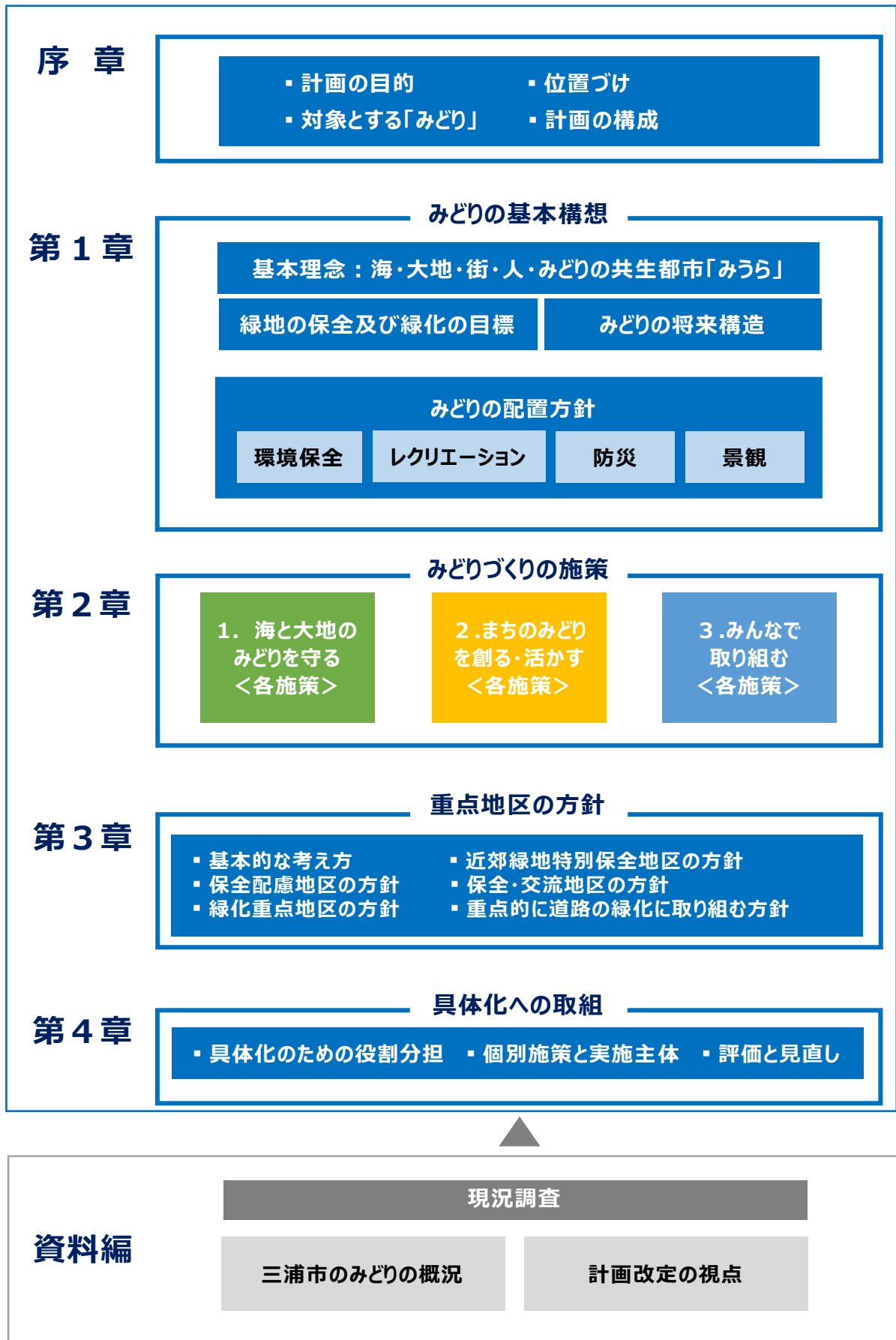
緑地の分類

施設 緑地	都市公園 <small>都市公園法で規定するもの</small>	住区基幹公園	街区公園 近隣公園 地区公園
		都市基幹公園	総合公園 運動公園
		大規模公園	広域公園 レクリエーション都市
		国営公園	
		緩衝緑地等	特殊公園 緩衝緑地 都市緑地 緑道
	都市公園以外	公共施設緑地 <small>都市公園以外の公有地で公園緑地に準ずる機能を持つ施設</small>	国民公園、都市公園を除く公共空地、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、道路環境施設帯、地方自治法設置又は市町村条例設置の公園、公共団体が設置している市民農園、公開している教育施設（国立）、河川緑地、湾岸緑地、農業公園、児童遊園、公共団体等が設置している運動場やグラウンド、子供の国、青少年公園等
		準公共的施設緑地	市民緑地
		民間施設緑地 <small>私有地で公園緑地に準ずる機能を持つ施設</small>	公開空地、市民農園、一時開放広場、公開している教育施設（私立）、市町村と協定等を結び開放しているグラウンド、寺社境内地、屋上緑化の空間、民間の動植物園等
	地域 制 緑地	法によるもの	緑地保全地域、近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区、風致地区、農業振興地域農用地区、生産緑地地区、地域森林計画対象民有林、自然公園地域、保存樹・保存樹林、河川区域、名勝・天然記念物等緑地として扱える文化財、保安林区域等
		協定によるもの	都市緑地法に基づく緑地協定等
条例等によるもの		自然環境保全地域（県条例根拠） 県や市町村指定の文化財で緑地として扱えるもの 樹林地の保存契約 協定による工場植栽地 条例・要綱・協定等による緑の保全地区や緑の協定地区等	

資料：緑の基本計画ハンドブック
令和3年改訂版を参考に作成

4 三浦市みどりの基本計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。





みどりのコラム 公園の種類

みなさんは公園をどのくらい利用していますか？

公園は、地域の人たちが利用する身近なものから、スポーツ施設としての機能を充実させたもの、自然的環境の保全を目的としたものなど、様々な種類があり、その機能や目的などによって区分されています。

ここでは、本市にある公園を例にとって公園の種類をご紹介します。

●街区公園（下宮田公園、和田公園などまちなかにある小さな公園）

街区公園は、遊具や広場、ベンチ等が配置された身近な公園です。標準の面積は0.25ha、誘致距離（利用する人が徒歩でストレスなくアクセスできる距離のこと）は250m（参考）とされています。街区公園は子どもたちが遊んだり、高齢者が休憩したりと、気軽に利用できる場所となっています。

●近隣公園（小松ヶ池公園）

近隣公園は、近隣の方が利用する公園で、標準の面積は2ha、誘致距離は500m（参考）とされています。本市の近隣公園は小松ヶ池公園一か所です。小松ヶ池公園は、バードウォッチングなど自然観察を楽しむ人も訪れています。早咲きの河津桜の名所にもなっています。

●運動公園（三浦スポーツ公園（潮風スポーツ公園））

運動公園は、その名のとおり、運動することを目的とした公園です。多目的グラウンドや野球場、テニスコートなどが整備され、多くの方がスポーツを楽しんでいます。

●風致公園（油壺公園、県立城ヶ島公園）

風致公園は、風致（自然のおもむきや味わい）を活かした公園です。本市の風致公園である油壺公園、県立城ヶ島公園では、海を見渡す雄大な景観や海浜植物や野鳥が生育・生息する自然海岸などが大きな魅力となり、市外の方を含め多くの方が訪れています。

本市にある公園は都市公園法に基づいた都市公園ですが、市外には優れた自然の風景の保護や生物の多様性の確保に寄与することを目的にした、自然公園法に基づく自然公園などもあります。

それぞれの魅力にあふれる様々な公園を、ぜひ訪ねてみてください！

■住区レベル（1 近隣住区）

（1 近隣住区…概ね1小学校区に相当、面積100ha）

標準面積：100ha(1km×1km)

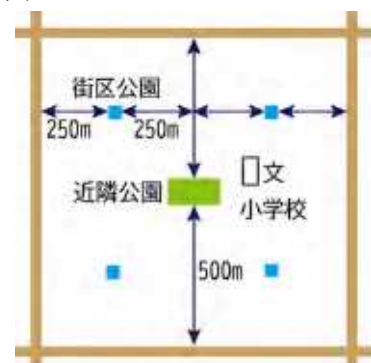
標準人口：10,000人

街区公園 4箇所

近隣公園 1箇所

【街区公園】 ■
標準面積 0.25ha
誘致距離 250m

【近隣公園】 ■
標準面積 2ha
誘致距離 500m



都市公園の配置の基準（参考）



“海（海・海辺）”と“大地（台地・大地）”のみどり

資料：三浦市航空写真及び地理院タイルを加工して作成。

海洋部は一部編集。

第1章 みどりの基本構想

1 みどりの基本理念

みどりの重要性

みどりは、生物多様性の維持、大気の浄化、都市気候の緩和、災害の防止等の役割をはじめ、レクリエーションの場、良好な景観の形成など、多様かつ重要な機能を有しています。みどりは、私たちの生命を支え、生活の基盤の一つとなる欠かせない存在です。

みどりと共生し、これを保全・育成しながら次世代に伝えていくことは、健康で快適な生活環境を確保していく上で非常に重要であり、私たちの責務でもあります。

みどりの基本理念

三浦市は三方を海に囲まれ、温暖な気候、台地と谷戸が織りなす変化に富んだ地形を有しています。

この変化に富んだ地形は、豊かな生態系や美しい景観を形成し、また、そこで営まれる暮らしは、作物が豊かに実る農地や人々が花やみどりの中で交流する街を形成しています。

これらは、三浦市独自のみどり豊かな風景となり、この地に受け継がれてきました。

この“海（海・海辺）”と“大地（台地・大地）”のみどりを“人（市民・行政・事業者）”が互いに協力しながら、その恵みを活用し、次代を担う子どもたちに伝えていきます。そして“街（市街地）”にみどりを育み、魅力とうるおいのある生活環境を創っていきます。

私たちは、“海”と“大地”の自然と“街”が共生した、みどり豊かな三浦市を市民みんなで創っていくこと、そして、未来へ引き継ぐことをみどりの基本理念とします。

— 未来へつなげよう —

海・大地・街・人・みどりの

共生都市「みうら」

みどりの共生都市「みうら」
共生



2 緑地の保全及び緑化の目標

(1) 計画のフレーム

関連計画との整合を考慮しつつ、本計画のフレームを次のとおり設定します。

① 計画対象区域

計画対象区域は、次のとおりとします。

計 画 対 象 区 域	計 画 対 象 市 町 村 名
三浦都市計画区域	三浦市

② 計画の期間

計画の目標年次と中間年次は、次のとおりとします。

基 準 年 次	中 間 年 次	目 標 年 次
令和 7 (2025)年	令和 17(2035)年	令和 27(2045)年

③ 人口の見通し

都市計画区域（行政区域）の人口の見通しは、次のとおりとします。

年 次	令和 7 年 (2025 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 27 年 (2045 年)
人 口	39 千人(39,131)	約 31 千人	約 26 千人

資料：令和 7 (2025)年、令和 27(2045)年は国立社会保障・人口問題研究所(令和 5 年推計)
令和 17(2035)年は整備、開発及び保全の方針による目標値(百人単位を四捨五入)

④ 市街化区域の規模

市街化区域の人口の見通し及び規模については、次のとおりとします。

年 次	令和 7 年 (2025 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 27 年 (2045 年)
市 街 化 区 域 人 口	34 千人	29 千人	24 千人
市 街 化 区 域 の 規 模	729ha	730ha	730ha
市 街 化 区 域 の 人 口 密 度	46.6 人/ha	39.7 人/ha	32.9 人/ha

資料：人口：令和 7 (2025)年は整備、開発及び保全の方針の令和 2(2020)年値の比率による計算値
令和 17(2035)年は整備、開発及び保全の方針による目標値
令和 27(2045)年は令和 17(2035)年の比率による計算値
面積：令和 7 (2025)年の現況値
令和 17(2035)年は整備、開発及び保全の方針による目標値
令和 27(2045)年は令和 17(2035)年と変化なしと想定

(2) 計画の目標水準

本計画の目標水準を、次のとおり設定します。

① 緑地の確保目標水準

目標年次令和 27(2045)年における緑地の確保目標水準は、次のとおりとします。

令和 27 年 における 緑地確保 目標量	市街化区域面積 に対する割合 (A)	都市計画区域面積 に対する割合 (B)
	おおむね 19%	おおむね 62%

$$A = \frac{\text{令和 27(2045)年の市街化区域内緑地確保目標量}}{\text{令和 27(2045)年の市街化区域面積}} \times 100 = \frac{141\text{ha}}{730\text{ha}} \times 100$$

$$B = \frac{\text{令和 27(2045)年の都市計画区域内緑地確保目標量}}{\text{令和 27(2045)年の都市計画区域面積}} \times 100 = \frac{1,932\text{ha}}{3,144\text{ha}} \times 100$$

令和 7 (2025)年における緑地確保量は、市街化区域面積に対する割合がおおむね 19%、都市計画区域面積に対する割合がおおむね 61%です。

目標年次となる令和 27(2045)年では、市街化区域についてはこれを維持、都市計画区域については、都市公園の整備等により 1%程度増加することを目標とします。

② 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

中間年次令和 17(2035)年及び目標年次令和 27(2045)年における緑地の確保目標水準は、次のとおりとします。

年次		令和 7 年 (2025 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 27 年 (2045 年)
都市計画区域 人口一人当たりの 目標水準	都市公園 等	31.6 m ² /人 (123.09ha)	39.8 m ² /人 (123.38ha)	55.5 m ² /人 (144.37ha)
	都市公園	9.9 m ² /人 (38.50ha)	12.4 m ² /人 (38.54ha)	22.7 m ² /人 (58.93ha)

目標年次である令和 27(2045)年においては、令和 7 (2025)年と比較し、総人口が約 13 千人減少することが想定されています。そのため、人口一人当たりの都市公園などの面積は、大幅に増大するものと想定しています。



小網代の森



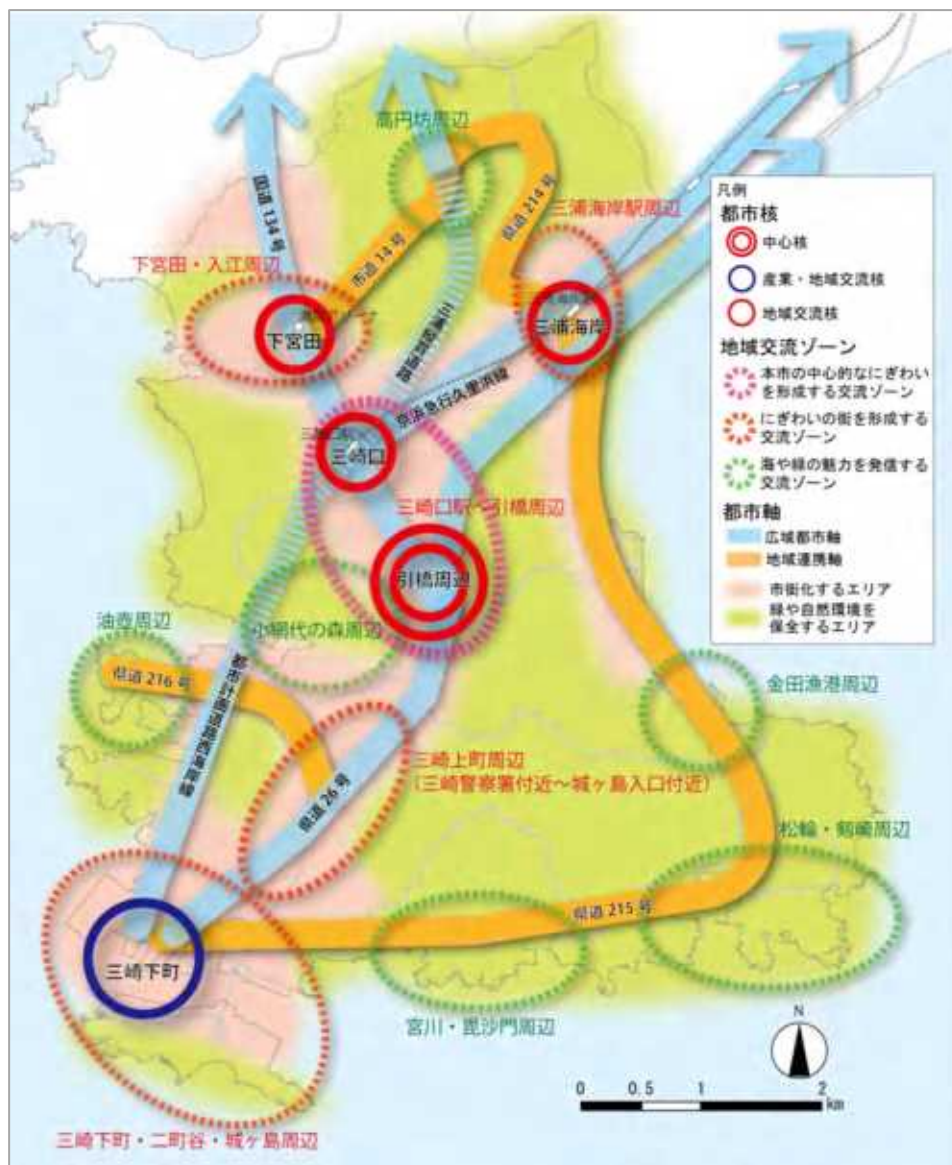
三戸から望む相模湾

3 みどりの将来構造

(1) 本市のみどりの将来像

① 将来構造の考え方

- ・本市の地域特性を考慮しつつ、重点的に保全したい緑地、整備したい大規模な公園等、計画の骨格となる重要なみどりを中心に示します。
- ・関連計画である三浦市都市計画マスタープランの「将来都市構造図」との整合を図ります。
 - ▶「海や緑の魅力を発信する交流ゾーン」を本計画では、その地域のみどりの特性に合わせ、「みどりの保全拠点」、「みどりの交流拠点」に位置づけます。
 - ▶「本市の中心的なにぎわいを形成する交流ゾーン」、「にぎわいの街を形成する交流ゾーン」を本計画では「街の緑化拠点」に位置づけます。



三浦市都市計画マスタープランにおける将来都市構造図

② みどりの将来構造

みどりの将来構造は骨格となる重要な緑地や公園を「みどりの拠点」として、また、みどりの連続性を「みどりの軸」として示します。

みどりの拠点

みどりの保全拠点

良好な自然環境がみられる地区のうち特に重要な地区について、地域制緑地の指定や公有地化等、みどりの保全を重点的に進める地区に位置づけます。

■小網代の森周辺 ■油壺周辺 ■江奈湾周辺

みどりの交流拠点

全市的な利用を図っていく拠点的な公園施設や交流の場について位置づけます。

■県立城ヶ島公園 ■三浦スポーツ公園（潮風スポーツ公園）
■小松ヶ池公園 ■宮川公園 ■宮川・毘沙門周辺
■松輪・劔崎周辺 ■金田漁港周辺 ■高円坊周辺

街の緑化拠点

みどりの少ない市街地の緑化を推進する地区や都市整備に合わせて重点的に緑化を推進すべきまちづくりの拠点に位置づけます。

■三崎口駅から引橋周辺 ■三浦海岸駅周辺 ■三崎下町・二町谷・城ヶ島周辺
■三崎上町周辺（三崎警察署付近から城ヶ島入口周辺） ■下宮田・入江周辺

みどりの軸

街の緑化軸【市街地全域】

街の緑化拠点を結ぶよう、市街地への緑化を重点的に進めます。

海の保全・活用軸【海辺とそこに生育する海浜植生から背後の良好な自然環境】

海辺とそこに形成される海浜植生、背後の良好な自然環境を連続的に保全し、生態的なつながりを確保します。また、海辺のレクリエーションの場として、活用を図ります。

大地の連携軸【多摩丘陵から続く三浦丘陵の広域的なみどり】

多摩丘陵から続く三浦丘陵のみどりの広域的な連続性を確保します。また、台地上を中心としたダイコン畑等の農地によって形成される独特な農地景観の保全を図ります。

重点緑化道路

道路管理や交通安全の確保等を勘案し、可能な範囲で沿道のみどりの保全や緑化を図るとともに、周辺と統一感のある沿道景観の形成、また、花とみどりモデル事業による緑化推進を図ります。



三浦市みどりの将来構造図



4 みどりの配置方針

環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の4つの視点から、みどりの将来構造を踏まえた、緑地の配置の考え方を示します。

(1) 環境保全を図る緑地の配置方針

海に囲まれて温暖な本市の風土に育まれた特徴的なみどりや、自然環境の骨格を形成する緑地を保全するため、以下の方針を定めます。

大地の連携軸 みどりの保全拠点

- ・ 劔崎・岩堂山及び小網代近郊緑地保全区域については、首都圏有数の良好な自然環境を有する区域として保全します。
- ・ 特に、小網代近郊緑地特別保全地区については、関東地方唯一といわれる集水域の森と河川、干潟、海の連続性が保たれた環境を、本市のみどりの“中核的な生物多様性拠点”として、生きものの生息環境を含めて一体的に緑地の保全を進めます。
- ・ 谷戸や海に面した斜面緑地は、みどりの回廊として、生態系の連続性と良好な自然環境の一体的な保全を図ります。
- ・ 本市の土地利用の大部分を占める、畑作を中心とする農地については、優良農地の確保とともに、そこに生息する生物の生息環境、良好な自然環境の保全を図ります。

海の保全・活用軸 みどりの保全拠点 みどりの交流拠点

- ・ 油壺、城ヶ島、下浦海岸、松輪・毘沙門、黒崎、和田風致地区については、本市を特徴づける自然環境を有する区域として保全します。
- ・ 県の指定する長浜、三戸、油壺自然環境保全地域については、マテバシイやスタジイなどの生育する貴重な自然環境を有する地域として保全します。
- ・ 海と岩礁地帯、砂浜、干潟等多様な自然海岸、そこに形成される海浜植生等については、情報の蓄積と有効な保護対策を検討しながら、良好な自然環境として一体的な保全を図ります。

街の緑化軸 街の緑化拠点

- ・ 遺跡や史跡、社寺、港町の古いまちなみ等の歴史的資源を本市の歴史・文化を伝承するみどりの資源として、保全・活用に努めます。
- ・ 開発に際しては、極力みどりを保全するよう誘導するとともに、やむを得ずみどりが失われた場合は、開発地内へのみどりの回復を誘導します。
- ・ 市街地環境の改善の観点から、公共施設や民有地の緑化を推進します。

大地の連携軸～海の保全・活用軸～街の緑化軸

- ・ 本市中央部の大規模な樹林地と自然海岸、斜面緑地、農地の各生態系相互の連続性とこれらのみどりによって形成される良好な自然環境の一体的な保全を図ります。



みどりの将来構造図(略図)



環境保全に関するみどりの方針図



*1: 環境省自然環境保全基礎調査 干潟調査(第5回)分布地域、
特定植物群落(第5回)GISデータ(環境省生物多様性センター)(<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>)
*2: 生物多様性保全上重要な里地里山(環境省 自然環境局 自然環境計画課)
(https://www.env.go.jp/nature/satoyama/14_kanagawa/no14-19.html)
上記を利用し作成・加工

(2) レクリエーション需要に対応した緑地の配置方針

本市の海とみどりの特性を活かして、日々の暮らしにゆとりを与えてくれる緑地や、広域のレクリエーション利用に供する緑地等を配置するため、以下の方針を定めます。

大地の連携軸 ◀||||▶ みどりの交流拠点 ●

- ・多様化するレクリエーション需要への対応のため、レクリエーションを目的とした公園整備を図ります。
- ・スポーツレクリエーションの拠点として活用を図るため、三浦スポーツ公園（潮風スポーツ公園）を配置しています。
- ・生物相が豊かで市民に親しまれている小網代の森、小松ヶ池を生物とのふれあいの場として保全・活用に努めます。
- ・フルーツ狩りや収穫体験などが楽しめる観光農園や農業イベント等、人々の交流やレクリエーションの場として、農地の活用を図ります。

海の保全・活用軸 ●●●●● みどりの交流拠点 ●

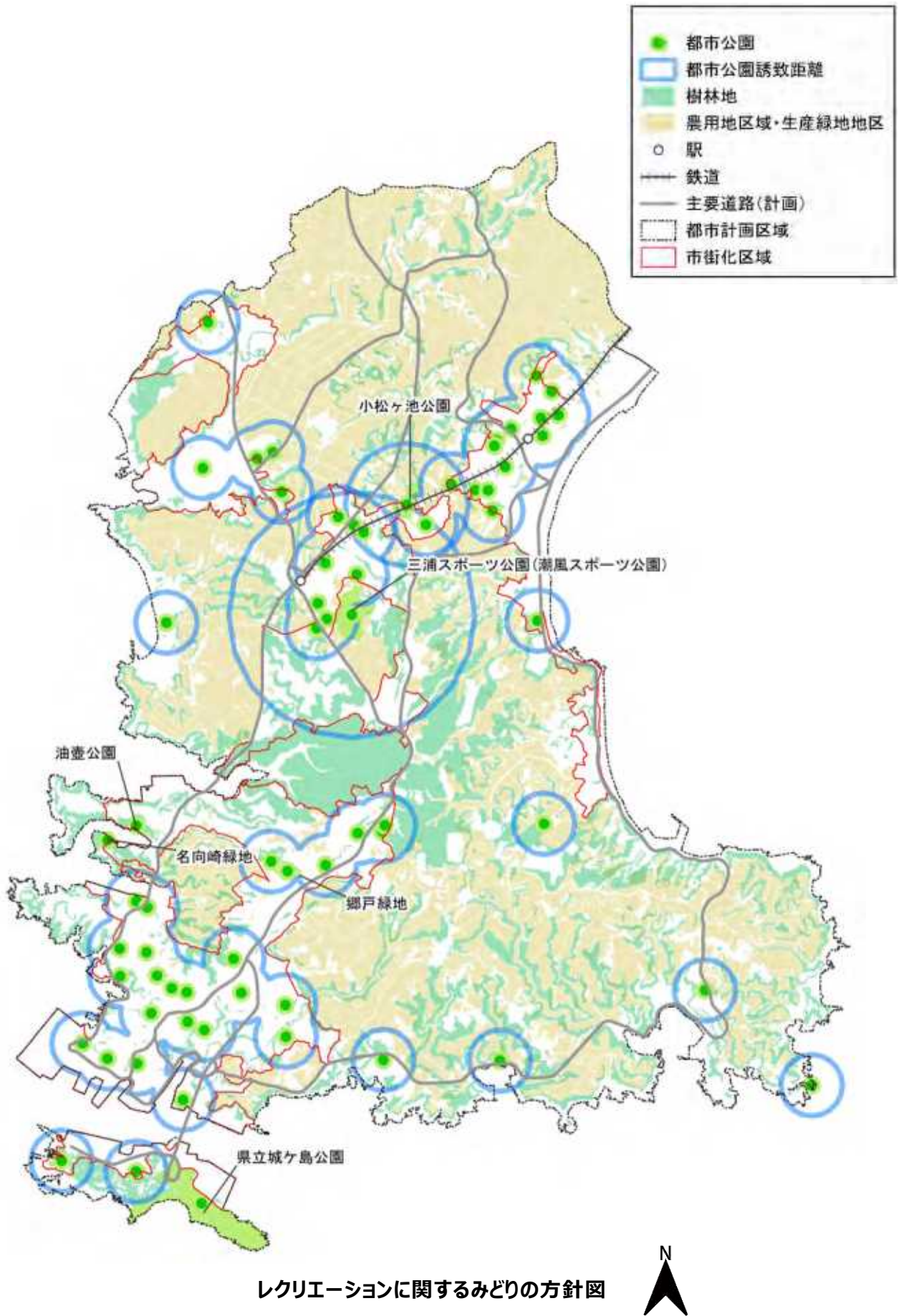
- ・自然探勝の場となっている海岸線については、遊歩道の整備・管理の充実及び都市公園の整備・拡充を図ります。
- ・本市の豊かな自然環境を代表する砂浜は、海辺のレクリエーションの場として、また、多くの人々が訪れる漁港などを人々の交流の場として、保全・活用に努めます。
- ・生物相が豊かな江奈湾を生物とのふれあいの場として保全・活用を図ります。

街の緑化軸 ||||| 街の緑化拠点 ●●

- ・観光の中心地である三崎下町地区等については、交通利用・催し・憩いの場となるオープンスペースを配置するとともに、既存の社寺について、レクリエーションの場として活用を図ります。
- ・開発事業に併せて、子どもの安全な遊びの場や高齢者等の憩いの場となる身近な公園の確保を図ります。また、既存の公園のリニューアルを進めます。
- ・新たに市街地づくりを進める地区では、計画的かつ使いやすく効果的な範囲に公園緑地の確保を図ります。
- ・施設開放されている学校については、地域のスポーツレクリエーション活動の場として活用を図ります。



みどりの将来構造図（略図）



(3) 防災に配慮した緑地の配置方針

本市の災害に対する安全性を高める緑地等を配置するため、以下の方針を定めます。

大地の連携軸 ◀■■■▶ みどりの交流拠点 ●

- ・三浦スポーツ公園（潮風スポーツ公園）を防災活動の中心となる公園として活用します。

海の保全・活用軸 ■■■

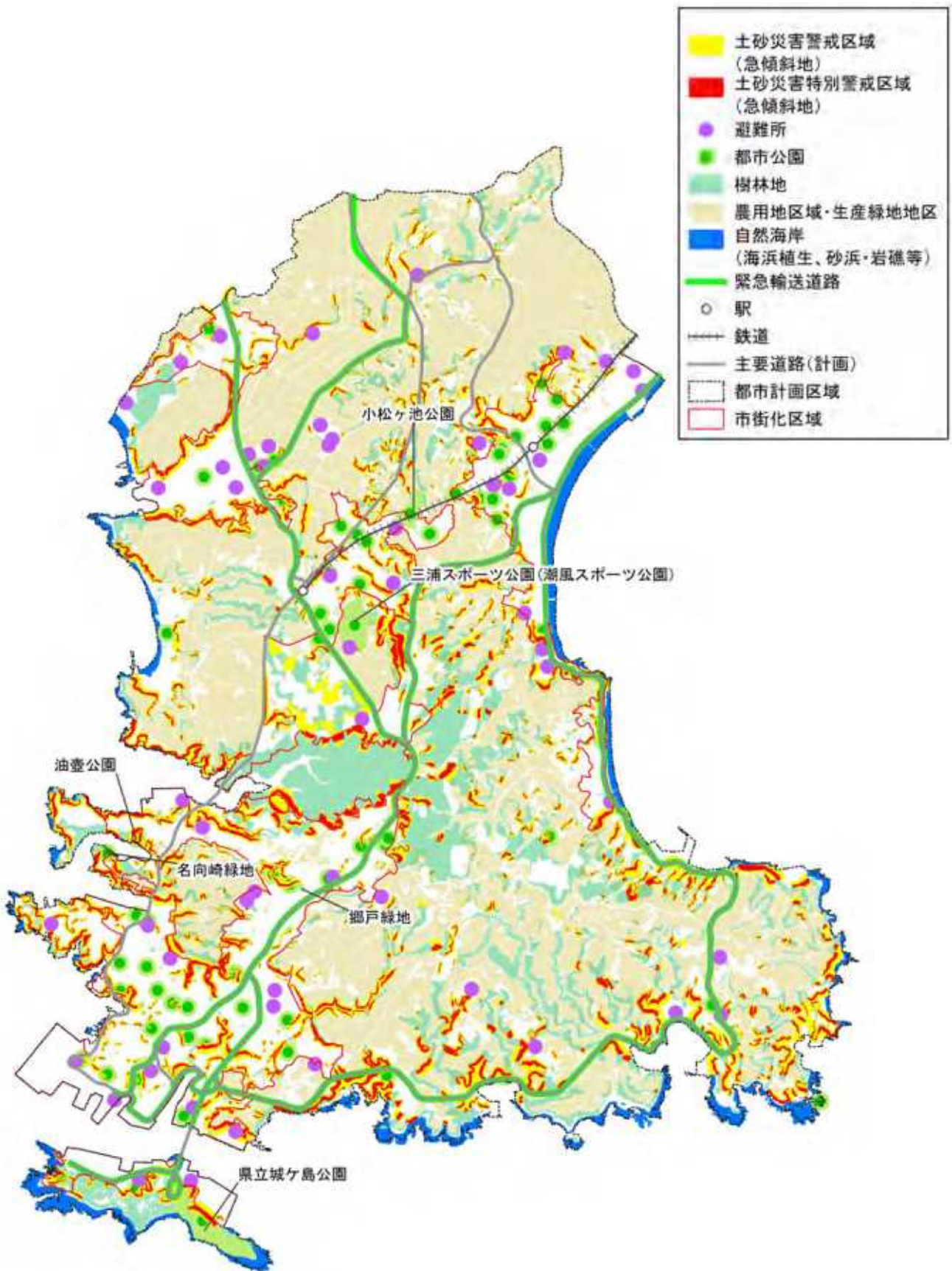
- ・市街地・集落を高潮や津波から守る海岸緑地と土砂崩壊を防止する斜面緑地の保全を図ります。

街の緑化軸 ■■■■ 街の緑化拠点 ●

- ・市街地では、地震火災に対する避難場所一帯を中心にして緑地的空間の形成を図ります。
- ・三崎漁港等主要な漁港周辺にオープンスペースを確保し、避難と防災活動、災害復旧の防災拠点として活用します。
- ・三崎下町地区では、防災空地となるオープンスペースの確保等を推進し、市街地の防災性の向上を地区のまちづくり事業と一体的に推進します。
- ・学校については、災害発生時の避難場所となるオープンスペースとして、活用を図ります。
- ・公園や道路、市街地内の生産緑地地区及び市街地周辺の農地については、火災時の延焼遮断のほか、災害発生時の一時的な避難の場所等として、保全・活用に努めます。



みどりの将来構造図（略図）



防災に関するみどりの方針図



(4) 景観形成上重要な緑地の配置方針

三浦らしい景観を形成する緑地を必要な場所に適切に配置するため、以下の方針を定めます。三浦市景観計画で認定する「みうら景観資産」の保全を図るなど、三浦市景観計画と連携しつつ進めます。

大地の連携軸 ◀||||▶

- ・谷戸と斜面の緑地は本市の地形の特徴を表し、奥行きを与える自然景観として保全します。
- ・台地の上や低地に伸びる農地について、本市を特徴づける農地景観として保全を図ります。

【関連するみうら景観資産】

小網代の森、岩堂山と農地

海の保全・活用軸 〰️ みどりの交流拠点 ●

- ・半島の輪郭を形づくっている変化に富んだ自然海岸と背後の自然地は、特徴的な景観の骨格を形成する緑地として一体的に保全を図ります。

【関連するみうら景観資産】

黒崎の鼻、諸磯湾から見た富士山、城ヶ島大橋、盗人狩、三浦海岸、三浦海岸大根干し



みどりの将来構造図（略図）

街の緑化軸 ||| 街の緑化拠点 ●

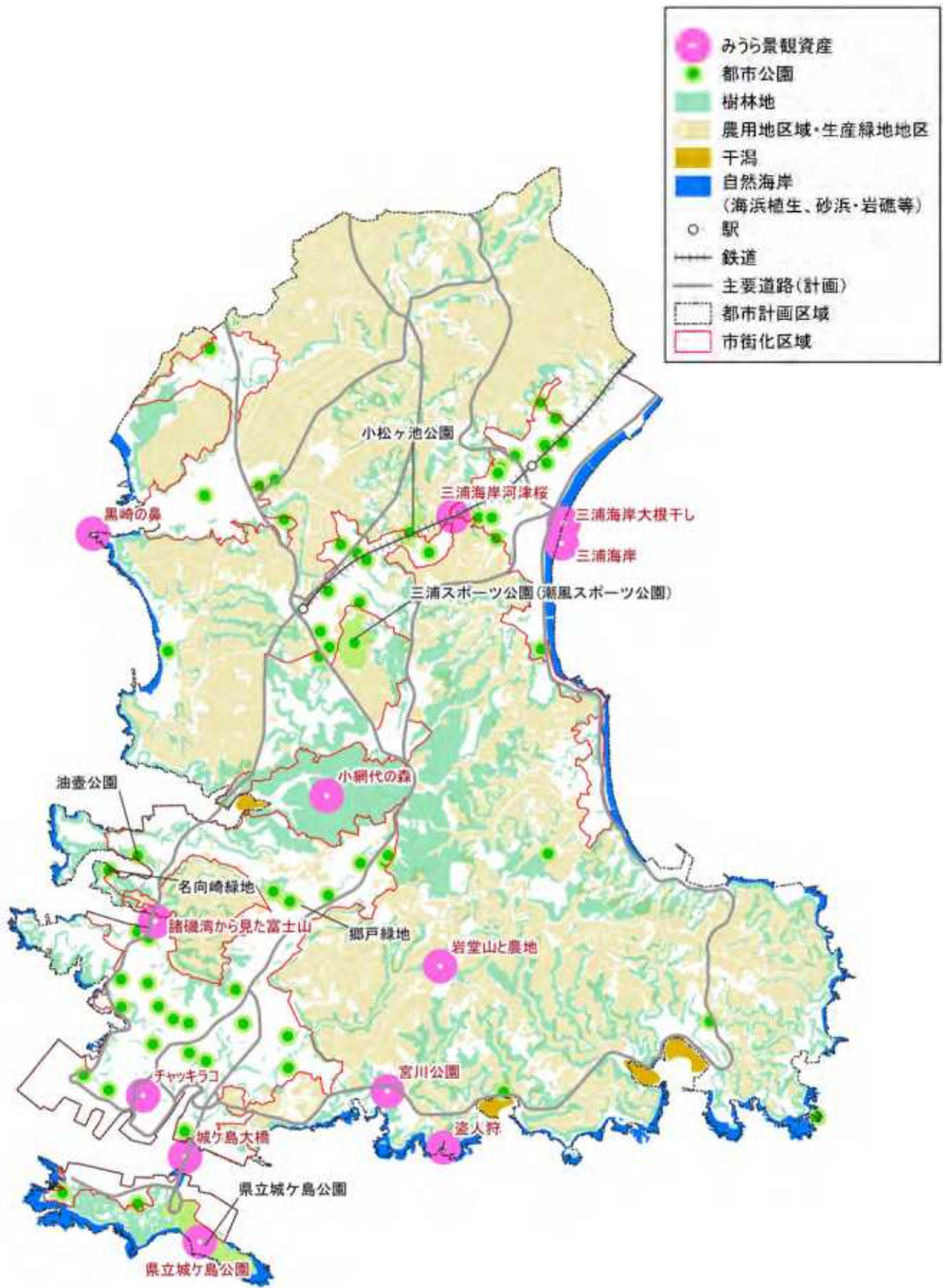
- ・市街地をみどりで整え、まちなみ景観の充実を図り、公共公益施設や公園等をまちや地域のみどりの核として景観形成を図ります。
- ・開発に伴うみどりの損失を抑制し、その回復を図り、みどり豊かな景観が維持されるよう誘導します。
- ・開発の際は、海辺と農地の広がりの特徴とする三浦の景観とともに、海からの景観への配慮を求めます。
- ・歴史的資産となる史跡や、歴史的景観を形成する社寺境内等について、緑地として保全を図ります。

【関連するみうら景観資産】 県立城ヶ島公園、宮川公園、三浦海岸河津桜

大地の連携軸～海の保全・活用軸～街の緑化軸 ◀||||▶ 〰️ |||

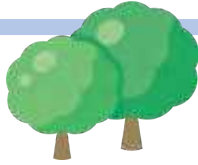
重点緑化道路 ●●●●*

- ・代表的眺望地点、探勝スポットの保全・活用を図ります。
- ・景観地や史跡等をつなぐ道路や市内の主要な幹線道路の緑化を推進します。



景観に関するみどりの方針図





みどりのコラム みうら景観資産

本市には素晴らしい景観がたくさんあります。城ヶ島からみる伊豆大島、房総半島から昇る朝日や相模湾に沈む夕日、富士山の眺望、台地の畑に広がる露地野菜、マグロで賑わう三崎漁港など、どれも代表的な本市の景観です。加えて、チャッキラコや、海南神社の行道獅子（ぎょうどうじし）など歴史や文化を背景とした本市独自の景観もあります。

本市のかけがえのない財産である景観を現在に活かしながら後世に伝えるために、三浦市景観計画が定められています。この三浦市景観計画の中では、「三浦らしい景観」を幅広く募集し、景観審議会の意見を聴いた上で、「みうら景観資産」として認定する仕組みを構築しています。

みうら景観資産一覧

岩堂山と農地	諸磯湾からみた富士山	盗人狩	黒崎の鼻
宮川公園	県立城ヶ島公園	小網代の森	三浦海岸
城ヶ島大橋	チャッキラコ	三浦海岸河津桜	三浦海岸大根干し

本市のまちづくりにあたっては、「みうら景観資産」の保全と活用を、最大限考慮することとしています。

三浦らしい景観として選ばれた「みうら景観資産」をぜひ訪ねてみてください。

また、三浦市ホームページでは、「みうら景観資産」の提案を募集していますので、あなたのお気に入りの景観をぜひ教えてください！



みうら景観資産 岩堂山と農地



みうら景観資産 三浦海岸河津桜



みうら景観資産 黒崎の鼻



みうら景観資産 三浦海岸大根干し

第2章 みどりづくりの施策

1 計画と施策の体系

みどりの基本理念を踏まえた施策の展開を体系として整理し、以下に示します。
 また、国が定めた緑の基本方針では、「環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市」、「人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市」、「Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市」の実現を目指すこととしています。
 本計画の施策はこれらを実現するための柱として「1.海と大地のみどりを守る」、「2.まちのみどりを創る・活かす」、「3.みんなで取り組む」を掲げています。

施策の柱	施策の方向	施策方針	個別施策	施策No.
1. 海と大地のみどりを守る	(1) 海の保全・活用軸における保全	海沿いのみどりを守る	→ 自然海岸の保全	1-1
			→ 海岸林・断崖地植生等の保全	1-2
			→ 海浜動植物の保全対策の推進	1-3
			→ 干潟・藻場の保全 ～ブルーカーボンの取組推進～	1-4
			→ 海辺の活用と利用調整	1-5
			→ 海岸美化の推進	1-6
			→ 海岸景観への配慮	1-7
	(2) 大地の連携軸における保全	谷戸と里山林を守る	→ 小網代の森の保全・活用	1-8
			→ 谷戸・里山林等の連続性の確保	1-9
			→ 樹林地の保全制度の活用	1-10
			→ 社寺林等の保全	1-11
			→ 市民協働による谷戸・里山林の維持管理	1-12
			→ 多自然川づくりの推進	1-13
	農地を守る	→ 農地の保全・活用	1-14	
		→ 生産緑地地区の保全	1-15	
		→ 農の景観への配慮	1-16	
	(3) 街の緑化軸における保全	市街地のみどりを守る	→ まちなかの斜面樹林等の保全	1-17
		みどりを復元する	→ まちなかの樹木の保全	1-18
	(4) 生物種の保全	生息情報を充実する	→ 開発時のみどりの整備及び保存	1-19
			→ 生物多様性に関する普及啓発	1-20
			→ 現存植生図の充実と活用	1-21
		動植物を守る	→ 動植物生息調査と情報の蓄積	1-22
			→ 外来種対策の推進	1-23

施策の柱

2. まちのみどりを創る・活かす

施策の方向	施策方針	個別施策	施策No.
(1) 公園を創る・活かす	公園を整備・維持管理する	→ 身近な公園の整備・維持管理	2-1
		→ 多くの人が集まる公園の整備・維持管理	2-2
		→ 風致公園の整備・維持管理	2-3
		→ 歴史公園の整備・維持管理	2-4
		→ 三浦半島国営公園の設置推進	2-5
		→ 都市緑地の保全	2-6
		→ 公園の適切な維持管理と再整備	2-7
	公園を活かす	→ 公園の魅力を活かすパークマネジメントの推進	2-8
		→ ユニバーサルデザインの公園づくり	2-9
		→ 防災・防犯に配慮した公園づくり	2-10
		→ 景観や生きものに配慮した公園づくり	2-11
(2) まちのみどりを創る・活かす	フラワーロードづくりを進める	→ フラワーロードの推進	2-12
		→ 道路緑化の推進	2-13
		→ 遊歩道、散策ルートづくりの推進	2-14
		→ 駅周辺の緑化推進	2-15
		→ まちづくりにおける緑地整備の促進	2-16
	みどりのまちづくりを進める	→ 公共施設緑地の整備・活用	2-17
		→ 主要公共施設の緑化推進	2-18
		→ グリーンインフラの取組推進	2-19
		→ まちなかのオープンスペースづくり	2-20
		(3) 民有地のみどりを創る・活かす	みどりの地域づくりを進める
→ 三浦市に適している樹木の推奨	2-22		
多様な緑化を推進する	→ 生物多様性に配慮した緑化の推進		2-23
	→ フラワーポット等による緑化の推進		2-24

施策の柱

3. みんなで取り組む

施策の方向	施策方針	個別施策	施策No.
(1) 連携を強化する	市民と行政の連携を強化する	→ 緑の市民会議の開催	3-1
		→ みどりの活動団体等の支援・育成	3-2
		→ 学校との連携の推進	3-3
	→ 関係機関との連携を強化する	→ 関係機関との連携と事業の推進	3-4
(2) 普及・啓発を進める	みどりの魅力をPRする	→ エコツーリズムの推進	3-5
		→ 広報・ホームページの活用	3-6
		→ 各種媒体を用いた情報提供	3-7
	みどりに親しむ活動を進める	→ 子どもたちとの活動の推進	3-8
		→ 緑化教育の推進	3-9
		→ クリーンアッププロジェクトの推進	3-10
		→ コンクール・表彰等の検討	3-11
		→ 市の木、市の花、市の鳥の普及	3-12
		→ 緑化推奨木の普及	3-13
		(3) 制度を充実する	支援制度の充実を図る
→ みどりに関する財源の確保	3-15		
基金を活用する	→ みどり基金の充実		3-16
	→ 条例の充実を図る		→ みどりの条例の充実

2 海と大地のみどりを守る

(1) 海の保全・活用軸における保全

【施策方針】

海沿いのみどりを守る

【個別施策】

◆自然海岸の保全（No.1-1）

- ・湾や入江、岬、砂浜、干潟、岩礁等、多様な景観を有する自然海岸については、東京湾沿岸海岸保全基本計画及び相模灘沿岸海岸保全基本計画に基づき、適切に保全されるよう関係機関と調整を図ります。



宮川湾

◆海岸林・断崖地植生等の保全（No.1-2）

- ・海岸に面した急斜面地等に生育している貴重な自然植生及び常緑広葉樹二次林については、自然景観や生態的な連続性を確保するよう、風致地区や近郊緑地保全区域、自然環境保全地域の指定継続により保全を図ります。

◆海浜動植物の保全対策の推進（No.1-3）

- ・砂浜や岩礁地帯にみられる多様な海浜動植物については、市民団体等との情報共有や関係機関との連携を図りながら保全を図ります。
- ・砂浜への自動車等の乗り入れ禁止や、保全上の必要性が特に高い群落への立ち入り規制等、ルールづくりとその周知について関係機関と連携して検討します。



ハマヒルガオ

◆干潟・藻場の保全 ～ブルーカーボンの取組推進～ (No.1-4)

- ・江奈湾、昆沙門湾、小網代湾にみられる県内でも数少ない干潟や藻場については、海洋生物の生息場所や産卵場所等として重要なことから、市民団体による保全活動の支援や関係機関と連携を図りながら適切な保全を図ります。
- ・干潟や藻場は「ブルーカーボン生態系」と呼ばれ、光合成によりCO₂を取り込み、その後、海底や深海に蓄積させる役割を果たしています。地球温暖化対策の一つである「ブルーカーボン」の取組を、三浦半島4市1町で連携しながら進めていきます。



小網代の干潟

◆海辺の活用と利用調整 (No.1-5)

- ・海水浴や磯遊び、海釣り等の海浜レジャーとしての利用を図りつつ、過度なものとならないよう、利用者や関係機関と協力しながら、ルールづくりやその周知等について検討します。
- ・市民団体の行う自然観察会等を支援し、自然学習の場として海辺の活用を図ります。
- ・関東ふれあいの道（首都圏自然歩道）については、自然観察や散策の拠点的施設として、巡視作業活動の支援等を継続的に実施するなど、関係機関と連携を図りながら維持・保全を図ります。



黒崎の鼻での自然観察会

◆海岸美化の推進 (No.1-6)

- ・海岸利用によって発生するごみの散乱を防止するため、持ち帰りの推進等マナー向上の周知と、市民や事業者、海岸利用者等の取り組む清掃活動に対する支援を図ります。
- ・海岸美化の推進について（財）かながわ海岸美化財団等関係団体との連携を図ります。



クリーンアップ三浦 諸磯

◆海岸景観への配慮（No.1-7）

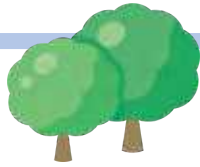
- ・三浦市景観計画に基づき、本市の特徴的な自然海岸の景観保全を図るとともに、漁港機能を活かした人工的な海の部分を適切に保全し、落ち着きある海の景観を創造します。
- ・新たな景観を創造する際には、周辺の景観特性に配慮し調和を図ります。
- ・空と海への眺望の維持・保全に配慮します。
- ・海岸について施設整備を実施する場合は、海岸景観形成ガイドライン及び東京湾沿岸海岸保全基本計画並びに相模灘沿岸海岸保全基本計画に基づき、適切に海岸景観が形成されるよう、関係機関と連携を図りながら維持・保全を図ります。
- ・三浦海岸、北下浦漁港（上宮田地区）、三崎漁港、金田漁港、間口漁港（江奈地区）は、景観重要公共施設に指定しており、周辺の自然環境に配慮し調和のとれたものとなるよう、良好な景観の保全を図ります。



三浦海岸



三崎漁港



みどりのコラム 三浦市の海浜植物

本市は、高い山こそありませんが、入り組んだ山や谷、変化に富んだ海岸線を持ち、多くの植物が生育しています。その植物相の大きな特色は海浜植物が豊富なことです。

三浦海岸、三戸海岸のような砂浜、黒崎や城ヶ島、毘沙門、雨崎、劔崎のような磯、小網代湾や江奈湾のような干潟といった海岸の多様な姿がみられます。海浜植物には美しい花を持つものも多く、親しみやすいものです。ここでは、海浜植物の一部をご紹介します。



ツワブキ



ハマユウ



イソギク



ハマゴウ



ソナレマツムシソウ



スナビキソウ

強い日射しや強風、潮風など海岸特有の厳しい環境条件の中で、海浜植物たちはどのように生活しているのでしょうか。海浜植物たちの観察を通して、自然な海岸の大切さについて考えてみましょう！

資料：三浦の文化財第11集「海辺の植物」を参考に作成

(2) 大地の連携軸における保全

【施策方針】

谷戸と里山林を守る

【個別施策】

◆小網代の森の保全・活用 (No.1-8)

- ・小網代の森は、関東地方で唯一、森林、湿地、干潟及び海が連続して残されている自然域において形成された、希少種を含む流域生態系です。県の近郊緑地特別保全地区の指定継続により保全を図ります。
- ・今後も、順応的な管理を進める「小網代の森保全管理・活用計画」等に基づく保全・管理事業を、神奈川県、三浦市、(公財)かながわトラストみどり



小網代の森

- 財団、NPO 法人小網代野外活動調整会議が連携しながら進めます。
- ・三浦市民交流センターに設置した小網代の森インフォメーションスペースについては、自然観察や環境学習など自然との関わりを学べる場として活用を推進します。

◆谷戸・里山林等の連続性の確保 (No.1-9)

- ・谷戸の斜面樹林やまとまった里山林等については、樹林が連続的に残されるよう、近郊緑地保全区域・風致地区等の指定継続により保全を図ります。



毘沙門湾と斜面樹林

◆樹林地の保全制度の活用 (No.1-10)

- ・保全措置の図られていない、斜面樹林や里山林については、三浦市みどりの条例に基づく「保全配慮区域及び緑の保護地区」、都市緑地法第55条に基づく「市民緑地制度」等による保全や市民協働による維持管理を検討します。
- ・規制等による保全が困難な優良な緑地を保全するため、「かながわトラストみどり基金」を活用した緑地の買入れや、身近なみどりを守り、次の世代に引き継いでいく「かながわのナショナルトラスト運動」等を、県や関係機関との協力のもとで推進します。

◆社寺林等の保全 (No.1-11)

- ・社寺林は、代々受け継がれてきた重要性の高いみどりとして、市民の協力を得ながら適切に保全を図ります。
- ・三浦七福神巡りや花の寺づくりを進めている社寺等については、景観・観光資源として活用を図ります。

◆市民協働による谷戸・里山林の維持管理 (No.1-12)

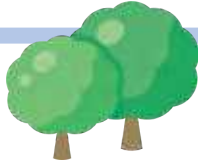
- ・住民や団体等による谷戸・里山林などの保全活動を支援します。
- ・緑地の維持保全にあたっては、緑地の特性に応じて、三浦市みどりの条例に基づく「緑の保護地区及び保護樹木」や、県の「自然保護奨励金制度」等の有効活用を図ります。
- ・全国的に被害が広がっているナラ枯れや松枯れ等への適切な対応を進めるとともに、適切な管理によるみどりの質の向上を図ります。



保護樹木 延寿寺のナギ

◆多自然川づくりの推進 (No.1-13)

- ・市内の河川は市が管理する小規模な河川のみとなっており、これらの河川改修を実施する場合は、周辺の自然環境に応じて、国の「多自然川づくり基本指針」等を踏まえつつ、自然的な景観や生物多様性等へ配慮した多自然川づくりに努めます。



みどりのコラム 「小網代の森」を次の世代へ

小網代の森は、本市の中央部に位置する相模湾に面した約 70ha の森です。

森の中央を流れる「浦の川」の流域として、森林、湿地、干潟及び海までが連続して残されている、関東地方で唯一の自然環境とされています。

小網代の森とその周辺地域にはかつて大規模な開発計画がありましたが、源流から干潟まで連続して残されている貴重な自然が再認識され、小網代の森を保全していくことになりました。平成 17(2005)年には「近郊緑地保全区域」、さらに平成 23(2011)年には「近郊緑地特別保全地区」に指定され、保全が図られています。また、平成 23(2011)年からは散策路等の整備が進められ、平成 26(2014)年から一般開放、環境学習の場としても活用されることになりました。

森、川、海をつながりが必要なアカテガニをはじめとして、2,000 種とも言われる多くの生きものが棲んでいます。神奈川県、三浦市、（公財）かながわトラスみどり財団、NPO 法人小網代野外活動調整会議が連携し、管理するとともに、地域住民や多くの市民、企業等と手を携えながら、地域の宝として小網代の森を次世代に引き継いでいく必要があります。



相模湾へとつながる小網代の森



ハマカンゾウの咲くエノキテラス



小網代の森のシンボル アカテガニ



小網代の干潟



小網代の森散策



春のエノキテラス周辺

【施策方針】

農地を守る

【個別施策】

◆農地の保全・活用（No.1-14）

- ・本市の「資産」である農業生産を通じて、生物多様性の確保・環境保全等の多様な機能を発揮している優良農地を保全するとともに、農地と集落地が共生した土地利用を図ります。
- ・土地改良事業の計画策定の際には、斜面樹林や湧水、小河川等周辺の自然環境及び生態系の保全に配慮するよう関係機関等に要請します。
- ・観光農園や農業イベントなどを通じて、身近な自然とのふれあいの場や交流の場として活用を図ります。
- ・雨水の涵養等においても重要な役割を果たしており、浸水被害を抑制する重要なグリーンインフラとして保全に努めます。



三戸の農地

◆生産緑地地区の保全（No.1-15）

- ・市街化区域内における農地等の持つ多様な機能を維持するため、原則として、生産緑地地区の指定を継続し、良好な都市環境と生活環境の確保を図ります。
- ・農業経営の安定化につながる農業振興施策と連携し、生産緑地地区の保全に努めます。

◆農の景観への配慮（No.1-16）

- ・三浦市景観計画に基づき、露地野菜の広々とした農地や段丘崖の斜面林などによって形成される本市の特徴となる農の景観の保全を図ります。
- ・景観形成上の重要性や農業振興上の必要性を十分に勘案しながら農地の所有者や農業従事者、市民等の意見を踏まえ、必要に応じて景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。



三戸の大根畑

(3) 街の緑化軸における保全

【施策方針】

市街地のみどりを守る

【個別施策】

◆まちなかの斜面樹林等の保全 (No.1-17)

- ・市街地内の斜面樹林等は、がけ崩れ等の災害防止、自然環境、景観形成上も重要な役割を持つみどりとして、樹林地の保全制度を維持・活用し保全を図ります。

◆まちなかの樹木の保全 (No.1-18)

- ・郷土を代表する樹木については、地域の歴史を語る貴重なみどりとして、保護樹木への指定を推進し、保全を図ります。
- ・現在指定している保護樹木については、樹木診断等の実施を支援します。
- ・保護樹木や景観上特に重要な樹木については、三浦市景観計画に基づく景観重要樹木として指定を進めます。



保護樹木 諏訪神社ホルトノキ

【施策方針】

みどりを復元する

【個別施策】

◆開発時のみどりの整備及び保存 (No.1-19)

- ・開発事業については、事業者は、三浦市まちづくり条例に基づき、事業者と協議し、植栽地の整備や既存の植生の保存を図ります。
- ・整備及び保存された緑地について、緑の保護地区等の緑地指定や緑地協定の締結等を推進します。

(4) 生物種の保全

【施策方針】

生息情報を充実する

【個別施策】

◆生物多様性に関する普及啓発（No.1-20）

- ・身近に生息・生育する生きものや、公園に植えられた樹木や草花の名前など、みどり・生きものに関する情報発信を進め、みどりと生物多様性の保全に関する意識を醸成していきます。
- ・昆明・モンリオール生物多様性枠組において、令和12(2030)年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標を「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」といいます。この「目標」について、民間の取組等によって生物多様性が図られている区域である「自然共生サイト」の認定などの検討に努めます。

◆現存植生図の充実と活用（No.1-21）

- ・現存植生図は、市民の協力を得ながら定期的に更新するとともに、開発事業の事前協議において有効に活用し、貴重な植物群落の保護に努めます。

◆動植物生息調査と情報の蓄積（No.1-22）

- ・動植物の保護対策のため、市内の動植物情報を蓄積し、その活用に努めます。
- ・調査にあたっては、自然観察会等の機会や生きもの調査アプリ等を活用し、市民等の協力を得ながら、取組を進めます。

【施策方針】

動植物を守る

【個別施策】

◆外来種対策の推進（No.1-23）

- ・生態系等に被害を及ぼす外来種の分布拡大などの課題に対応し、関係機関と連携しつつ、分布状況等を確認しながら必要に応じて取組を進めます。
- ・特定外来生物に指定されているアライグマによる生活被害や農作物被害を防止し、懸念されている生態系への影響を軽減するため、神奈川県「アライグマ防除実施計画」に基づき関係機関と連携して捕獲などの防除活動を継続していきます。



アライグマ

- ・ 同じく特定外来生物に指定されているクリハラリス(台湾リス)についても、関係機関と連携して捕獲などの防除活動を継続していきます。



クリハラリス (台湾リス)



みどりのコラム 生物多様性とは？

「生物多様性」という言葉を聞いたことがありますか？「生物多様性」とは、生きものたちの「豊かな個性」と「つながり」のことです。地球上の生きものはおよそ 45 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的又は間接的に関係性をもって生きています。

生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされています。

●生態系の多様性

大気、水、土壌といった環境要素が相互に関わりながら、森林や里山、河川、海といった環境のまとまり（生態系）が多様に存在することです。



●種の多様性

動植物から細菌などの微生物に至るまで様々な生きものが存在し、気候などの環境条件により多種多様な生きものが育まれることです。



●遺伝子の多様性

同じ種でも形や模様、生態が異なるなど、遺伝子のレベルで多様な違いがあります。



私たち人類も生きものであり、生物多様性の中で他のたくさんの生きものとともに、関わりあいながら生きています。例えば、私たちに欠かせない酸素は、植物の光合成により生成されています。また、植物による二酸化炭素の吸収や蒸散は、気温の調節にも寄与しています。このように、私たちは暮らしの中で、様々な生物多様性のめぐみを受け取っており、生物多様性は、私たちのいのちと暮らしを支えています。自分たちや将来の世代のためにも、生物多様性を守り、持続的に利用していく必要があります。

3 まちのみどりを創る・活かす

(1) 公園を創る・活かす

【施策方針】

公園を整備・維持管理する

【個別施策】

◆身近な公園の整備・維持管理 (No.2-1)

- ・街区公園については、市民に最も身近な公園として、市街化区域内の各所で利用しやすいようバランスの良い配置を図ります。
- ・住宅の整備を目的とした開発事業が行われる場合は、三浦市まちづくり条例に基づき、開発事業区域の面積に応じた公園の創出を図ります。
- ・特に公園・緑地が不足する地区については、市民緑地認定制度等を活用し、新たな緑地の確保を検討します。
- ・城ヶ島灯台と一体的に設置されている城ヶ島灯台公園については、観光の中心的な施設として再整備や緑化等に努めます。

◆多くの人が集まる公園の整備・維持管理 (No.2-2)

- ・宮川公園は、風車と宮川湾の眺望を楽しめる、市民の憩いの場として拡張整備に取り組みます。
- ・小松ヶ池公園は、地区公園として拡張整備を検討し、都市の中の水とみどりのふれあいの場として、市民協働により公園づくりを進めます。
- ・小松ヶ池公園の整備にあたっては、水辺や生物の生息環境の維持と早咲きで知られ



三浦スポーツ公園（潮風スポーツ公園）

- る河津桜の植栽等による、まちおこしの拠点として、関係団体との調整を図りながら整備方策の検討を進めます。
- ・小松ヶ池公園は、三浦市景観計画における景観重要公共施設に指定していることから、公園内の樹木及び植栽の保全に努めます。
- ・三浦スポーツ公園（潮風スポーツ公園）は、防災活動の中心的な公園として、災害発生時の防災拠点として機能するよう、防災施設や防災機能の充実を検討するとともに、スポーツレクリエーション拠点として、拡張整備に取り組みます。

◆風致公園の整備・維持管理（No.2-3）

- ・県立城ヶ島公園は、海を見渡すことのできる雄大な景観と、海浜植物や野鳥が生息する貴重な自然海岸を含んだ自然環境が特徴であり、景観や自然環境の保全等に配慮した公園の維持管理がされるよう関係機関に働きかけます。
- ・城ヶ島のウミウ・ヒメウ及びクロサギの生息地(県指定天然記念物)は、文化財、天然記念物として維持管理がされるよう、関係機関に働きかけます。
- ・油壺公園は、引き続き適切な維持を図ります。
- ・(仮称)劔崎公園は、灯台と一体となった、東京湾と相模湾が眺望できる公園として、整備を検討します。



馬の背洞門

◆歴史公園の整備・維持管理（No.2-4）

- ・(仮称)赤坂歴史公園は、国史跡指定地の拡大の調整と併せ、新規に整備を図ります。

◆三浦半島国営公園の設置推進（No.2-5）

- ・「三浦半島国営公園」の誘致実現に向け、「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」の活動に参加し、神奈川県や関係市町等と連携しながら、イベントの開催や要望活動を行います。

◆都市緑地の保全（No.2-6）

- ・引き続き郷戸緑地、名向崎緑地の維持・保全を図ります。

◆公園の適切な維持管理と再整備（No.2-7）

- ・誰もが安心して利用できる施設の整備や、老朽化した施設の更新を計画的に進めるため、三浦市公園長寿命化計画の策定とそれに基づく維持管理に取り組みます。
- ・防災上の観点から、災害時の避難拠点となる公園の維持や安全性を優先した管理に取り組みます。



三浦スポーツ公園（潮風スポーツ公園）

【施策方針】

公園を活かす

【個別施策】

◆公園の魅力を活かすパークマネジメントの推進（No.2-8）

- 公園の美化など自主管理を実施する公園管理団体の活動をサポートし、市民協働による維持管理活動を継続します。
- 子どもや高齢者など、人と人との交流を生み出す仕組みづくりや多様なニーズに対応し、公園の魅力を活かしていくため、整備や活用にパークマネジメントの視点を取り入れます。



三浦海岸桜まつり（小松ヶ池公園付近）

- 必要に応じて、Park-PFI や指定管理者制度等を活用し、民間事業者等と連携しながら、質の高いサービスの実現や公園の利活用を促進します。

◆ユニバーサルデザインの公園づくり（No.2-9）

- 公園の新設やリニューアルに際しては、高齢者から子どもや障がい者を含め誰もが気軽に利用できる公園施設づくりをめざし、ユニバーサルデザインを考慮した公園づくりを推進します。
- 性別や年齢、国籍、障がいの有無を問わず、誰もが利用できるインクルーシブ公園としての整備についても検討します。



インクルーシブ遊具（イメージ）

◆防災・防犯に配慮した公園づくり（No.2-10）

- 公園や道路、市街地内及びその周辺の農地等は、火災時の延焼遮断のほか、災害時には避難地として活用できることから、防災空間としての確保を図ります。
- 公園の新設やリニューアルに際しては、災害発生時に有効に機能するよう、食料や防災用品等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽の設置等防災機能の強化を検討します。
- 公園内の防犯の観点から、接道部からの見通しの確保に配慮するとともに、防犯灯の設置等を検討します。

◆景観や生きものに配慮した公園づくり（No.2-11）

- 公園の新設やリニューアルに際しては積極的な緑化に努めるとともに、市街地内における生物の移動・生息の拠点として機能するよう、郷土の植生の再生、花や実のなる樹木の植栽等、景観や生きものに配慮した公園整備を検討します。

(2) まちのみどりを創る・活かす

【施策方針】

フラワーロードづくりを進める

【個別施策】

◆フラワーロードの推進 (No.2-12)

- ・緑化の推進を図るため、三浦市花とみどりモデル事業を通して、市内の緑化推進を行う同好会等への支援を行います。
- ・幹線道路沿道での取組を継続し、フラワーロードの全市的なネットワーク化を図ります。

◆道路緑化の推進 (No.2-13)

- ・三浦市花とみどりモデル事業と併せて、市街地内の幹線市道沿いの緑化を推進します。
- ・三浦市景観計画において景観重要公共施設に指定している市道 310-3 号（河津桜並木道）については、早咲きで知られる河津桜と菜の花が同時に咲き並び、色とりどりの景色を楽しめる道路であることから、街路樹及び植栽の保全に努め、現在の良好な景観の維持・向上を図ります。
- ・三浦市景観計画において景観重要公共施設に指定している国道 134 号等の道路については、周辺の自然環境に配慮し調和のとれたものとなるよう、良好な景観の保全を図ります。



河津桜並木道

◆遊歩道、散策ルートづくりの推進 (No.2-14)

- ・三浦半島の先端部の海岸沿いを歩く三浦・岩礁のみちや入江と丘陵地帯を見ながら歩く油壺・入江のみちなどが設定されている関東ふれあいの道（首都圏自然歩道）の PR に引き続き努めるとともに、定期的な巡視活動の支援等の継続を図ります。



関東ふれあいの道

◆駅周辺の緑化推進 (No.2-15)

- ・駅前広場等は、多くの人に常に利用され、また市外から訪れる人を迎える場所であることから、三浦市花とみどりモデル事業による緑化を引き続き推進します。

【施策方針】

みどりのまちづくりを進める

【個別施策】

◆まちづくりにおける緑地整備の促進（No.2-16）

- ・引橋や城ヶ島西部などまちづくりが進行している地区については、法令に定められた基準に従いみどりを計画的に確保します。
- ・新市庁舎の整備にあたっては、小網代の森から新市庁舎敷地までのみどりの連続性を確保するため、敷地内や屋上など多くの人が集い交流するオープンスペースの緑化を図るとともに、既存緑地の保全等に取り組みます。

◆公共施設緑地の整備・活用（No.2-17）

- ・公共施設緑地を引き続き確保し、施設の活用を図ります。



公共施設緑地（二町谷北公園）

◆主要公共施設の緑化推進（No.2-18）

- ・公共公益施設敷地内については、緑化の維持・保全、さらなる緑化推進を図ります。
- ・公共施設の新設や再整備に際しては、三浦市まちづくり条例の緑化基準に基づく適切な緑化を推進します。
- ・公共施設の緑化にあたっては、生垣等による接道部緑化を基本としながら、花壇等による緑化を図るとともに、さらに緑化スペースを確保する場合は壁面緑化等についても検討します。
- ・身近な公共施設について、市民の利用できる花壇の確保等、みどりのまちづくりへの活用を検討します。

◆グリーンインフラの取組推進（No.2-19）

- ・道路や公園、市街地内及びその周辺の農地等は、火災時の延焼遮断のほか、災害時には避難地として活用できることから、防災空間としての確保を図ります。
- ・農地は、農業生産・都市住民との交流等の多様な機能を発揮している場として、保全・活用を図ります。

◆まちなかのオープンスペースづくり（No.2-20）

- ・公園・緑地が不足する地区については、市民緑地認定制度等を活用し、新たな緑地の確保を検討します。

(3) 民有地のみどりを創る・活かす

【施策方針】

みどりの地域づくりを進める

【個別施策】

◆まちづくり条例に基づく緑地整備 (No.2-21)

- ・ 開発により新規に住宅地整備等が実施される地区については、計画的な民有地緑化の推進を図ります。

【施策方針】

多様な緑化を推進する

【個別施策】

◆三浦市に適している樹木の推奨 (No.2-22)

- ・ 緑化の推進にあたっては、「三浦市に適している樹木」について普及を図り、郷土に適したみどりが形成されるよう市民に対して周知を図ります。



ヤブツバキ

◆生物多様性に配慮した緑化の推進 (No.2-23)

- ・ 本市に適したみどりを広げるとともに、地域における生物多様性の回復につながるみどりの創出を図っていくため、まちづくり条例や風致地区条例などで対象となる行為（公園の整備、建築物の新築、増築、改築又は移転、土地の形質の変更など）の際に、「三浦市に適している樹木」の活用を誘導していきます。
- ・ 各種機関による生物多様性・緑化に関する情報の提供を進め、生物多様性に配慮した緑化を促します。

◆フラワーポット等による緑化の推進 (No.2-24)

- ・ 三浦海岸駅周辺や三崎上町地区の商業地等、人が集まる地区で緑化スペースの確保が困難な場合には、フラワーポットやハンギングバスケット等によるスポット的な緑化や壁面緑化に努め、にぎやかでいろどりのある市街地景観の形成を図ります。



みどりのコラム 三浦市に適している樹木

本市では、本市に生育しているもの、又は生育条件からみて植栽可能な樹木が「三浦市に適している樹木」として選定されています。

これは、三浦市まちづくり条例や風致地区条例などで対象となる行為（公園の整備、建築物の新築、増築、改築又は移転、土地の形質の変更など）の申請時に参考としていただき、本市に適したみどりが広がっていくよう定められたものです。

「三浦市に適している樹木」には、高木、中木、低木、地被植物、常緑のもの、落葉のもの、花の美しいもの、実がなるものなど、多様な樹木や草花がリストアップされています。ここでは、その一部をご紹介します。



ヤマモモ



センリョウ



ヤブコウジ



ウメ

三浦市に適している樹木(住宅地)

高木	常緑	クロマツ、マキ、ヤマモモ、スタジイ、クロガネモチ、モチノキ、シラカシ
	落葉	イロハモミジ、カシワ、コブシ、ケヤキ、ヤマホトウシ
中木	常緑	ウバメガシ、カクレミノ、イヌガヤ、モッコク、ユズリハ、カナメモチ、ヒサカキ、ツバキ
	落葉	ウメ、ナツハシキ、マメザクラ、ハナミズキ
低木	常緑	センリョウ、アオキ、アセビ、イヌツゲ、キンモクセイ、サツキ、ジンジヨウゲ、チャノキ、ナンテン、ハマヒサカキ、ヤツデ、ヒイラギナンテン、ツツジ、クチナシ、クサツグ
	落葉	アジサイ、ウメモドキ、クロモジ、サンショウ、トウダツツジ、ニシキギ、ハイクウツギ、マンサク、ムラサキシキブ、ハナカイトウ、シモツク
地被	—	ヤブコウジ、シャガ、ユキノシタ、ツツバキ、エビネ、キホウシ、リュウノヒゲ、ヤブラン、シュラン、ハラン、オカメザサ、クマザサ、チゴザサ、オカメナンテン、こうらい芝、ハマユウ

生垣	常緑	カナメモチ(ハニカナメモチ)、サザンカ、カイズカイブキ、キンモクセイ、クチナシ、ヒラカンサ、ゲッケイジュ、ジンチヨウゲ、ニオイヒバ、ウバメガシ、イヌツゲ(キンメツグ、マメツグ)、マサキ(キン、ギン)、トウネズミモチ、マルバヒイラギ、マキ、キアラホク、アセビ、ハマヒサカキ
	落葉	トウダツツジ、オウバイ、ナツグミ、ムクゲ

4 みんなで取り組む

(1) 連携を強化する

【施策方針】

市民と行政の連携を強化する

【個別施策】

◆緑の市民会議の開催 (No.3-1)

- ・地域の自然環境の保護や緑化活動を進めている市民団体や関係者が集まる「緑の市民会議」を定期的で開催し、各組織相互の情報共有と連携の強化を図ります。



緑の市民会議

◆みどりの活動団体等の支援・育成 (No.3-2)

- ・庁内各組織間の調整を図りながら、地域の緑化に自主的に取り組んでいる市民団体との連携と定期的な情報交換を進め、団体への支援の充実を図ります。

◆学校との連携の推進 (No.3-3)

- ・地域の緑化活動等、環境教育について市内の学校との連携を推進します。
- ・市内の小学校、中学校については、グラウンド等の開放や災害時の避難場所として、活用を継続します。

【施策方針】

関係機関との連携を強化する

【個別施策】

◆関係機関との連携と事業の推進 (No.3-4)

- ・多摩・三浦丘陵を有する13の自治体が連携し設置する、多摩・三浦丘陵広域連携プラットフォームに参画し、生物多様性の保全、都市農業の保全、樹林地の保全、河川や海浜、水源地との関わりなどの観点から、相互の課題を認識し、丘陵の保全に必要な政策を広域的かつ効果的に検討していきます。
- ・関係機関との連携の強化を図りながら、本計画に基づき各種事業を推進し、計画的なみどりの保全と創出に取り組みます。

(2) 普及・啓発を進める

【施策方針】

みどりの魅力を PR する

【個別施策】

◆エコツーリズムの推進 (No.3-5)

- ・緑地や干潟、その他自然環境が良好な場所においては、自然観察会を開催するなど、その魅力を発信します。また、小網代の森については、神奈川県、公益財団法人かながわトラストみどり財団、NPO 法人小網代野外活動調整会議と連携し活用を図ります。
- ・来訪者向けに、農業体験や漁業体験などの様々なアクティビティを案内しており、「作り物ではない本物の体験」を売りとしたメニューを提供するなど、エコツーリズムの推進を図ります。



小網代の森での環境学習

◆広報・ホームページの活用 (No.3-6)

- ・市ホームページや SNS、花とみどりのつどいやみうら市民まつりなどのイベントにおいて、みどりの活動についての積極的な情報発信を進めます。



三浦市ホームページ

◆各種媒体を用いた情報提供 (No.3-7)

- ・小網代の森など、本市の自然や自然保護に対する活動等について、市ホームページや SNS を活用して積極的な情報提供を図り、みどりの三浦ブランドの形成を図ります。



小網代の森

【施策方針】

みどりに親しむ活動を進める

【個別施策】

◆子どもたちとの活動の推進 (No.3-8)

- ・県や NPO など関係機関と協力しながら、小網代の森をはじめとする自然環境が良好な場所での観察会などの取組を継続し、三浦の豊かな自然やみどりへの理解や愛着を深める機会の創出に努めます。



自然観察会 名向崎緑地

◆緑化教育の推進 (No.3-9)

- ・市民を対象とした、自然観察会や寄せ植え教室などにより、自然やみどりに触れる機会を提供し、緑化教育の推進に努めます。

◆クリーンアッププロジェクトの推進 (No.3-10)

- ・クリーンアッププロジェクト「クリーンアップ三浦」の支援を通じて、日常的な環境美化意識の定着を図ります。

◆コンクール・表彰等の検討 (No.3-11)

- ・緑の市民会議によるみうら市民まつりへの出展など、みどりの普及啓発を継続するとともに、新たなイベントの開催等による効果的な緑化普及策を検討します。

◆市の木、市の花、市の鳥の普及 (No.3-12)

- ・本市の自然やみどりのシンボルとして制定されている市の花「はまゆう」、市の木「くろまつ」、市の鳥「うみう」について、インターネット、SNS 等により普及を図ります。



市の木 クロマツ

◆緑化推奨木の普及 (No.3-13)

- ・緑化の奨励木として定めている「三浦市に適している樹木」(樹木、地被)について、インターネット、SNS、広報等により普及を進めるとともに、三浦らしいみどりの風土づくりを推進します。

(3) 制度を充実する

【施策方針】

支援制度の充実を図る

【個別施策】

◆市民協働の活動支援 (No.3-14)

- ・緑化ボランティアの活動や緑の市民会議などの市民協働の取組に対する支援を継続するとともに、新たな市民協働体制についても検討します。

◆みどりに関する財源の確保 (No.3-15)

- ・緑化の推進や緑地の保全の必要性から、新たな制度の創設や既存の制度の廃止等について検討を進めるとともに、国や県等の諸制度の活用についても検討し、支援策の充実を図ります。
- ・三浦市のみどりのために協力していただける企業の CSR 活動やふるさと納税制度、クラウドファンディング等についても活用を図ります。



三浦市ホームページより

【施策方針】

基金を活用する

【個別施策】

◆みどり基金の充実 (No.3-16)

- ・みどり基金の財源を確保するとともに、三浦のみどり基金条例施行規則に示されている緑地の保全や緑化の推進に関する事業について、優先度合いを勘案して基金の有効活用を図ります。

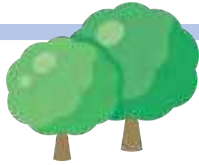
【施策方針】

条例の充実を図る

【個別施策】

◆みどりの条例の充実 (No.3-17)

- ・三浦のみどりの条例については、計画を実現するための内容を必要に応じて盛り込むことを検討し、本市のみどりのまちづくり推進のために有効に機能する条例としてその充実を図ります。



みどりのコラム 自然に親しもう

本市には豊かな自然があると言われていますが、あなたの思い浮かべる自然はどんな場所ですか？

アカテガニの住処となっている小網代の森、渡り鳥が飛来する小松ヶ池公園、断崖絶壁の勇壮な盗人狩、美しい砂浜が広がる三浦海岸、広大な大根畑などいろいろな場所がありそうです。

家族や友人たちと、お互いのお気に入りのみどりや自然について話をしてみてください。また、三浦の自然を紹介したパンフレットなどを手に取ってみてください。今まで知らなかったみどりや生きもののことに興味がわくかもしれません。

今、気候変動による温暖化や生物多様性の損失など、様々な問題が生じています。これらに対応するため、みどりと共生し、保全・育成しながら次世代に伝えていくことは私たちの責務であり、市では様々な取組を進めています。

みどりは、私たちに多くの恵みを与えてくれます。私たちにできることは何でしょうか。まず、外に出て、自然とふれあってみましょう。また、様々な場所で開催されている自然観察会などに参加してみましょう。みなさまのご参加をお待ちしています！



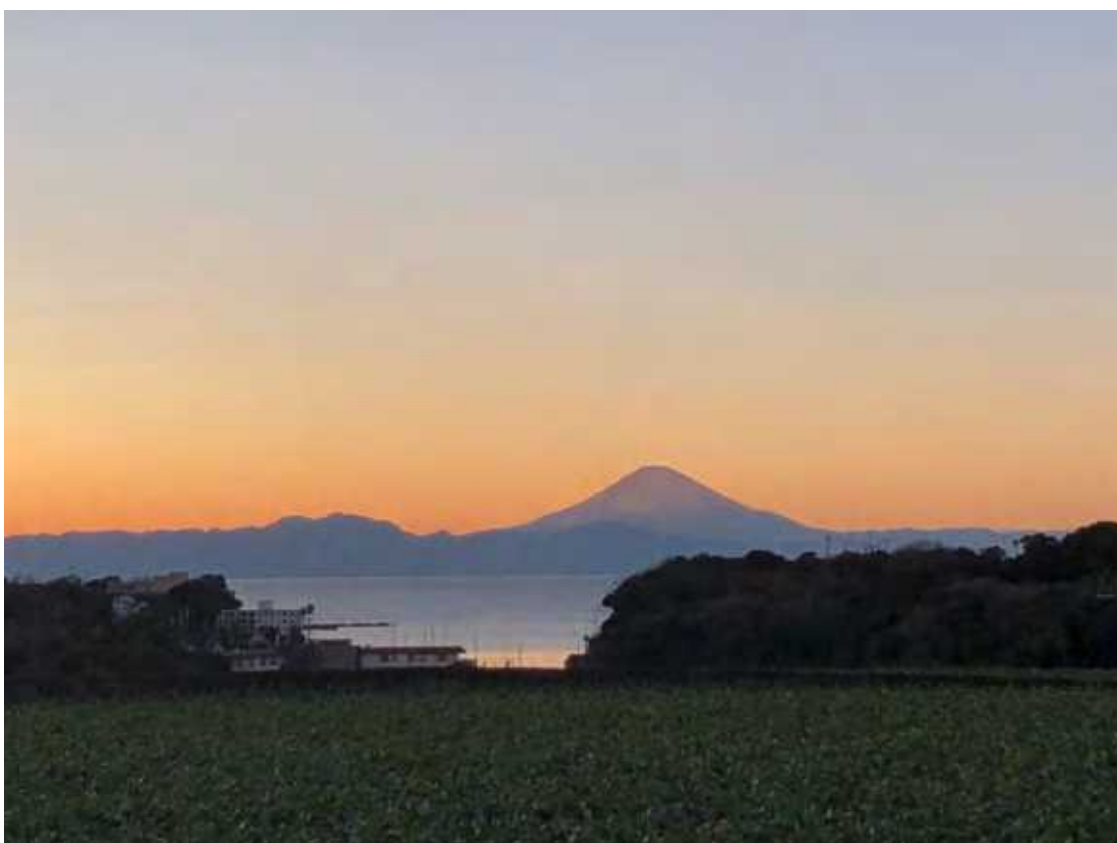
中学校の理科の副読本として作成された冊子です。三浦市ホームページで閲覧できます。校庭の植物や地層について解説がなされているほか、植物観察コースの紹介などもあります。



本計画の概要版です。三浦市のみどりの取組をまとめています。



安房埼灯台



諸磯から望む富士山

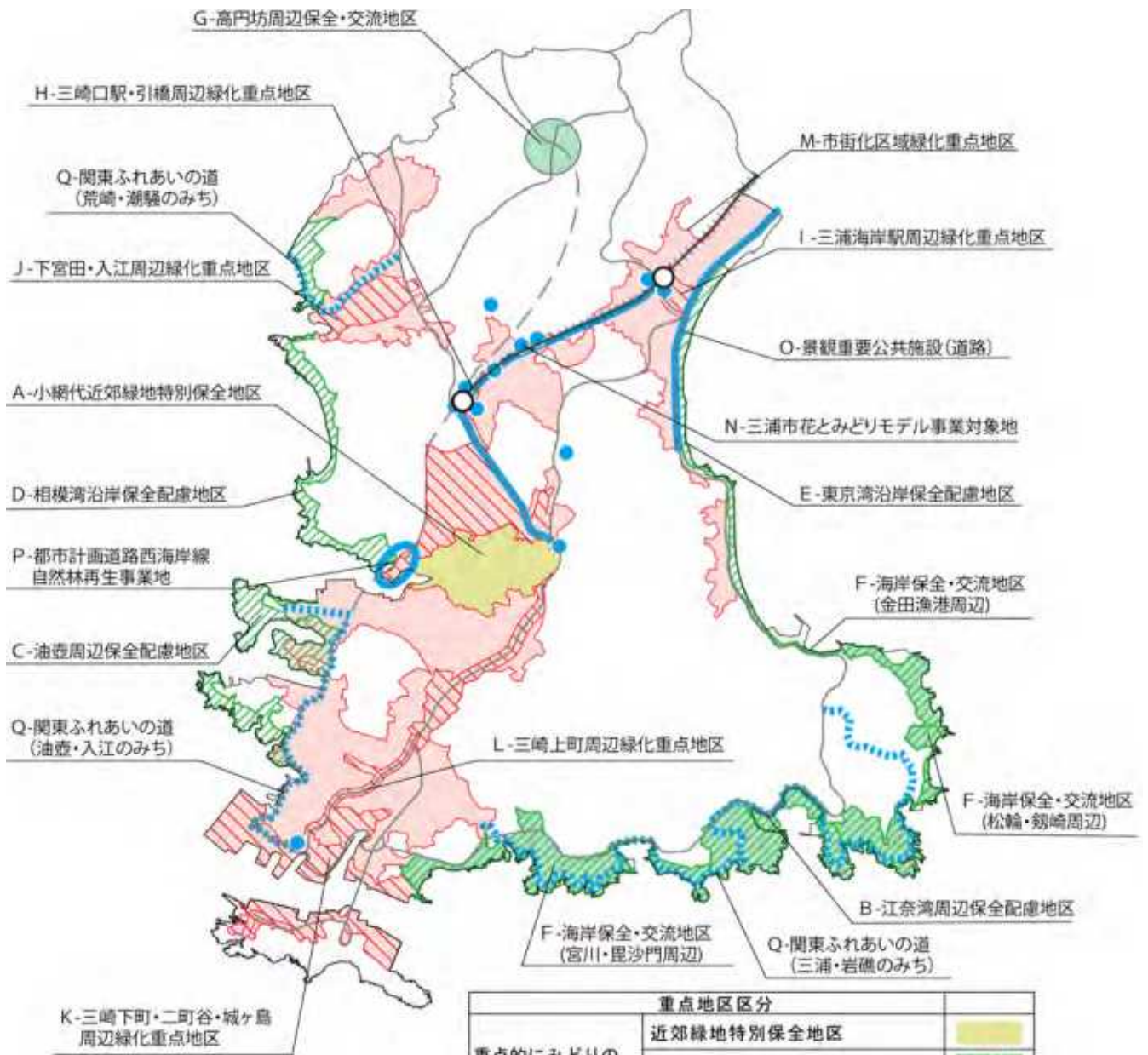
第3章 みどりづくりを重点的に進める地区の方針

1 基本的考え方

本市のみどりづくり施策を展開するため、重点的に緑地の保全や緑化の推進を図る重点地区を以下のとおり定めます。

重点地区は、みどりの将来構造（P14）に対応するとともに、都市緑地法の規定や三浦市都市計画マスタープラン等との整合を図り設定しています。

みどりの将来構造	重点地区区分		重点地区
みどりの保全拠点 海の保全・活用軸	重点的にみどりの保全に取り組む地区	近郊緑地特別保全地区	A-小網代近郊緑地特別保全地区
		保全配慮地区	B-江奈湾周辺保全配慮地区
			C-油壺周辺保全配慮地区
			D-相模湾沿岸保全配慮地区
みどりの交流拠点	保全・交流地区	F-海岸保全・交流地区 (宮川・毘沙門周辺、松輪・羽崎周辺、金田漁港周辺)	
		G-高円坊周辺保全・交流地区	
街の緑化拠点 街の緑化軸	重点的に緑化推進に取り組む地区	緑化重点地区	H-三崎口駅・引橋周辺緑化重点地区
			I-三浦海岸駅周辺緑化重点地区
			J-下宮田・入江周辺緑化重点地区
			K-三崎下町・二町谷・城ヶ島周辺緑化重点地区
重点緑化道路	重点的に緑化に取り組む道路	重点緑化道路	L-三崎上町周辺緑化重点地区
			M-市街化区域緑化重点地区
			N-三浦市花とみどりモデル事業対象地
			O-景観重要公共施設（道路）
			P-都市計画道路西海岸線自然林再生事業地
			Q-関東ふれあいの道 (荒崎・潮騒のみち、油壺・入江のみち、三浦・岩礁のみち)



重点地区区分		
重点的にみどりの 保全に取り組む地区	近郊緑地特別保全地区	
	保全配慮地区	
	保全・交流地区	
重点的に緑化推進 に取り組む地区	緑化重点地区	市街化区域 特に重要な地区
	重点的に緑化に 取り組む道路	重点緑化道路

重点地区位置図



2 近郊緑地特別保全地区の方針

(1) 近郊緑地特別保全地区・特別緑地保全地区とは？

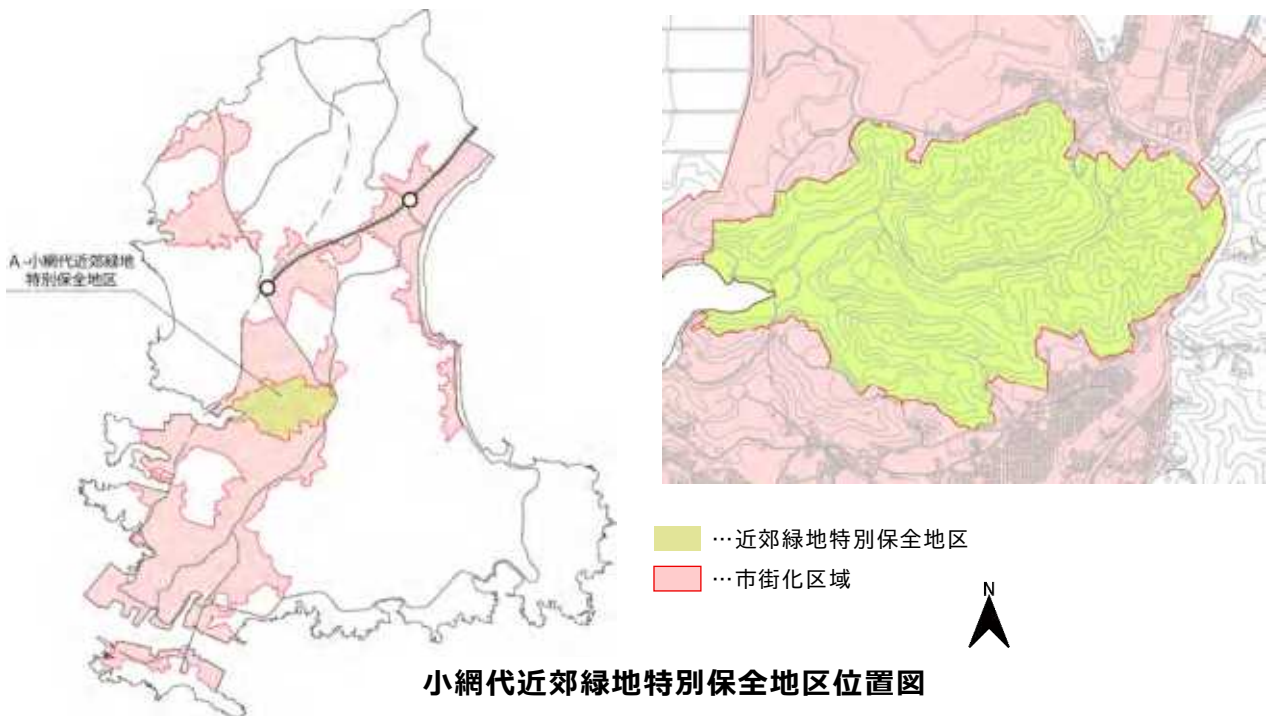
地区区分	根拠法令	制度の概要
近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法	<ul style="list-style-type: none"> ・都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。 ・近郊緑地特別保全地区は近郊緑地保全区域内に、特別緑地保全地区は都市計画区域の内、近郊緑地保全区域以外を対象区域としています。
特別緑地保全地区	都市緑地法 都市計画法	

- ・本市では、平成 23(2011)年に小網代近郊緑地特別保全地区の指定を受けています。
- ・近郊緑地特別保全地区・特別緑地保全地区は、保全の必要性が特に高い樹林地です。
- ・今後、新たに近郊緑地特別保全地区・特別緑地保全地区の指定が検討される場合は、関係団体及び専門知識を有する者で構成される三浦市緑の審議会において審議を進めるものとします。

(2) 地区別の方針

【近郊緑地特別保全地区】

平成 23 年	小網代近郊緑地特別保全地区	約 65ha
---------	---------------	--------



A-小網代の森近郊緑地特別保全地区

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">対象区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏近郊緑地保全法に基づき指定されている「小網代近郊緑地特別保全地区」です。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>ボードウォーク</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>アカテガニ</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>ハンノキ林観察</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>小網代湾の干潟</p> </div> </div>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">区域の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本地区は、首都圏近郊における貴重な大規模緑地であり、行政、NPO等の環境保全活動を背景として、秩序ある自然観察等が行われている場所です。 ・関東地方では唯一、水系を軸に森林、湿地、干潟及び海が自然状態でまとまった完結した集水域であり、希少種を含む貴重な生態系が形成されています。また、アカテガニの生態を観察することができる場所としても広く知られています。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保全の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆保全の方針 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23(2011)年に、小網代近郊緑地特別保全地区約 65ha の指定を受けており、今後も指定の継続による保全を図ります。 ・国の策定する「小網代近郊緑地保全計画」及び県の策定する「小網代の森環境整備・管理計画」に基づく計画的な保全・利活用、環境整備を進めます。 ◆施設の整備、維持管理の方針 <ul style="list-style-type: none"> ・県や関係団体と役割分担のもと協力し、施設の整備、維持管理について適切に対応を図ります。

3 保全配慮地区の方針

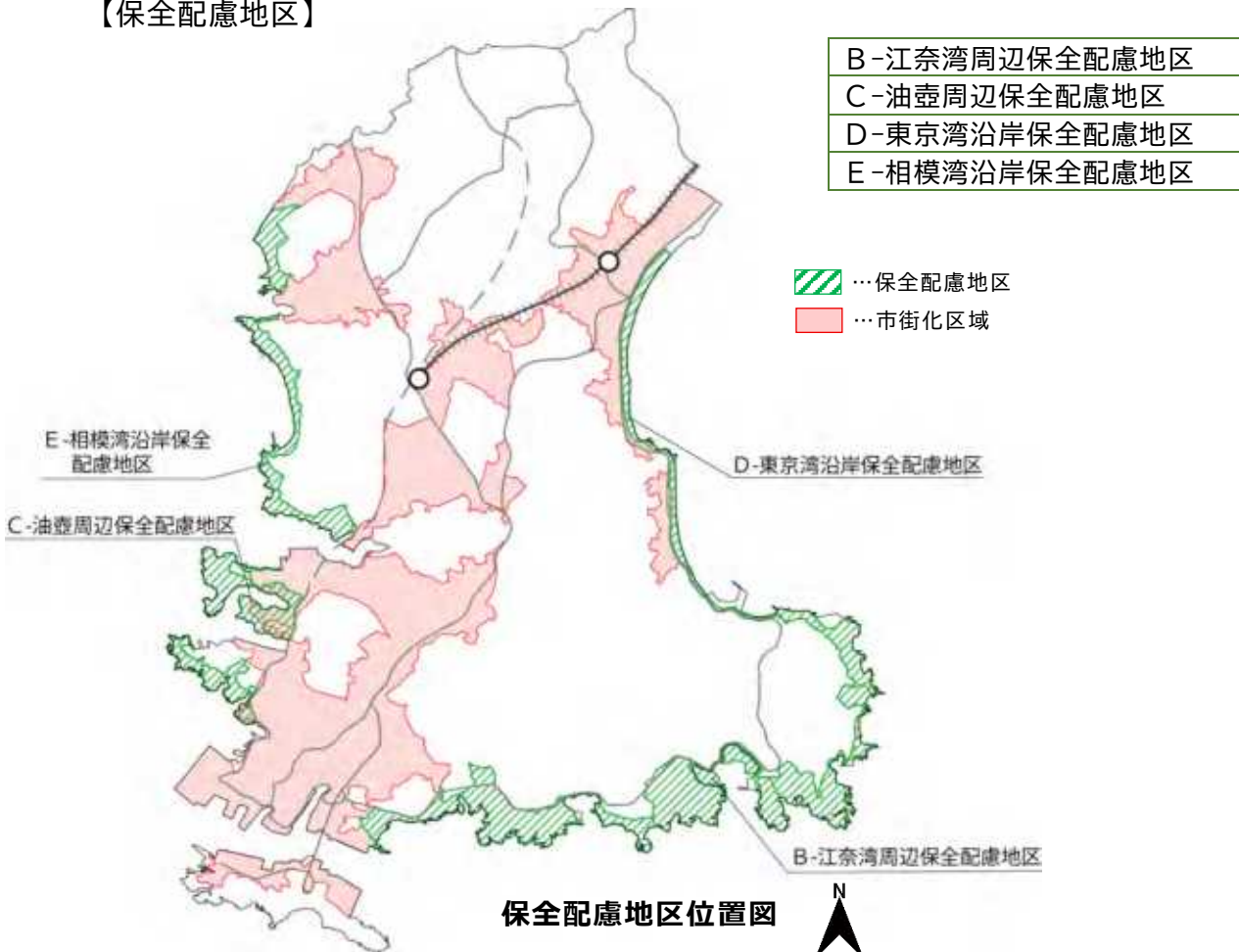
(1) 保全配慮地区とは？

地区区分	根拠法令	内容
保全配慮地区	都市緑地法	本計画の項目として定める地区であり、「緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」の事です。

- ・ 保全配慮地区は、「第1章 みどりの基本構想」の「3 みどりの将来構造」において、「みどりの保全拠点」、「海の保全・活用軸」に位置づける地区とします(P14 参照)。
- ・ 保全配慮地区の中で、特に重要性が高い地区について、公有地化や近郊緑地特別保全地区・特別緑地保全地区、その他樹林地保全制度等の活用を検討します。
- ・ 保全配慮地区は、三浦市景観計画に基づき、空、海と砂浜、岩場、海食崖、自然石等で構成された特徴的な自然海岸の景観保全を図ります。

(2) 地区別の方針

【保全配慮地区】



B-江奈湾周辺保全配慮地区の保全方針

<p style="writing-mode: vertical-rl;">対象区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な干潟を有する江奈湾とその背後の谷戸の斜面樹林を位置づけます。 <div style="text-align: right;">  <p>江奈湾の干潟</p> </div> <div style="text-align: right;">  <p>江奈湾と斜面樹林</p> </div>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">区域の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・江奈湾は、干潮時には干潟が形成されます。 ・干潟の背後はヨシ群落が広がっており、ヨシ群落の背後は、常緑広葉樹を主体とする斜面樹林となっています。 ・市街化調整区域であり、さらに風致地区と近郊緑地保全区域が指定されていることから直ちに開発される危険性は高くありません。関東地方で数少ない干潟であり、その干潟に淡水を供給する集水域となる背後の斜面樹林とともに一体的な保全が必要です。
<p style="writing-mode: vertical-rl;">保全の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・江奈湾の干潟については、県が策定する相模灘沿岸海岸保全基本計画により適切に保全されるよう関係機関と調整を図ります。 ・斜面樹林については、風致地区及び近郊緑地保全区域の継続的指定と適正な開発指導を図ります。 ・枢要な地区について、近郊緑地特別保全地区等の指定の検討、公有地化や三浦市みどりの条例による保護地区等の指定等、諸施策を講じて保全に努めます。 ・地区の自然環境や生きものの保全・保護については、NPO や市民団体等との市民協働により推進します。

C-油壺周辺保全配慮地区の保全方針

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">対象区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 油壺湾とその周辺の断崖に形成される斜面樹林、海岸を位置づけます。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; text-align: center;"> <p>油壺・荒井浜</p> <p>名向崎緑地</p> </div>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">区域の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 油壺湾については、断崖に自然性の高い常緑広葉樹の斜面樹林が形成され、クサフグの産卵地にもなっている自然海岸を有しています。 市街化調整区域が多く、風致地区と県の自然環境保全条例による自然環境保全地域が指定されています。 マリナーとみどりが調和した景観は「かながわの景勝 50 選」に選定されており、周辺には東京大学の三崎臨海実験所や油壺験潮場、三浦一族終焉の地となった新井城址と自然、歴史、景観ともに重要な地区となっており、保全への配慮が必要です。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保全の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 名向崎緑地は、都市緑地としての指定を継続し、保全を図ります。 クサフグ産卵地を含む自然海岸については、相模灘沿岸海岸保全基本計画により適切に保全されるよう関係機関と調整を図ります。 斜面樹林については風致地区及び県の自然環境保全条例による自然環境保全地域の継続的指定と適正な開発指導を図ります。 油壺公園は、風致公園としての指定を継続し、保全を図ります。 枢要な地区について、特別緑地保全地区等の指定の検討や三浦市みどりの条例による保護地区等の指定等、諸施策を講じて保全に努めます。 地区の自然環境や生きものの保護については、NPO や市民団体等との市民協働により推進します。

D-東京湾沿岸保全配慮地区の保全方針	
対象区域	<ul style="list-style-type: none"> 東京湾(浦賀水道)に面した三浦海岸から劔崎までの砂浜・磯等の自然海岸、背後の斜面樹林を位置づけます。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 金田海岸 金田漁港周辺 </div>
区域の状況	<ul style="list-style-type: none"> 三浦海岸から劔崎まで東京湾（浦賀水道）に面した海岸は、砂浜海岸を主に、磯を含む多様な自然海岸を有しています。 これらの自然海岸には、海浜植物が生育しており、自然海岸の少ない東京湾において貴重な存在となっています。また、海に面して断崖となっている地区では常緑広葉樹を主体とする斜面樹林が形成されています。 これらは市街化調整区域で、砂浜海岸は海岸保全区域に指定されているほか、風致地区や近郊緑地保全区域が指定されており、多くが公有地であることから、開発により失われる可能性は高くありません。しかし、海岸保全施設や漁港等の整備、海水浴等のレジャー利用による海浜植生への影響が懸念され、保全への配慮が必要です。
保全の方針	<ul style="list-style-type: none"> 東京湾沿岸海岸保全基本計画により自然海岸と海浜植生が適切に保全されるよう関係機関と調整を図ります。 海岸のレジャー利用による海浜植物の生育地の攪乱等が起きないように、利用調整を図るとともに、必要に応じて立ち入りの制限等の方策を検討します。 斜面樹林については風致地区と近郊緑地保全区域の継続的指定と適正な開発指導による保全に努めます。 NPO や市民団体等との協働により、絶滅が危惧される特に貴重な海浜植物の生育地の正確な情報の蓄積とその保護に努めます。

E - 相模湾沿岸保全配慮地区の保全方針

- ・ 相模湾に面した劔崎から宮川湾（江奈湾の干潟付近除く）、城ヶ島南岸、二町谷付近から長浜海岸（油壺湾周辺、小網代湾奥除く）まで磯・砂浜等の自然海岸、背後の断崖地植生・斜面樹林を位置づけます。

対象区域



城ヶ島から望む劔崎灯台



赤羽根海岸

E-相模湾沿岸保全配慮地区の保全方針

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">区域の状況</p>	<p>【劔崎から宮川湾】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劔崎から宮川湾までの相模湾に面した海岸は、断崖がつづく中に劔崎等の岬と江奈湾や毘沙門湾、宮川湾等の入江が形成される複雑に入り組んだ地形となっています。 ・断崖地植生や常緑広葉樹を主体とする斜面樹林が形成され、劔崎、盗人狩については「かながわの景勝50選」にも選定されています。 <p>【城ヶ島南岸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城ヶ島南岸についても断崖と磯が続く地形となっており、ササが多くみられる中に断崖地植生が点在してみられ、赤羽根海岸はウミウ・ヒメウ・クロサギの生息地として県の天然記念物に指定されています。 <p>【二町谷付近から長浜海岸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二町谷付近から三戸海岸までの海岸は、断崖がつづく中に油壺湾、小網代湾等の深い入江が形成され、常緑広葉樹を主体とする斜面樹林が形成されています。 ・三戸海岸から長浜海岸にかけては、海浜植生が形成された砂浜海岸や岬によって形成されており、砂浜海岸の背後には常緑広葉樹林を主体とする斜面樹林が形成されています。また、長浜海岸にはクロマツ林がありましたが、マツ材線虫病（松くい虫）等による松枯れの進行により数は大幅に減ってしまいました。 ・これらはほとんどが市街化調整区域で、砂浜海岸は海岸保全区域に指定されているほか、ほぼ全域で風致地区が指定されています。また、県の自然環境保全条例による自然環境保全地域や近郊緑地保全区域が指定されています。 ・これらの法規制等により、過去にマリーナや別荘地等のリゾート開発が進んだ場所もありますが、まとまったみどりが失われる可能性は高くありません。しかし、海岸保全施設や漁港等の整備、海水浴・磯遊び等のレジャー利用による海浜植生への影響が懸念され、保全への配慮が必要です。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保全の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相模灘沿岸海岸保全基本計画により、自然海岸と海浜植生が適切に保全されるよう関係機関と調整を図ります。 ・斜面樹林については風致地区、近郊緑地保全区域、県の自然環境保全条例による自然環境保全地域の継続的指定と適正な開発指導による保全に努めます。 ・黒崎海岸をはじめ、良好な海浜植生が形成されている海岸については、レジャー利用による海浜植物の生育地の攪乱等が起きないように、利用調整を図るとともに、必要に応じて地域制緑地の指定等により保全に努めます。 ・NPO や市民団体等との協働により、絶滅が危惧される特に貴重な海浜植物の生育地の正確な情報の蓄積とその保護に努めます。

4 保全・交流地区の方針

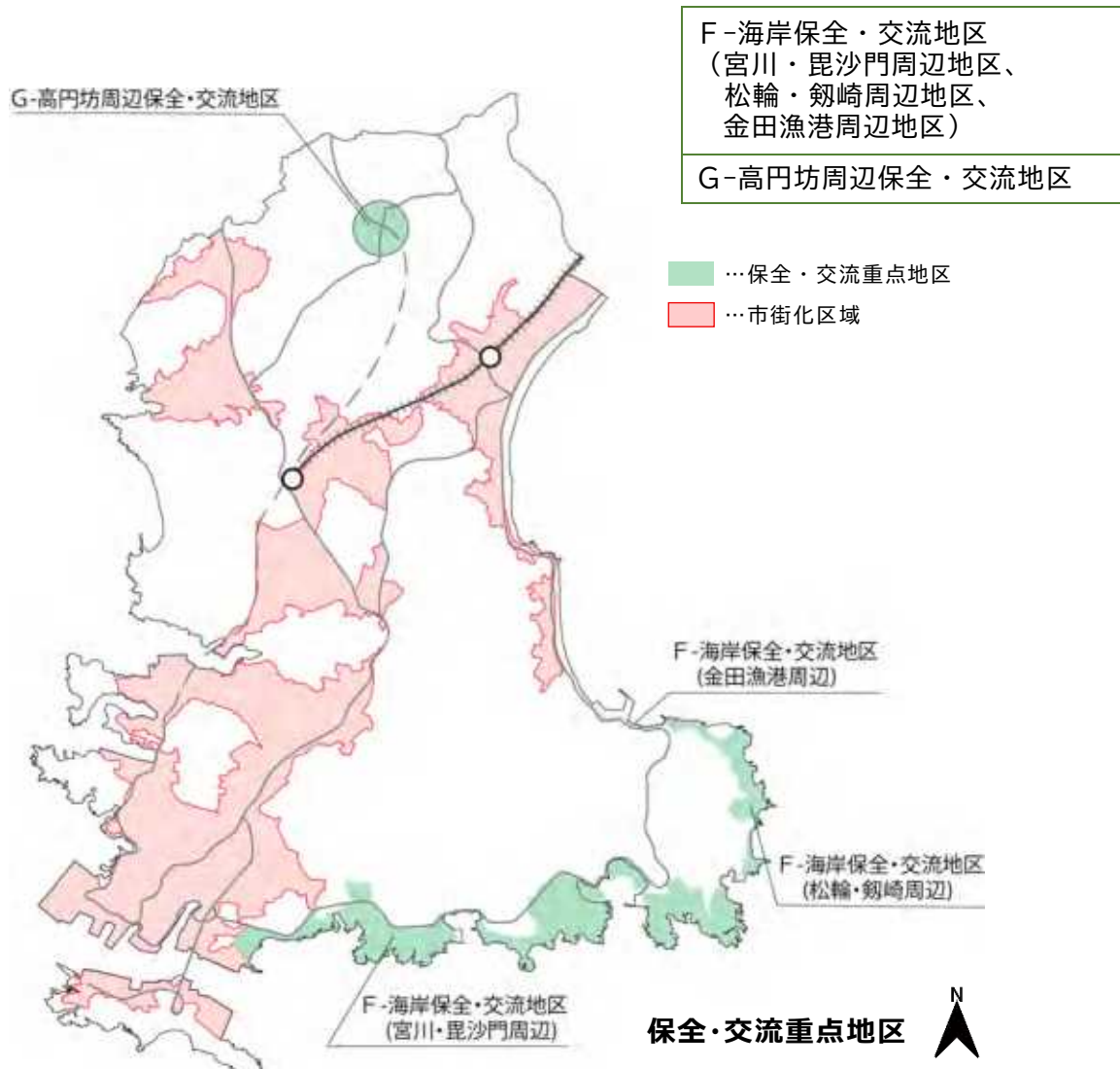
(1) 保全・交流地区とは？


地区区分	根拠法令	内容
保全・交流地区	なし	本計画において独自に定める地区であり、「みどりの保全を基本としつつ、人々の交流を図る地区」のことで。

- ・「第1章 みどりの基本構想」の「3 みどりの将来構想」において、「みどりの交流拠点」と位置づける地区とします（P14 参照）。
- ・保全・交流地区は、海やみどりの保全を第一としつつ、三浦市都市計画マスタープランの方向性に合わせて、その魅力を発信し、人々の交流を促進します。

(2) 地区別の方針

【保全・交流地区】



F-海岸保全・交流地区（宮川・毘沙門周辺、松輪・劔崎周辺、金田漁港周辺）		
対象区域	<ul style="list-style-type: none"> 本市の南部の海岸沿いに位置する、宮川・毘沙門周辺、松輪・劔崎周辺、金田漁港周辺を位置づけます。 	
区域の状況	<ul style="list-style-type: none"> 海とみどりの豊かな環境は、本市の魅力であり、保全を基調としつつ、市内外から訪れる人々へその魅力を発信し、交流することが望めます。 	
交流の方針	<ul style="list-style-type: none"> 自然海岸や農地、漁港等を活かして、市内外から訪れる人々の自然とのふれあいや交流を促進します。 海に近く津波や高潮等への対策が必要であることから、防災・減災対策を進めます。 宮川公園は、風車と宮川湾の眺望を楽しめる、市民の憩いの場として拡張整備に取り組みます。 （仮称）劔崎公園について、東京湾と相模湾が眺望できる灯台と一体となった公園として、整備を検討します。 	

劔崎灯台

G-高円坊周辺保全・交流地区		
対象区域	<ul style="list-style-type: none"> 三浦縦貫道路高円坊入口周辺を位置づけます。 	
区域の状況	<ul style="list-style-type: none"> 優良な農地が広がり、ミカンやイチゴ等の観光農園もみられるほか、三浦縦貫道路での本市への玄関口であることから、本市の魅力をPRすることが望めます。 	
交流の方針	<ul style="list-style-type: none"> 本地区の優良な農地については引き続き保全を図ります。 交通利便性を活かした人々の交流の促進や、営農環境に配慮したゆとりのある良好な住環境の維持・保全を目指します。 観光農園や古民家、神社などの歴史資源を活用した、人々の交流を生み出す取組について検討します。 	

高円坊周辺の農地

5 緑化重点地区の方針

(1) 緑化重点地区とは？

地区区分	根拠法令	内容
緑化重点地区	都市緑地法	本計画の項目として定める地区であり、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」の事です。

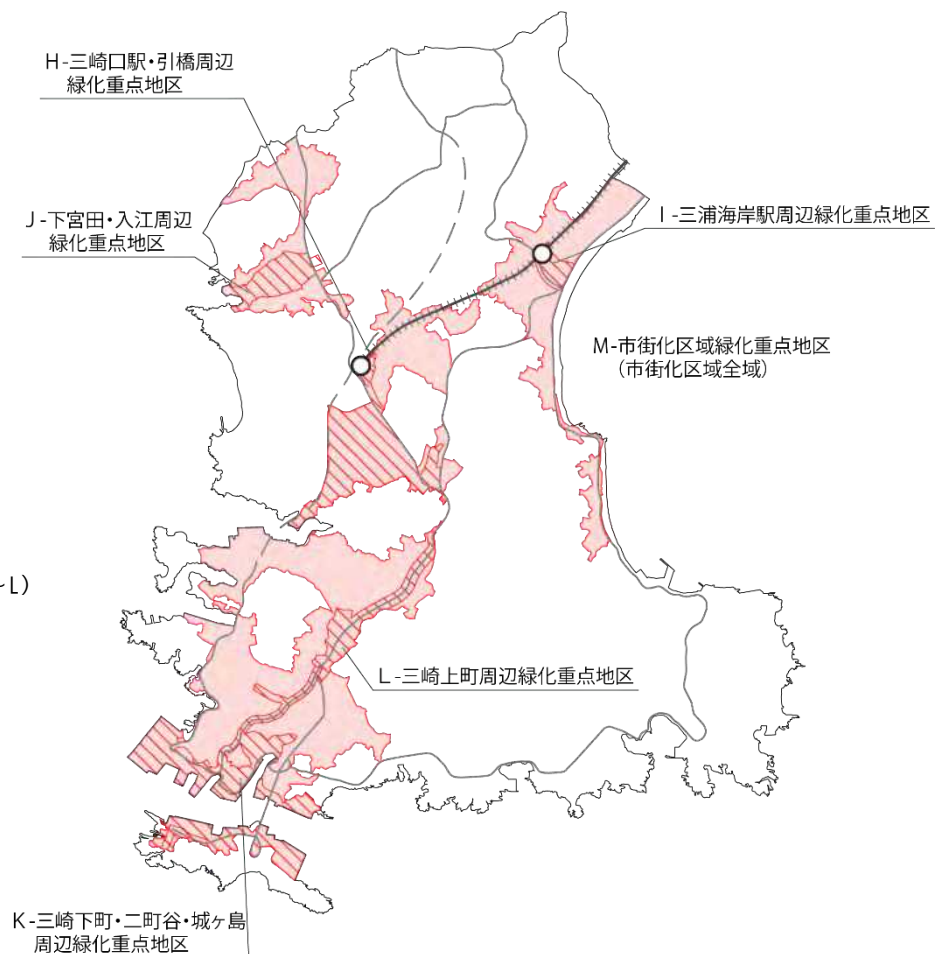
- ・緑化重点地区は、みどりの少ない市街化区域全域を位置づけるとともに、地域の特性に応じて緑化を図る地区として、「第1章 みどりの基本構想」の「3 みどりの将来構造」において、「街の緑化拠点」と位置づける地区とします（P14 参照）。
- ・緑化重点地区のうち、特に重要性が高い地区については、必要に応じて緑化地域の指定を検討します。

(2) 地区別の方針

【緑化重点地区】

H-三崎口駅・引橋周辺 緑化重点地区
I-三浦海岸駅周辺 緑化重点地区
J-下宮田・入江周辺 緑化重点地区
K-三崎下町・二町谷・ 城ヶ島周辺 緑化重点地区
L-三崎上町周辺 緑化重点地区
M-市街化区域 緑化重点地区

- 緑化重点地区(H~L)
- 市街化区域 (M)
緑化重点地区



緑化重点地区位置図

H-三崎口駅・引橋周辺緑化重点地区

<p>対象区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の中心部に位置する、三崎口駅周辺、引橋地区、三戸・小網代地区を位置づけます。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>公共施設イメージ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>花とみどりモデル事業 あじさい会</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>小網代の森 インフォメーションスペース</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>花とみどりモデル事業 花組</p> </div> </div>
<p>区域の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の玄関口の一つである京浜急行久里浜線の三崎口駅があります。 ・引橋周辺は、本市の中心地にふさわしい市民交流拠点の形成を目指して、市庁舎を含む公共施設と民間施設の整備を行う市民交流拠点整備事業の取組が進められています。 ・三戸・小網代地区は、土地区画整理事業による一体的な市街地整備に向けて、具体的な土地利用計画の検討が進められています。 ・本市の中心地にふさわしいみどりづくりを進めることが望まれます。
<p>緑化の方針</p>	<p>◆ みどりの交流拠点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場については、市民協働によって行われている草花の植栽を引き続き推進するとともに、駅正面や待合いスペースについて鉄道・バス事業者の協力を得ながら緑化を進めます。 ・引橋周辺では、市民交流拠点整備事業区域における新市庁舎の整備にあたって、既存の自然緑地を可能な限り残し、新たに整備する道路沿いの緑化を図るとともに、その他民間施設用地においても、区域周辺の民地と接する部分に緑地を配置します。また、市民協働によって行われている草花の植栽を引き続き推進します。 ・三戸・小網代地区は、三浦の自然環境や景観と調和を目指し、既存のみどりの保全やオープンスペースの確保、みどりのネットワークの形成に配慮したまちづくりを促進します。

I - 三浦海岸駅周辺緑化重点地区

対象区域	<ul style="list-style-type: none"> 本市の北東部に位置し、京浜急行久里浜線三浦海岸駅周辺を位置づけます。 <div style="text-align: center;">  <p>南下浦コミュニティセンターのクスノキ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>花とみどりモデル事業 もみじ会</p> </div>
区域の状況	<ul style="list-style-type: none"> 本市の玄関口の一つである京浜急行久里浜線の三浦海岸駅があります。 三浦海岸駅周辺は、南下浦コミュニティセンターと子育て世代向けの賃貸住宅との複合施設をはじめ、住宅や商店、飲食店、金融機関等の生活利便施設や公共施設等が数多く立地しています。 交流と生活の拠点となる市街地にふさわしいみどりづくりを進めることが望まれます。
緑化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ◆ みどりの交流拠点づくり 駅前広場については、市民協働によって行われている草花と河津桜の植栽を引き続き推進するとともに、地区東側のバスロータリー、待合いスペースを中心に鉄道・バス事業者の協力を得ながら緑化を進めます。 地域の中心的な施設である南下浦コミュニティセンター（チエル Sea みうら）については、保護樹木を中心にみどりの保全を図ります。

J - 下宮田・入江周辺緑化重点地区

<p>対象 区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市の北西部に位置し、三浦市総合体育館（潮風アリーナ）等の公共施設や大型商業施設が立地する周辺エリアを位置づけます。 <div style="text-align: center;">  <p>潮風アリーナ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>入江地区の住宅地と低未利用地</p> </div>
<p>区域 の 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 周辺には、自然環境の豊かな海浜地が存在しており、景観も優れています。 西側の入江地区には、まとまった低未利用地があり、本市の活性化につながる利活用が期待されています。 幅広い交流機能を備えた市街地及び豊かな自然と調和したゆとりのある良好な住宅地にふさわしいみどりづくりを進めることが望まれます。
<p>緑化 の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ みどりの交流拠点づくり <ul style="list-style-type: none"> 三浦市総合体育館（潮風アリーナ）については、みどりの維持を図ります。 ◆ みどり豊かな地域づくり <ul style="list-style-type: none"> 既存住宅地や商業施設の緑化を推進します。 入江地区の低未利用地の利活用にあたっては、周辺に存在する景観に優れた、自然環境豊かな海浜地があることから、緑地の確保や緑化が図られるよう誘導します。 地区内を流れる一番川については、その親水的利用について河川管理者や開発事業者と調整・検討を進めます。

K-三崎下町・二町谷・城ヶ島周辺緑化重点地区

<p style="writing-mode: vertical-rl;">対象区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市の南西部に位置する三崎下町、二町谷地区、城山地区、城ヶ島周辺地区を位置づけます。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <p>花とみどりモデル事業 三崎港花の会</p> <p>県立城ヶ島公園・アジサイ</p> </div>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">区域の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 三崎下町の三崎漁港周辺は、水産業（漁業）の拠点である市場や関連する流通・加工施設、観光客向けの飲食店等の商業施設、住宅等が立地しており、昭和風情のある建築物等の「みなとまち」を感じる景観等が形成されているほか、公民連携による海業振興の取組が進んでいます。 城山地区は、庁舎移転後の跡地において、観光の活性化に資する土地利用転換が検討されています。 城ヶ島には、馬の背洞門や海を見渡し雄大な景観が広がる県立城ヶ島公園の豊かな自然環境があり、ミシュラン・グリーンガイド・ジャポンの2つ星を獲得するなど国内外で注目されています。 豊かな自然環境、活力ある基幹産業、景観、食の魅力、観光等の本市の資産を活かし、海業振興の中心となるにぎわいと魅力あふれる市街地にふさわしいみどりづくりが望まれます。
<p style="writing-mode: vertical-rl;">緑化の方針</p>	<p>◆みどりの交流拠点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設緑地については、保全と活用を図ります。 海浜植物や野鳥が生息する貴重な自然海岸を含んだ自然環境が特徴である県立城ヶ島公園は、景観や自然環境の保全等に配慮した維持管理を県に働きかけます。 三崎下町地区に点在する社寺については、みどりの少ない同地区の貴重な民間施設緑地として、保全・活用を検討します。 三崎港付近で市民協働によって行われている草花の植栽を、引き続き推進します。

L-三崎上町周辺緑化重点地区	
対象区域	<ul style="list-style-type: none"> 本市の南西部に位置し、K-三崎下町・二町谷・城ヶ島周辺緑化重点地区に近接しており、県道 26 号沿道の商業施設や公共施設が立地する周辺エリアを位置づけます。
区域の状況	<ul style="list-style-type: none"> 県道 26 号等の沿道には、商業施設や金融機関、店舗併用住宅、三崎警察署や三浦市立病院、岬陽小学校、名向小学校等の公共施設が立地しており、その他は、戸建住宅や小規模な集合住宅が立地しています。 周辺環境と調和した、ゆとりのある良好な住環境にふさわしいみどりづくりを進めることが望まれます。
緑化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ◆ みどり豊かな地域づくり 緑化スペースが少ないことから、店先等民有地内のプランター、ハンギングバスケット等による緑化や壁面緑化を推進します。

M-市街化区域緑化重点地区	
対象区域	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域全域を位置づけます。
区域の状況	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域は、緑被率が約 23%とみどりが少ない状況にあります。 市街化区域全域において、みどりの保全及び緑化の取組を重点的に進める必要があります。
緑化の方針	<ul style="list-style-type: none"> 施策の柱「まちのみどりを創る・活かす」に定めた個別施策の活用により、みどりのまちづくりを重点的に進めます。(P39～44 参照) 市街化区域全域のうち、徒歩圏内に公園・緑地が配置されていない地域については、市民緑地認定制度等による新たな緑地の確保を検討します。

6 重点的に道路の緑化に取り組む方針

(1) 重点的に緑化に取り組む道路とは？

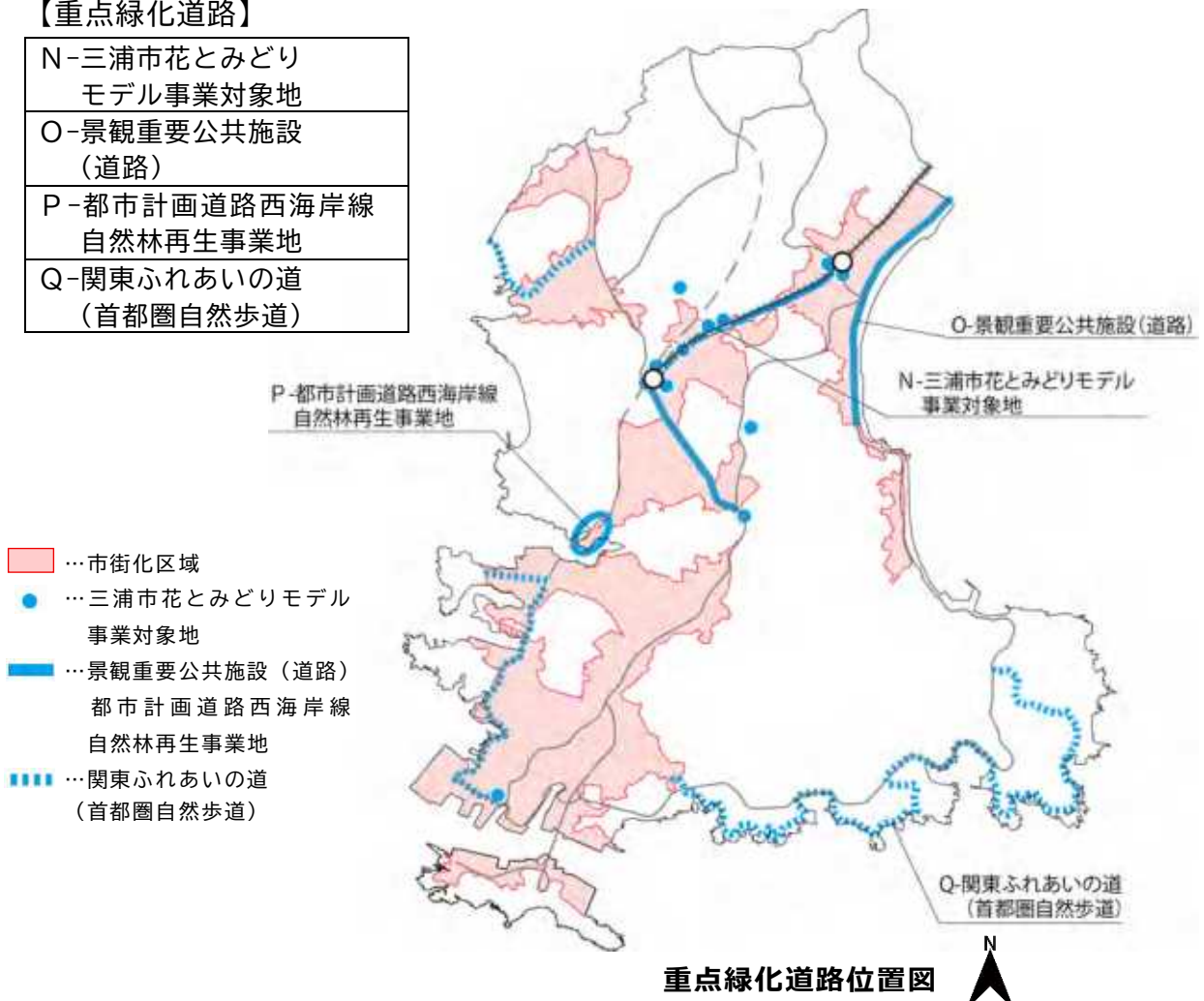
地区区分	根拠法令	内容
重点緑化道路	なし	本計画において独自に定める道路であり、「緑化を図る道路」のことです。

- ・「第1章 みどりの基本構想」の「3 みどりの将来構造」において、「重点緑化道路」と位置づけた道路については、その緑化の方針を示します(P14 参照)。
- ・道路緑化にあたっては、三浦市花とみどりモデル事業による緑化推進を図ります。また、三浦市景観計画において景観重要施設として位置づけられる道路については、良好な景観の形成を図ります。



(2) 道路別の方針

【重点緑化道路】

N-三浦市花とみどりモデル事業対象地
O-景観重要公共施設(道路)
P-都市計画道路西海岸線自然林再生事業地
Q-関東ふれあいの道(首都圏自然歩道)



N-三浦市花とみどりモデル事業対象地、O-景観重要公共施設（道路）、 P-都市計画道路西海岸線自然林再生事業地	
対象区域	<ul style="list-style-type: none"> 三浦市花とみどりモデル事業対象地の沿道、景観重要公共施設に指定される道路（引橋交差点から三崎口駅まで（国道 134 号）、三浦海岸沿道道路（国道 134 号・県道 215 号）、河津桜並木道（市道 310-3 号）、小松ヶ池公園との隣接箇所（市道 347-16 号及び市道 348 号））、及び整備が進められている都市計画道路西海岸線の自然林再生事業地を位置づけます。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>花とみどりモデル事業 仲々会</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>河津桜</p> </div> </div>
区域の状況	<ul style="list-style-type: none"> 三浦市花とみどりモデル事業が市内各所で実施され、それぞれの団体が工夫を凝らした美しい植栽帯を形成しており、これらの活動の維持・支援が望まれます。 三崎口駅から引橋地区、三浦海岸駅から三浦海岸までの道路が景観重要施設に指定され、美しい景観形成に向けた取組が進められており、まちの玄関口を彩る緑化についても取組を進めることが望まれます。 西海岸線の整備に際しては周辺の自然環境への配慮が望まれます。
緑化の方針	<ul style="list-style-type: none"> 三浦市花とみどりモデル事業を通じて、市内の緑化推進を行う同好会等の活動を支援します。 引橋交差点から三崎口駅までの国道 134 号については、市の中心部と鉄道駅までを結ぶ主要な道路であり、街路樹の適切な維持・管理について、道路管理者と調整を図ります。 三浦海岸沿道道路（国道 134 号・県道 215 号）については、多くの来訪者を迎え入れる海辺景観と調和した街路樹の適切な維持・管理について、道路管理者と調整を図ります。 三浦海岸駅から小松ヶ池公園を結ぶ河津桜並木道（市道 310-3）については、現在の歩道と緑地帯の維持充実を図るとともに、市民協働による桜のシンボルロードづくりを引き続き推進します。 小松ヶ池公園との隣接箇所（市道 347-16 号及び市道 348 号）については、アジサイなど美しい植栽の維持に努めます。 神奈川県が進める西海岸線の整備については、自然環境や景観に配慮して、自然林の再生を目指すこととされています。

Q-関東ふれあいの道（首都圏自然歩道）	
対象区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関東ふれあいの道（首都圏自然歩道）を位置づけます。 <div style="text-align: center;">  <p>宮川湾周辺【関東ふれあいの道】（三浦・岩礁のみち）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>諸磯湾【関東ふれあいの道】（油壺・入江のみち）</p> </div>
区域の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関東ふれあいの道（首都圏自然歩道）は、関東地方の一都六県（東京都、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、神奈川県）をぐるりと一周する長距離自然歩道であり、関係機関と協力しながら、美しい自然や歴史、文化に触れるルートの保全が望まれます。
緑化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な遊歩道については「海の保全・活用軸」や「大地の連携軸」をつなぐよう整備を推進し、遊歩道によるみどりのネットワーク化に努めます。 ・ 関東ふれあいの道（首都圏自然歩道）のコースは、本市内では、三浦・岩礁のみち、油壺・入江のみち、荒崎・潮騒のみちがあり、これらのコースの維持・管理の要望とPRを図ります。



城ヶ島大橋から望む三崎漁港



城ヶ島大橋

第4章 具体化への取組

1 計画具体化のための役割分担

本計画を具体的に進めるため、市民・来訪者、みどりの活動団体・NPO、事業者、行政等が、それぞれの役割を踏まえて、相互に連携、協力し、取組を進めます。



関係主体の連携と協力のイメージ

**市民・
来訪者の
役割**

- 身近なみどりの維持管理や緑化を進めます。
- 海やみどりの大切さを理解し、一人ひとりが守り、活かし、つくる活動を広げていきます。

**みどりの
活動団体・
NPOの
役割**

- 行政とともに、市民や民間事業者のみどりや自然環境の保全活動、緑化活動を支援するなど、みどりの活動をけん引します。
- 専門知識を活かしたみどりの情報発信や普及啓発、教育活動等に行政と協力しながら取り組みます。

**事業者の
役割**

- 三浦市まちづくり条例の遵守など、地域社会の一員として責任ある行動に努めます。
- 本市の自然に配慮し、事業地のみどりの保全や緑化活動に取り組みます。

**行政の
役割**

- 関係主体と協力しながら、本計画の推進を通じて、本市のみどりの保全、緑化を総合的に進めます。
- 国や県、関係機関との調整を行います。
- 緑の市民会議等を通じて、みどりのための連携・協力体制をつくります。

2 計画実現のための個別施策と実施主体

本計画を実現するため、各施策における実施主体を以下に整理します。

1 「海と大地のみどりを守る」に係る個別施策と実施主体

施策の方向	施策方針	個別施策	施策No.	実施主体			
				市民・来訪者	みどりの活動団体・NPO	事業者	行政
(1) 海の保全・活用軸における保全	→ 海沿いのみどりを守る	→ 自然海岸の保全	1-1		●		●
		→ 海岸林・断崖地植生等の保全	1-2				●
		→ 海浜動植物の保全対策の推進	1-3		●		●
		→ 干潟・藻場の保全 ～ブルーカーボンの取組推進～	1-4		●	●	●
		→ 海辺の活用と利用調整	1-5		●		●
		→ 海岸美化の推進	1-6	●	●	●	●
		→ 海岸景観への配慮	1-7				●
(2) 大地の連携における保全	→ 谷戸と里山林を守る	→ 小網代の森の保全・活用	1-8	●	●	●	●
		→ 谷戸・里山林等の連続性の確保	1-9				●
		→ 樹林地の保全制度の活用	1-10	●	●	●	●
		→ 社寺林等の保全	1-11	●		●	
	→ 農地を守る	→ 市民協働による谷戸・里山林の維持管理	1-12	●	●		●
		→ 多自然川づくりの推進	1-13		●		●
		→ 農地の保全・活用	1-14			●	●
		→ 生産緑地地区の保全	1-15			●	●
(3) 街の緑化軸における保全	→ 市街地のみどりを守る	→ まちなかの斜面樹林等の保全	1-17				●
		→ まちなかの樹木の保全	1-18	●		●	●
	→ みどりを復元する	1-19			●	●	
(4) 生物種の保全	→ 生息情報を充実する	→ 生物多様性に関する普及啓発	1-20			●	●
		→ 現存植生図の充実と活用	1-21	●			●
		→ 動植物生息調査と情報の蓄積	1-22	●	●		●
	→ 動植物を守る	1-23	●		●	●	

2 「まちのみどりを創る・活かす」に係る個別施策と実施主体

施策の方向	施策方針	個別施策	施策No.	実施主体			
				市民・来訪者	みどりの活動団体・NPO	事業者	行政
(1) 公園を創る・活かす	→ 公園を整備・維持管理する	→ 身近な公園の整備・維持管理	2-1		●	●	●
		→ 多くの人が集まる公園の整備・維持管理	2-2		●		●
		→ 風致公園の整備・維持管理	2-3				●
		→ 歴史公園の整備・維持管理	2-4				●
		→ 三浦半島国営公園の設置推進	2-5				●
		→ 都市緑地の保全	2-6				●
		→ 公園の適切な維持管理と再整備	2-7				●
	→ 公園を活かす	→ 公園の魅力を活かす パークマネジメントの推進	2-8		●	●	●
		→ ユニバーサルデザインの公園づくり	2-9				●
		→ 防災・防犯に配慮した公園づくり	2-10				●
		→ 景観や生きものに配慮した公園づくり	2-11				●
(2) まちのみどりを創る・活かす	→ フラワーロードづくりを進める	→ フラワーロードの推進	2-12		●		●
		→ 道路緑化の推進	2-13		●		●
		→ 遊歩道、散策ルートづくりの推進	2-14				●
		→ 駅周辺の緑化推進	2-15		●	●	●
		→ まちづくりにおける緑地整備の促進	2-16			●	●
	→ みどりのまちづくりを進める	→ 公共施設緑地の整備・活用	2-17				●
		→ 主要公共施設の緑化推進	2-18				●
		→ グリーンインフラの取組推進	2-19			●	●
		→ まちなかのオープンスペースづくり	2-20		●	●	●
		→ 緑化の推進	2-20				●
(3) 民有地のみどりを創る・活かす	→ みどりの地域づくりを進める	→ まちづくり条例に基づく緑地整備	2-21			●	●
		→ 三浦市に適している樹木の推奨	2-22				●
	→ 多様な緑化を推進する	→ 生物多様性に配慮した緑化の推進	2-23				●
		→ フラワーポット等による緑化の推進	2-24	●			●

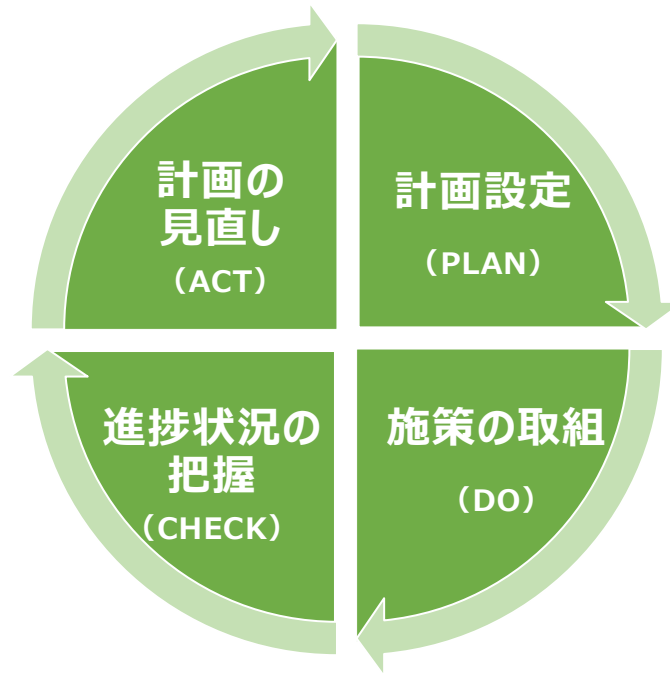
3 「みんなで取り組む」に係る個別施策と実施主体

施策の方向	施策方針	個別施策	施策No.	実施主体			
				市民・来訪者	みどりの活動団体・NPO	事業者	行政
(1) 連携を強化する	→ 市民と行政の連携を強化する	→ 緑の市民会議の開催	3-1	●	●		●
		→ みどりの活動団体等の支援・育成	3-2		●		●
		→ 学校との連携の推進	3-3				●
	→ 関係機関との連携を強化する	→ 関係機関との連携と事業の推進	3-4				●
(2) 普及・啓発を進める	→ みどりの魅力をPRする	→ エコツーリズムの推進	3-5		●	●	●
		→ 広報・ホームページの活用	3-6				●
		→ 各種媒体を用いた情報提供	3-7		●	●	●
	→ みどりに親しむ活動を進める	→ 子どもたちとの活動の推進	3-8		●	●	●
		→ 緑化教育の推進	3-9				●
		→ クリーンアッププロジェクトの推進	3-10		●		●
		→ コンクール・表彰等の検討	3-11				●
		→ 市の木、市の花、市の鳥の普及	3-12				●
		→ 緑化推奨木の普及	3-13				●
		(3) 制度を充実する	→ 支援制度の充実を図る	→ 市民協働の活動支援	3-14		
→ みどりに関する財源の確保	3-15						●
→ 基金を活用する	→ みどり基金の充実		3-16				●
	→ みどりの条例の充実		3-17				●

3 計画の評価と見直し

計画を実現するため、計画設定(PLAN)、施策の取組(DO)、進捗状況の把握(CHECK)、計画の見直し(ACT)からなる「PDCAサイクル」に基づき、施策の進捗管理を実施していきます。

また、上位関連計画の改定や社会情勢の変化などに対応し、計画自体の定期的な中間評価を実施するとともに、状況に応じて、見直しを行います。



PDCAサイクルのイメージ

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27
										中間 年次										目標 年次
状況把握	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
緑の審議会 へ報告			●			●			●	●			●			●			●	●
緑被・緑地 調査										●										
評価					○					○					○					◎
計画の 見直し										☆										★

☆…状況に応じて見直しを実施
○…中間評価
◎…最終評価

評価・検証スケジュール



城ヶ島公園から望む宮川公園方面



岩堂山から望む宮川公園方面

資料編

資料編【現況調査資料】

1 三浦市のみどりの概況

(1) 地理的条件及び社会的条件の概要

① 位置

- ・本市は、神奈川県南東部・三浦半島の最南端に位置し、東京都中心部から 60km、横浜から 30 km余の距離にあります。
- ・市域は東西 6.8 km、南北 9.4 km、都市計画区域の告示面積は 3,144ha です。



三浦市の位置

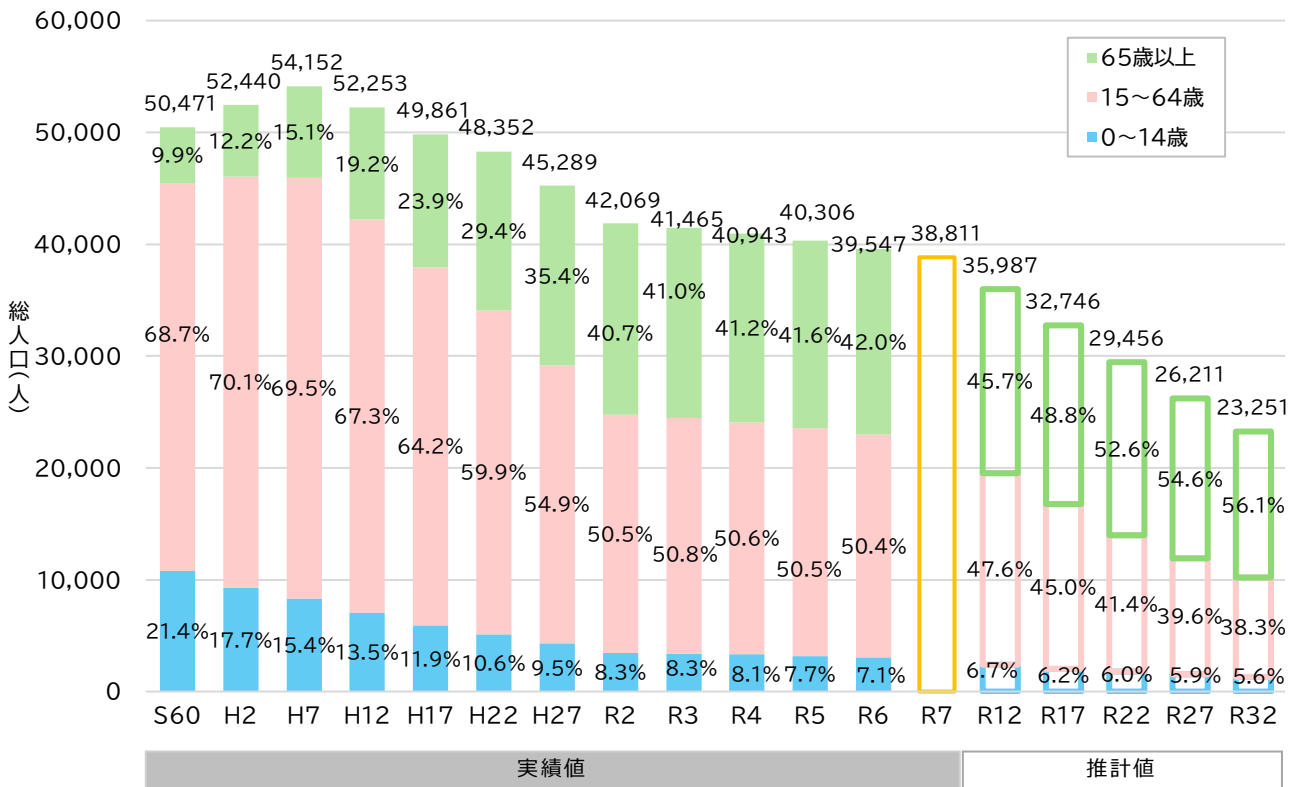


② 歴史

- ・本市は、旧石器時代・縄文・弥生・古墳各時代の遺跡が台地上に広く分布しています。
- ・鎌倉時代初期には、和田義盛をはじめとする三浦一族が活躍しました。また、この時代は三崎に桜、椿、桃の三つの御所が開かれ、源頼朝をはじめとして多くの要人が来遊しました。
- ・江戸時代には港町としてにぎわい、次第に漁港としての整備が進められ、これが後の遠洋漁業基地としての都市形成の基礎となりました。
- ・近代に入ると、国防拠点、三崎マグロをはじめとする水産基地・海洋研究の場となったほか、良好な自然環境や海岸線の港湾としての資質を活かして、保養の地、海洋レジャーの基地としてマリナー、別荘地、水族館等の整備が進みました。また、台地上は畑地の整備が順次進められ、三浦ダイコン等の産地として、首都圏の一大農業生産拠点が形成されました。
- ・現在の本市は昭和 30(1955)年 1 月 1 日に三崎町、南下浦町、初声村が合併して誕生しました。
- ・農業生産が引き続き盛んな中、京浜急行電鉄久里浜線の延伸に伴い、三浦海岸駅や三崎口駅が開設され、駅周辺で市街化が進行し、みどりとベッドタウンが共存する都市として発展しました。
- ・平成 23(2011)年に三浦スポーツ公園（潮風スポーツ公園）が開設され、現在まで市内唯一の運動公園として市民に親しまれています。
- ・平成 26(2014)年には、アカテガニをはじめ多くの生きものが棲んでいる小網代の森の一般開放が開始されました。さらに、令和元(2019)年に三浦市民交流センター（ニナイテ）内に小網代の森インフォメーションスペースが開設され、多くの方が訪れるようになりました。
- ・令和 2(2020)年には、宮川公園内の風車再設置に合わせ、令和 32(2050)年に二酸化炭素実質ゼロを目指し「ゼロカーボンシティみうら」を宣言しました。
- ・同じく令和 2(2020)年には三浦縦貫道路が初声町高円坊まで開通し、三浦市までのアクセスが向上しました。
- ・近年は人口の減少傾向が続く一方で、75 歳以上の方は令和 12(2030)年まで増加が見込まれており、少子高齢化が課題となっています。

③ 人口

- ・令和7(2025)年の本市の総人口は 38,811 人です。平成7(1995)年をピークに人口は減少傾向にあります。
- ・年齢別にみると、近年は年少人口に対して高齢者人口の割合が高く、少子高齢化が進行しています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後は更に人口減少と高齢化が進行し、令和27(2045)年には 26,211 人まで減少、高齢化率は 54.6%へ増大するとされています。

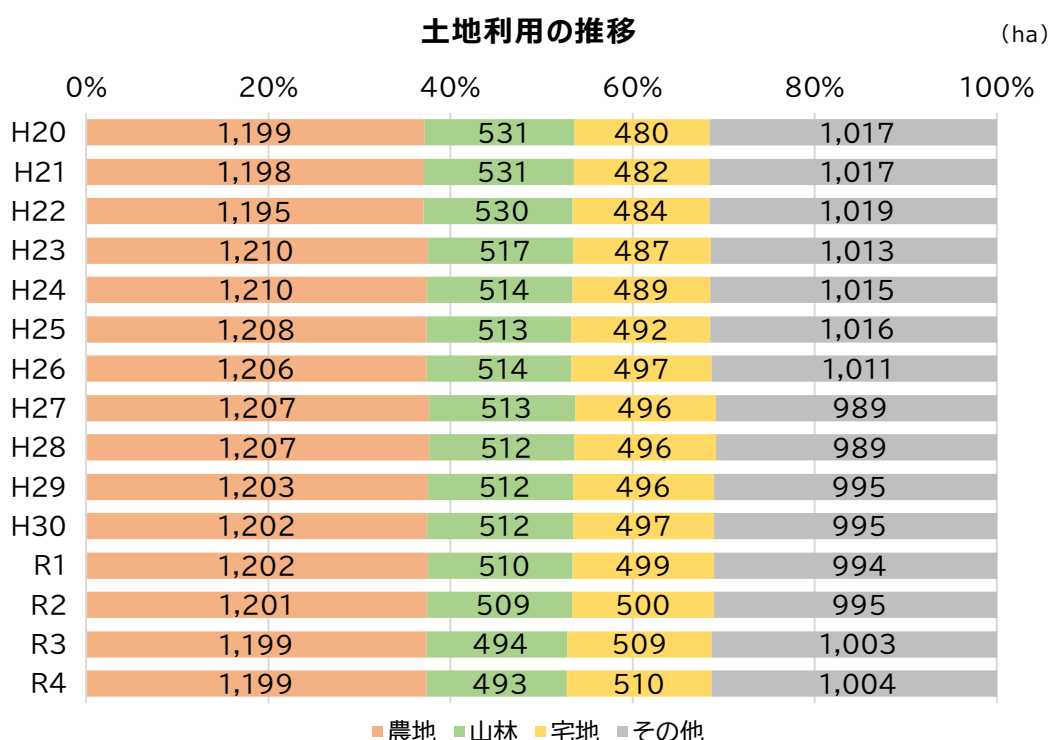


年齢別人口と世帯数の推移

資料：国勢調査（S30～R2）、三浦市統計（R3～R7）
 国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）（R12～R32）
 ※割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはなりません。

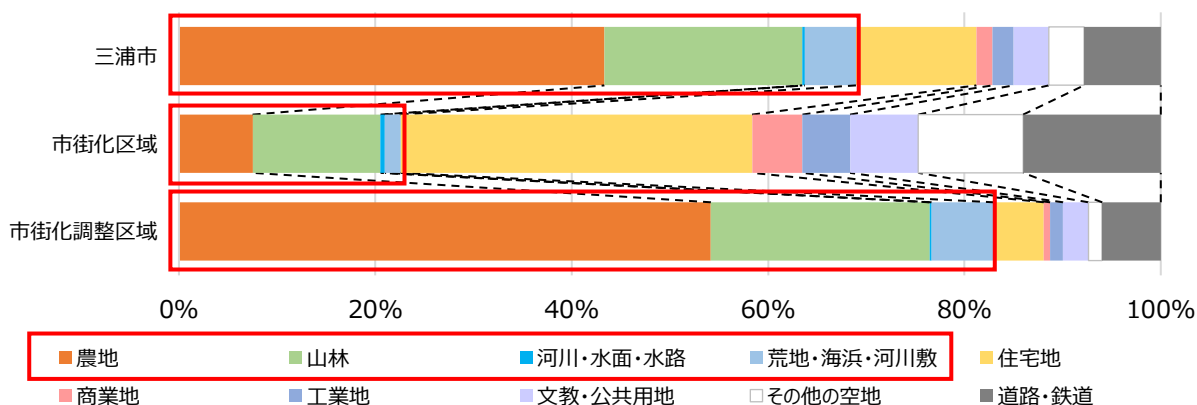
④ 土地利用

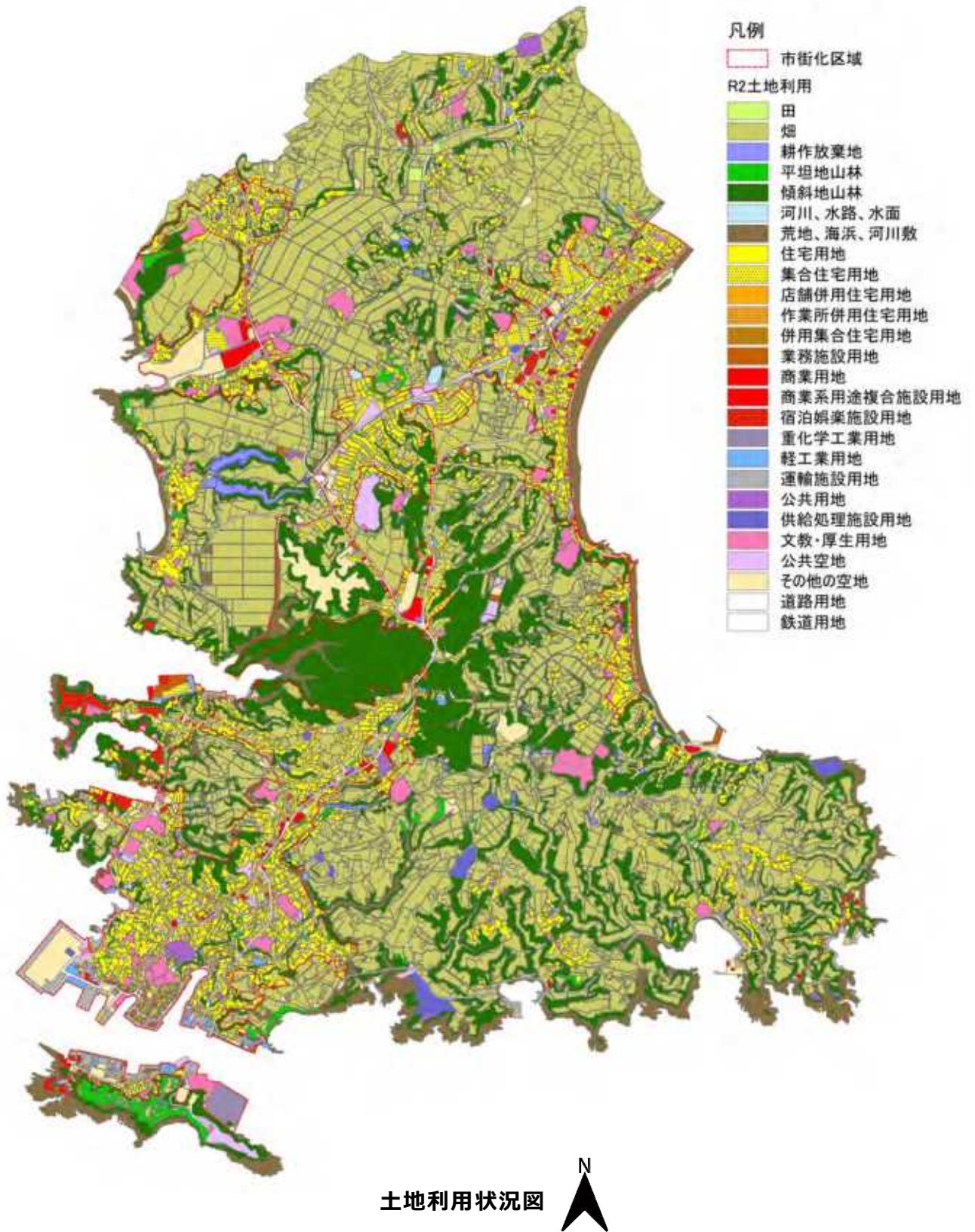
- ・本市の都市計画区域面積は 3,144ha（令和 7（2025）年 11 月現在）です。市街化区域はおよそ 729ha で都市計画区域の約 23.2%です。
- ・前計画策定時と比較し、市街化区域が 66ha 程度減少しています。これは、小網代の森のエリアを市街化区域から市街化調整区域へと編入し、みどりの保全を図ったためです。
- ・地目別土地利用をみると、農地と山林が市域の 50%以上を占めています。
- ・区域区分別の土地利用をみると、市街化区域内では、住宅地が約 3 割、山林が 1 割程度となっています。
- ・市街化調整区域では、農地が 5 割以上、山林を含む自然的土地利用がおよそ 8 割を占めており、台地を中心に独特の農地景観が広がっています。



資料：固定資産概要調書 合計面積は市域面積と一致しません。

区域区分別土地利用の割合

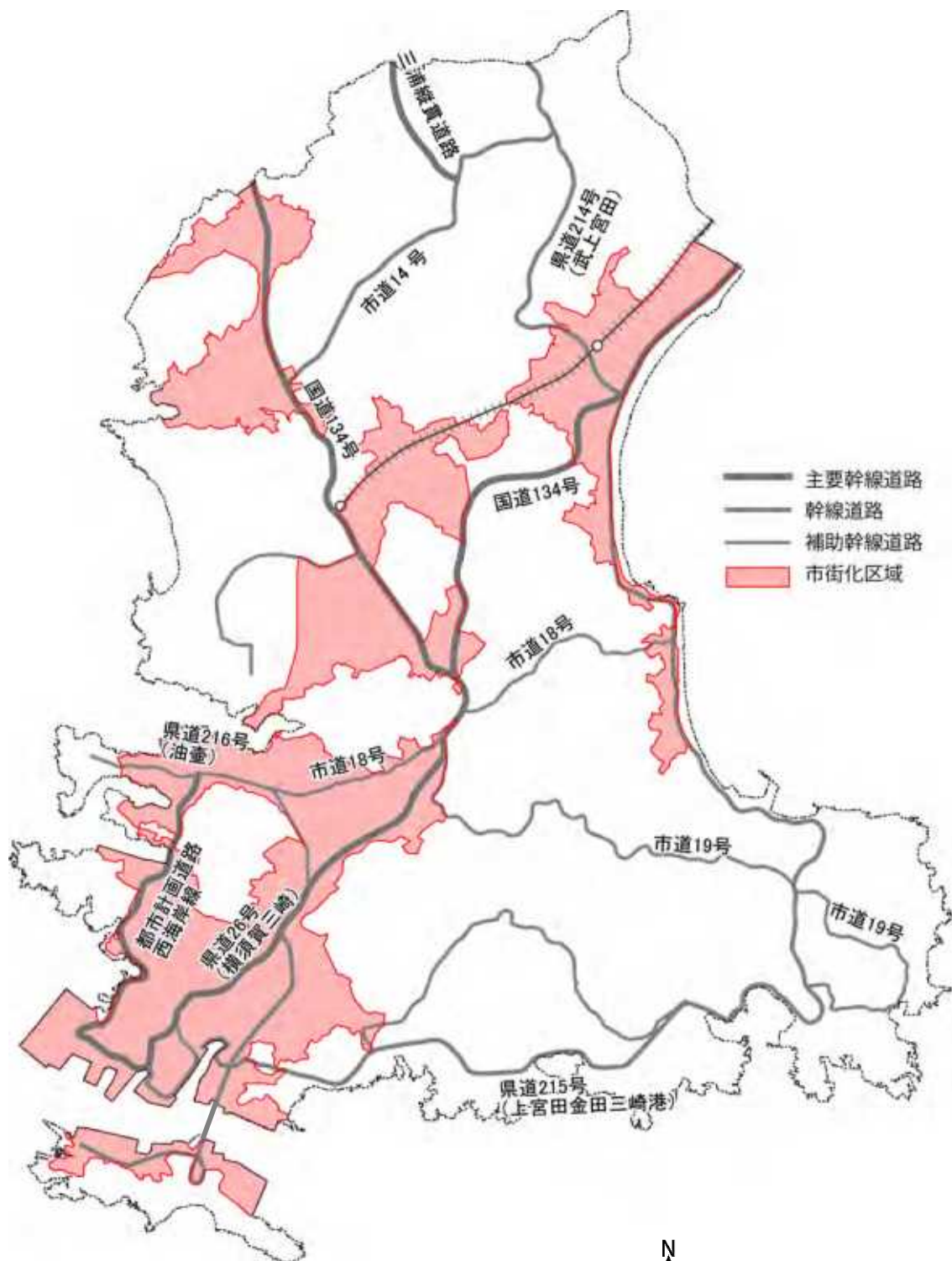




資料：R2 都市計画基礎調査

⑤ 道路網

- ・市内には、国道134号、県道26号（横須賀三崎）及び都市計画道路西海岸線の整備済区間（市道35号）といった主要幹線道路があります。また、県道214号（武上宮田）、県道215号（上宮田金田三崎港）、県道216号（油壺）及び市道14号といった幹線道路があります。
- ・令和2（2020）年には、県事業の三浦縦貫道路が延伸し、交通状況が改善しました。



主要道路網図

(2) みどりと自然環境

① 地形

- ・本市は三浦半島の南端に位置し、劔崎を境に市域の東側は東京湾（浦賀水道）、南側及び西側は相模湾（相模灘）に面し、三面が海に囲まれています。
このことは、三浦の温暖な気候にも大きく関わっていると考えられます。
- ・地形を全体的に見ると、横須賀、武山方面から続く、なだらかな台地とそれを刻むたくさんの小さな谷戸から形成されています。
- ・地質的特徴としては、本市一帯は、太古の昔、海底で堆積した地層が隆起し、さらに波などによる浸食、堆積を重ねるなどでできた海岸段丘によって形成されていることです。土地の隆起によって陸地になってからも、火山灰の堆積（関東ローム層）がなされるなど、地学的様々な作用を受け、今日の地形が形成されてきたと考えられます。
- ・狭い湾や入江が複雑に入り組んだ油壺、諸磯海岸。比較的長い砂浜の三浦海岸や長浜海岸、三戸浜。江奈湾や小網代湾の干潟。毘沙門や松輪の岩礁海岸等の多様な景観がみられます。



毘沙門海岸



三戸浜



土地状況図



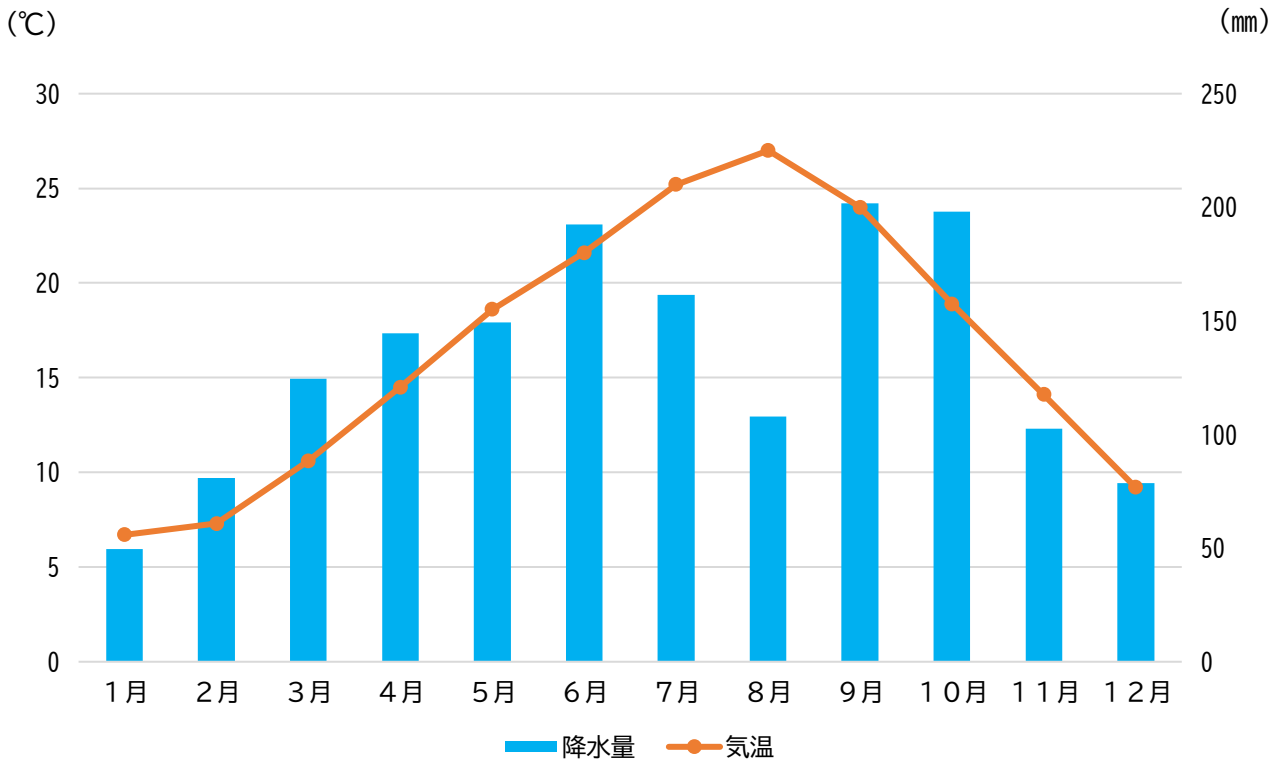
配色	分類項目	配色	分類項目	
緑	山地斜面等	黄緑	階状地	
紫	崖	黄	谷底平野・氾濫平野	
紫	集積地形	黄緑	海岸平野・三角洲	
紫		地すべり(滑落体)	黄緑	後背低地
紫		地すべり(移動体)	黄緑	旧河道
紫	山麓堆積地形	黄緑	低地の窪地	
黄	台地(更新世砂礫面)	黄		河川敷・浜
黄	台地(更新世砂礫面)	黄	遊地	
黄	台地(更新世砂礫面)	黄	水部	
黄	台地(時代未区分)	黄		水部
黄	低地の遊高地	黄	旧水部	
黄		河川沿いの遊高地	黄	農耕平坦化地
黄		砂州・砂嘴・砂丘	黄	
黄	天井川沿いの遊高地	黄	高い盛土地	
黄	凹地・奥い谷	黄	盛土地・埋立地	
黄		凹地	黄	干拓地
黄			奥い谷	改定工事中の区域

資料：国土地理院数値地図 25000（土地条件）を加工して作成

② 気候

- ・本市は太平洋気候区に属し、平成 17(2005)年から令和 6 (2024)年の 20 年間の年平均気温は 16.5℃、年降水量の平均はおよそ 1,600 mmです。
- ・春から夏にかけては、南西寄りの風が多く、秋から冬にかけては北東寄りの風が多く吹きます。
- ・最寒月（1月）の平均気温は 6.7℃、最暖月（8月）の平均気温は 27.0℃です。

三浦市の月別気温・降水量・風速・風向
(平成 17(2005)年から令和 6 (2024)年)



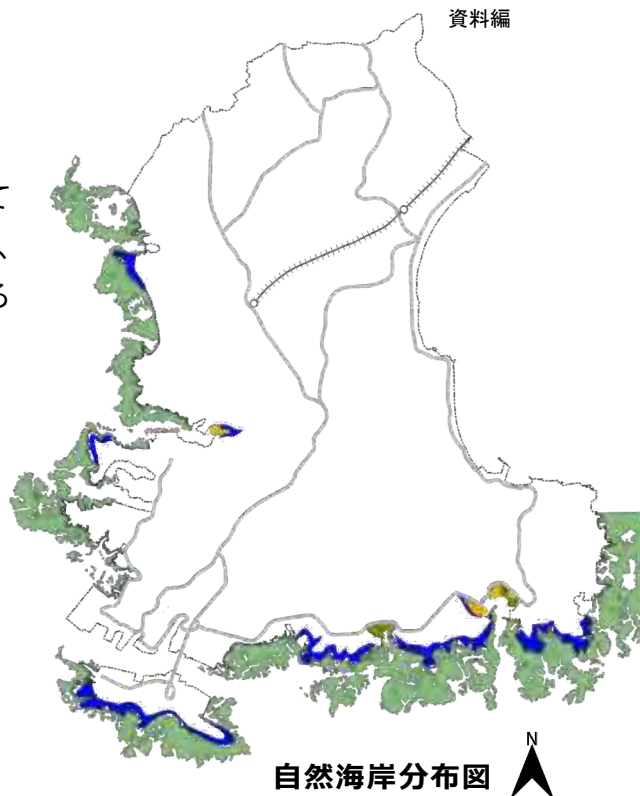
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気温 (°C)	6.7	7.3	10.6	14.5	18.6	21.6	25.2	27.0	24.0	18.9	14.1	9.2
月合計降水量 (mm)	49.6	80.8	124.5	144.6	149.2	192.5	161.4	108.0	201.7	198.0	102.6	78.5
平均風速 (m/s)	3.2	3.5	3.7	3.7	3.5	3.0	3.4	3.3	3.2	3.2	3.1	3.3
最多風向	北北東	北北東	北北東	北北東	南南西	南南西	南南西	南南西	北北東	北北東	北北東	北北東

資料：気象庁（三浦地域気象観測所）

③ 動植物の状況

- ・本市の海岸線は、砂浜、磯、断崖、入江、岬、干潟等、多様な自然海岸が多くを占めています。これらの自然海岸では、海浜植生、塩沼地植生、海岸断崖地植生等特色のある植物群落を見ることができます。
- ・アマモやカジメ等の藻場が形成されていますが、藻場の海藻等がなくなる「磯焼け」が進んでいます。

藻場調査
 アマモ場
 海藻藻場
 特定植物群落調査
 海浜植生
 干潟調査
 干潟



資料：環境省自然環境保全基礎調査 藻場調査（2018～2020）分布地域、干潟調査（第5回）分布地域、特定植物群落（第5回）GISデータ（環境省生物多様性センター）を利用し、作成・加工（<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>）

- ・本市は、入り組んだ谷戸、変化に富んだ海岸線を持つことから、1,000種類以上の植物が生育しています。特に、海岸には本市の花であるハマユウをはじめ、ハマエンドウ、ハマダイコン、イソギク、ハマヒルガオ、ハマナデシコ、ハマカンゾウ等、多様な海浜性の植物をみることができます。また、県内で本市にしかないイズアサツキ、ハマナタマメ等の貴重な植物もみられます。
- ・入り組んだ谷戸の斜面や海に面した台地斜面には、照葉樹とも呼ばれる常緑広葉樹（タブノキ、マテバシイ、スダジイ等が中心）がみられ、温暖な本市を特徴づける植物となっています。



ハマダイコン



ハマナデシコ



イズアサツキ



ハマナタマメ

- ・動物では、ウミウ、ヒメウが越冬を目的に城ヶ島南岸の赤羽根海岸の断崖地に飛来し、留鳥として生息しているクロサギの生息地も含めて、「城ヶ島のウミウ・ヒメウ及びクロサギの生息地」として、県指定の天然記念物にもなっています。
- ・江奈湾の干潟は、神奈川県で最も南に位置する干潟で、泥が底質の大部分を占めていて、湾口寄りにはコアマモの群落、湾奥にはヨシの群落が発達し、テッポウエビやチゴガニ等のエビ・カニの仲間や、貝の仲間が生息するほか、これらを餌にするコサギ、アオサギなどのサギ類やシギ・チドリ類などの鳥類が多くみられます。
- ・油壺地区等の砂浜では、6～7月の満月・新月後の数日間、満潮の2～3時間前に、クサフグが集団で産卵します。産卵場は、傾斜のなだらかな浅瀬の砂礫浜であり、メスが小石のすき間に卵を産み付け、これにオスが放精して受精が行われます。卵は4～5日後には孵化し、稚魚は海へと泳ぎでていきます。
- ・小松ヶ池は、ゴイサギやコサギなどのサギ類、オナガガモやヒドリガモ、カルガモなどのカモ類、バンやカイツブリなど多くの水鳥が飛来します。また、キセキレイやシジュウカラ、カワセミなどの野鳥も多くみられます。
- ・市中央部に位置する小網代の森には、集水域となる樹林地から湿地、干潟、海までが河川によってつながる、貴重な流域生態系が形成されています。小網代の森の多様な環境は、サラサヤンマ、ゲンジボタル、ヘイケボタル等の水生昆虫、多様なアゲハ類やアサギマダラなどを含む蝶類、アユ、ハゼ類等の魚類、ニホンアカガエル、シュレーゲルアオガエル、アズマヒキガエル等の両生類など、多様な生きものの住処となっています。夏の大潮の夜には、アカテガニが森から海へ移動し、子ども（幼生）を海に放つ姿がみられます。海と陸を行き来するアカテガニにとって、森と海のつながる小網代の森は重要な生息地となっています。



チゴガニ



ゲンジボタル



アカテガニの放仔



サラサヤンマ

- ・一方で、特定外来生物であるアレチウリの分布拡大や、アライグマやクリハラリス（台湾リス）、ガビチョウ等の生息拡大による生態系の攪乱が問題となっています。
- ・アライグマやクリハラリス(台湾リス)は、多くの農業被害を出すとともに、在来の生きものに対しての影響が懸念されています。



ガビチョウ



クリハラリス（台湾リス）

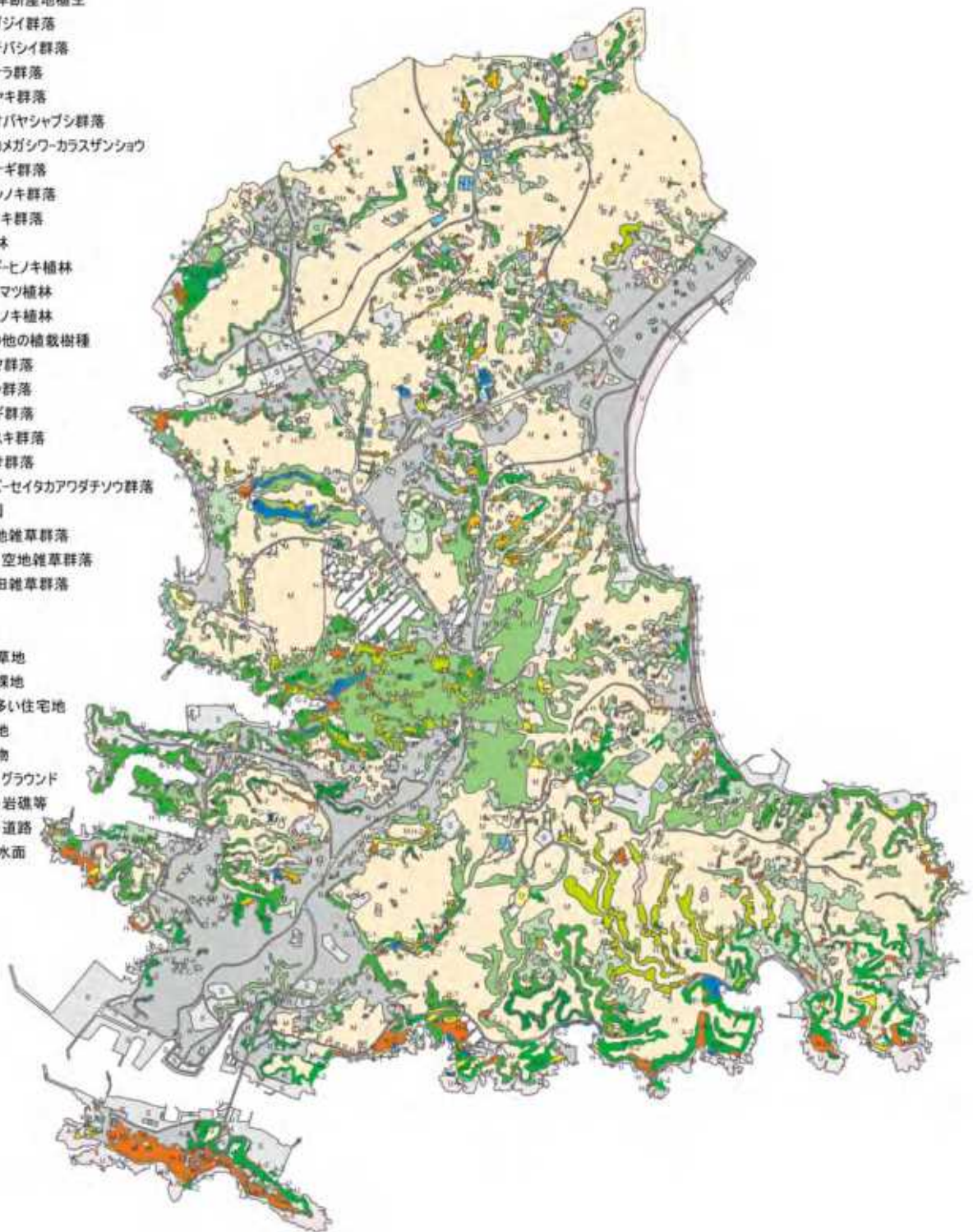
④ 現存植生状況

- ・本市の植生は常緑広葉樹林域であるヤブツバキクラス域（クラスは植物群落分類の最も上の単位）に属しています。
- ・現存植生の多くは、本来その土地に生育していた自然植生（原生林等）が人間活動の影響によって置き換えられた代償植生（二次林等）となります。
- ・本市の現存植生の特徴としては、本市の地形・気候を反映して、海浜植生、塩沼地植生、海岸断崖地植生等、海辺の植生がみられる点と、自然・代償植生とも常緑広葉樹が優先する植生が多くみられることです。

凡例

植生図

- A-1. マサキトベラ群落
- A-2. ヤブツクイ-タブノキ群落
- A-3. 海浜植生
- A-4. 塩沼地植生
- A-5. 海岸断崖地植生
- B-1. スダジイ群落
- B-2. マテバシイ群落
- C-1. コナラ群落
- C-2. ケヤキ群落
- C-3. オオバヤシヤブシ群落
- C-4. アカメガシワ-カラスザンショウ
- D-1. ヤナギ群落
- D-2. ハンノキ群落
- D-3. エノキ群落
- E-1. 竹林
- F-1. スギ-ヒノキ植林
- F-2. クロマツ植林
- F-3. クスノキ植林
- F-4. その他の植栽樹種
- G-1. ガマ群落
- G-2. ヨシ群落
- G-3. オギ群落
- H-1. ススキ群落
- H-2. ササ群落
- H-3. クズ-セイタカアワダチソウ群落
- I. 果樹園
- J. 耕作地雑草群落
- K. 路傍・空地雑草群落
- L. 休耕田雑草群落
- M. 畑
- N. 水田
- O. 人工草地
- P. 造成裸地
- Q. 緑の多い住宅地
- R. 市街地
- S. 構造物
- T. 公園・グラウンド
- U. 砂浜・岩礁等
- V. 鉄道・道路
- W. 開放水面



現存植生図



資料:平成 18 年度植生調査結果を航空写真、R2 都市計画基礎調査などにより、R6 に更新

⑤ 緑被現況と推移

ア 緑被現況と推移

緑被地とは・緑被率とは

- 都市計画基礎調査結果より、田、畑、山林、河川・池沼等、荒地・海浜等を抽出し、これらに被われているものを緑被地として、これを緑被現況図としてとりまとめました。

緑被地	田、畑、山林、河川・池沼等、荒地・海浜等
-----	----------------------

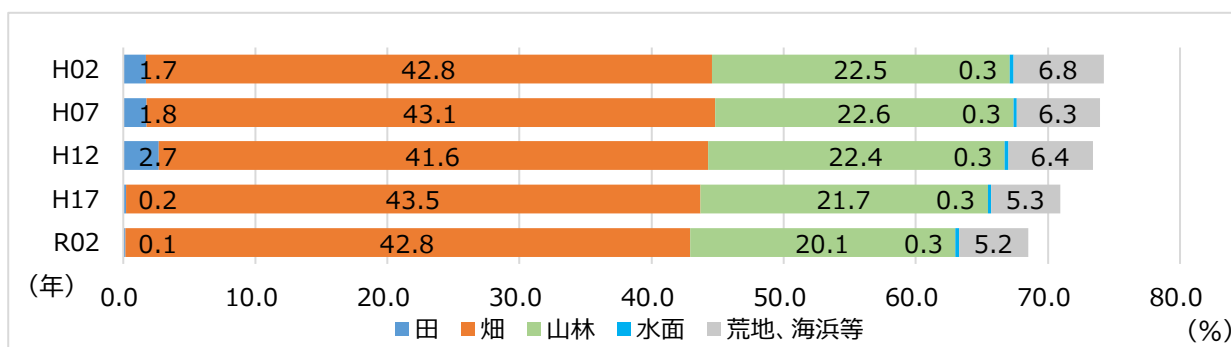
- 緑被地の面積を、地区面積に対する緑被面積の割合として指標化したものを緑被率といいます。

緑被地の現況

- 緑被現況図でみると、市街化調整区域では畑が広がる中に谷戸の斜面樹林として樹林地が形成されている様子がよくわかります。また、市街化区域内には一部にまとまった樹林が残されているほかは、樹林や畑のみどりが少なく、多くが市街地となっていることがわかります。
- なお、緑被で最も多くを占める畑は、本市の場合冬期から春期が作物栽培の主となっていることから、みどりの少ない冬期には一面に視覚のみどりを与えてくれます。一方、夏期には作物が栽培されていない場所も多く、視覚的なみどりが少なく感じることもあります。

緑被面積・緑被率の現況と推移

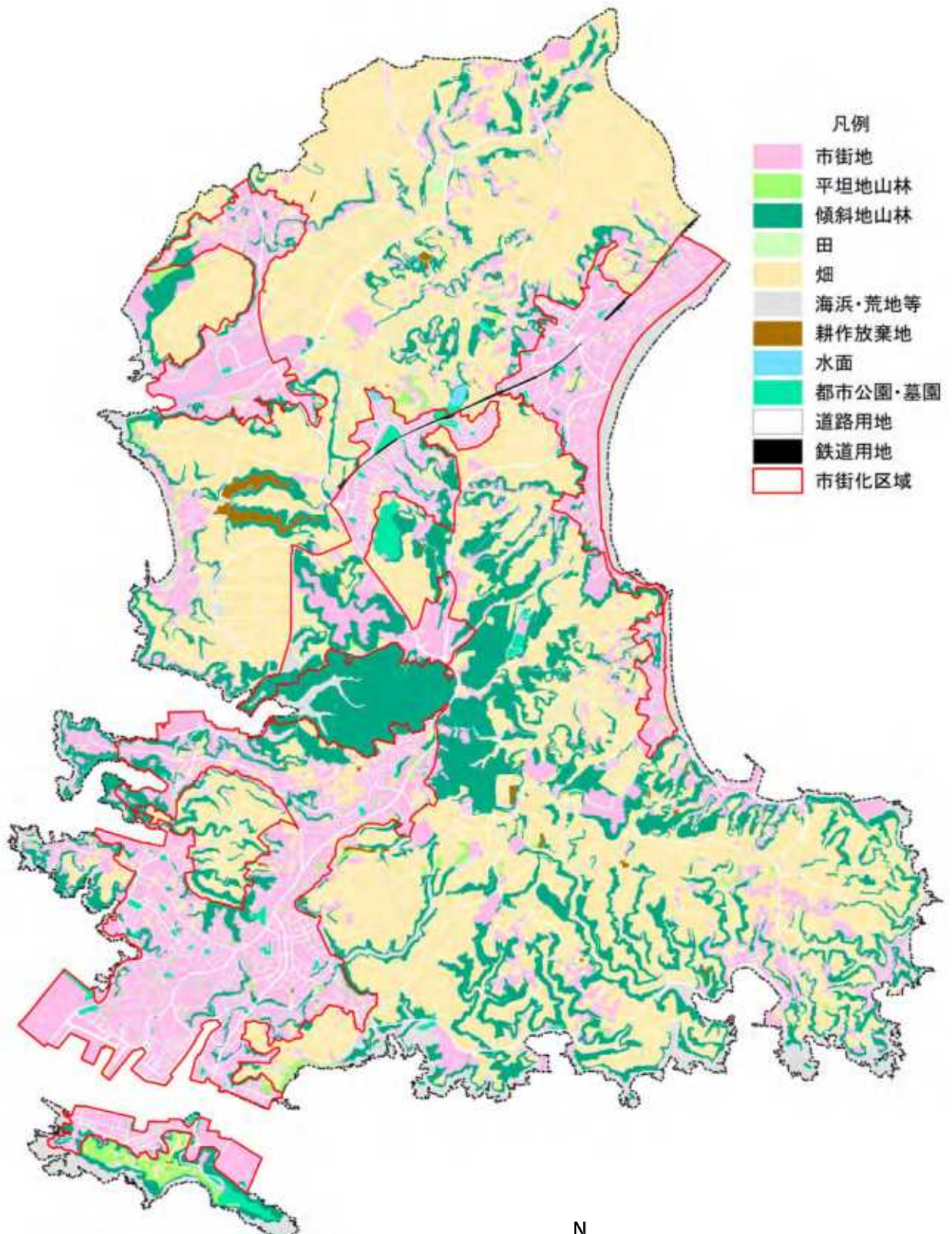
- 本市全域における緑被面積は、2,169.2ha、緑被率は69.0%です。緑被の分類別では畑が最も多く、次いで樹林となっています。
- 前計画策定時（平成17(2005)年）と比較すると、緑被面積は75.0ha、緑被率では2.4ポイントの減少となりました。緑被分類別の内訳では、山林が51.2ha、緑被率で1.6ポイント、畑が23.3ha、緑被率で0.7ポイントの減少となっています。



		田	畑	山林	水面	荒地、海浜	緑被面積	行政面積
H17 (2005)	面積(ha)	6.6	1367.5	683.4	8.0	165.5	2244.2	3144.0
	緑被率(%)	0.2	43.5	21.7	0.3	5.3	71.4	100.0
R02 (2020)	面積(ha)	4.7	1344.2	632.2	8.6	165	2169.2	3144.0
	緑被率(%)	0.1	42.8	20.1	0.3	5.2	69.0	100.0

緑被分類別緑被率の推移（市全域）

※割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはなりません。



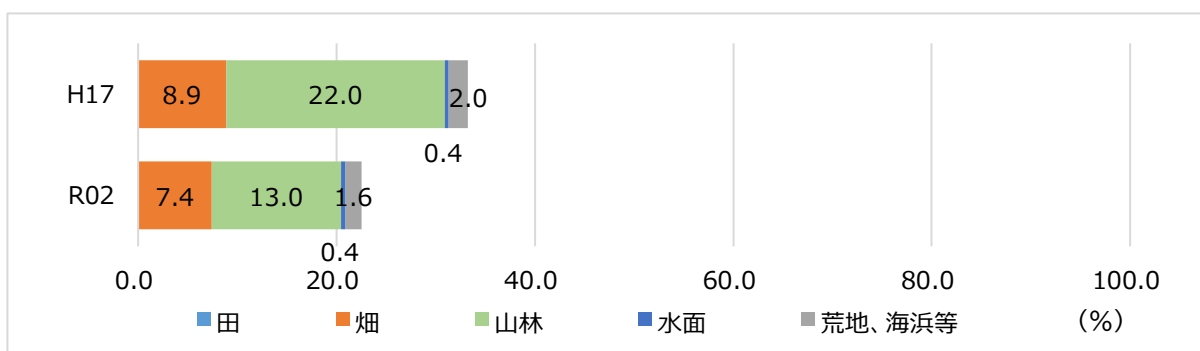
緑被現況図



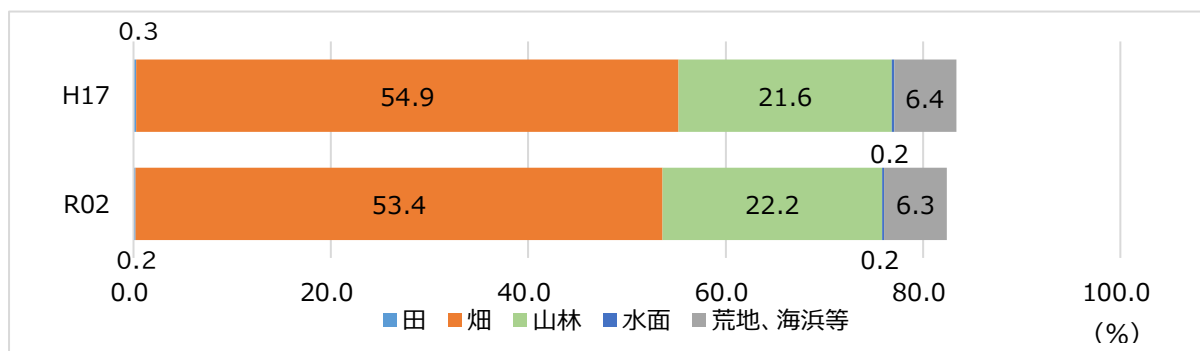
資料：R2 都市計画基礎調査の
土地利用現況データをもとに作成

イ 区域区分別緑被率現況と推移

- ・令和2(2020)年における区域区分別では、市街化区域での緑被面積は164.6ha、緑被率は22.6%です。また、市街化調整区域での緑被面積は2,004.6ha、緑被率は83.0%です。
- ・前計画策定時(平成17(2005)年)と比較すると、緑被率は、市街化区域では10.7ポイント、市街化調整区域では1.0ポイント減少しました。
- ・緑被分類別では、市街化区域では、山林が9.0ポイントの減少と最も大きくなっています。一方で、市街化調整区域では、畑が1.5ポイントの減少、山林は0.6ポイントの増加となっています。



緑被分類別緑被率の推移（市街化区域）



緑被分類別緑被率の推移（市街化調整区域）

※割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、グラフの内訳の計は文章中の緑被率と一致しません。

ウ 地区別緑被率現況

- ・地区別で見ると、市街化区域の緑被率はほとんどの地区で25%未満となっています。このうち、三浦海岸駅周辺や三崎下町を中心に緑被率10%未満の地区が多くみられます。一方、市街化区域のうち、農地や山林が多く残る地区や今後開発が予定されている三戸小網代地区(蟹田)等では25%を超える緑被率の地区もみられます。
- ・また、市街化調整区域では、ほとんどが80%を超える緑被率となっており、集落地周辺でも50%を超えています。



資料：R2 都市計画基礎調査の土地利用現況データをもとに作成

(3) 緑地の現況

- ・本計画では、数値的な目標の対象とするみどりを“緑地”として位置づけ（本計画 P4 参照）、その面積を把握することにより、みどりの状況を確認しています。以下に、前計画策定時（平成 20(2008)年）からの緑地の区分ごとの面積の変化を整理します。

ア 施設緑地

施設緑地 全体	↑	(H20) 77.72ha → (R6) 141.72ha	
都市公園	↑	(H20) 34.09ha → (R6) 38.50ha	・都市公園は、開発に伴う街区公園の整備や名向崎緑地等の整備により微増
公共施設 緑地	↑	(H20) 23.0 ha → (R6) 84.59ha	・二町谷埋め立て整備事業の中で確保されたこと、また、小網代の森が確保されたことにより大きく増加
民間施設 緑地	↓	(H20) 20.63 ha → (R6) 18.63ha	・油壺マリンパークが閉館したことにより微減

イ 地域制緑地

地域制 緑地全体	↑	(H20) 1884.97ha → (R6) 1885.07ha	
法による もの	↓	(H20) 1859.77ha → (R6) 1858.42ha	・小網代近郊緑地特別保全地区が新たに指定 ・風致地区は平成 27(2045)年に都市計画変更が行われ減少 ・生産緑地地区も微減
協定による もの	↑	(H20) 0 ha → (R6) 1.45ha	・緑地協定が 1 箇所新たに指定
条例による もの	→	(H20) 25.20ha → (R6) 25.20ha	・自然環境保全地域 3 箇所（県条例）

ウ 緑地全体

三浦市 全域	↑	緑地面積	(H20) 1922.45ha → (R6) 1,926.01ha
		緑地率	(H20) 61.1% → (R6) 61.3%
市街化 区域	↓	緑地面積	(H20) 219.40ha → (R6) 141.62ha
		緑地率	(H20) 27.6% → (R6) 19.4%

エ 一人当たりの公園及び緑地(施設緑地全体)

三浦市 全体	↑	(H20) 15.55 m ² /人 → (R6) 36.34 m²/人	・H20 : 50 千人 → R6 : 39 千人 ・小網代の森が確保された影響で大きく増加
市街化 区域内	↑	(H20) 7.13 m ² /人 → (R6) 7.27 m²/人	・H20 : 41 千人 → R6 : 34 千人 ・人口が減少した影響で、一人当たり面積が増加

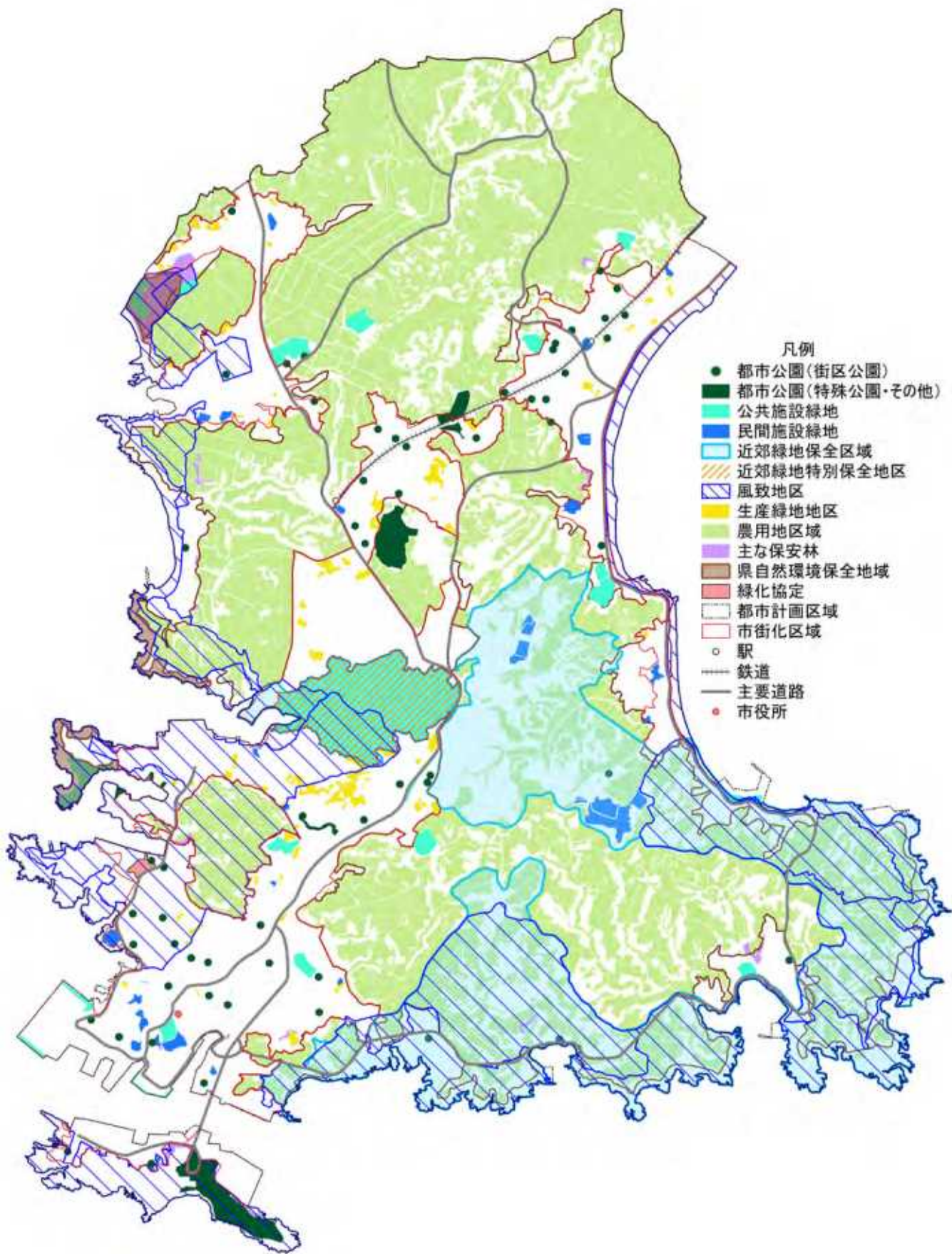
- ・  増えたもの  減ったもの  変わらないもの

緑地の現況（令和6年度末(2024年度)現在）

区分		市街化区域			都市計画区域			
		箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人	
施設緑地	都市公園	55	11.01	3.24	64	38.50	9.87	
	公共施設緑地	7	3.60	1.06	25	84.59	21.69	
	都市公園等	62	14.61	4.30	89	123.09	31.56	
	民間施設緑地	26	10.11	2.97	28	18.63	4.78	
	施設緑地 計	88	24.72	7.27	117	141.72	36.34	
地域制緑地	法によるもの	近郊緑地特別保全地区	0	0	-	1	65.00	16.67
		風致地区	6	163.22	48.01	6	903.80	231.74
		生産緑地地区	117	18.70	5.50	117	18.70	4.79
		その他法によるもの	2	6.70	1.97	5	1,848.80	474.05
	協定によるもの		1	1.45	0.43	1	1.45	0.37
	条例等によるもの		-	-	-	3	25.20	6.46
	小計		126	190.07	55.90	133	2,862.95	734.09
	地域制緑地間の重複			69.92	-		977.88	-
地域制緑地 計		126	120.15	35.34	133	1,885.07	483.35	
施設・地域制間の重複			3.25	-		100.78	-	
緑地総計		214	141.62	41.65	250	1,926.01	493.85	

緑地の現況（平成18年度末(2006年度)現在）

区分		市街化区域			都市計画区域			
		箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人	
施設緑地	都市公園	53	10.80	2.63	60	34.09	6.82	
	公共施設緑地	9	8.33	2.03	24	23.00	4.60	
	都市公園等	62	19.13	4.66	84	57.09	11.42	
	民間施設緑地	26	10.11	2.47	29	20.63	4.13	
	施設緑地 計	88	29.24	7.13	113	77.72	15.55	
地域制緑地	法によるもの	風致地区	5	197.00	48.05	5	938.20	187.64
		生産緑地地区	137	22.10	5.39	137	22.10	4.42
		その他法によるもの	4	73.42	17.91	6	1,831.54	366.31
	協定によるもの		-	-	-	-	-	-
	条例等によるもの		-	-	-	3	25.20	5.04
	小計		146	292.52	71.35	151	2,817.04	563.41
地域制緑地間の重複			95.47	23.28		932.07	186.41	
地域制緑地 計		146	197.05	48.07	151	1,884.97	377.00	
施設・地域制間の重複			6.89	1.68		40.24	8.05	
緑地総計		234	219.40	53.52	264	1,922.45	384.50	



緑地現況図(令和7(2025)年)



(4) 緑化推進と自然保護の状況

① 緑化施策の状況

ア みどりの条例の概要

- ・三浦市みどりの条例は、本市における良好な自然環境と緑地の保全及び緑化の積極的な推進に関して必要な事項を定めることにより、市民が住み良いと感じることのできるみどり豊かな生活環境の確保に寄与することを目的に平成10(1998)年10月に策定されました。条例の概要は以下のとおりです。
- ・緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(みどりの基本計画)の策定が義務づけられています。
- ・市長の諮問に応じ、緑地の保全及び緑化の推進についての基本的事項又は重要事項を調査審議する三浦市緑の審議会の設置が示されています。
- ・保護地区等の指定に際しては審議会に諮問し、指定した場合は告示することが示されています。また、保護地区等の管理、助言及び指導、助成、買収の申出に関する事項が示されています。
- ・緑化の推進について市長、市民、事業者の役割等が示されています。

みどりの条例による保護地区等の概要

種類	内容	規模要件	届け出が必要な行為
保全配慮区域	基本計画で自然環境保全上重要と判断された緑地	2 ha 以上	◇ 樹木等の伐採、刈取、移植及び譲渡
緑の保護地区	自然的郷土的な特徴を有する一団の樹林及び防災上維持することが必要な一団の樹林	1,000 m ² 以上	◇ 土地の区画形質の変更 ◇ 建物その他の工作物の新築、改築又は増築
保護樹木	郷土の緑を代表する樹木で以下のいずれかに該当するもの ◇ 1.5mの高さにおける幹の周囲が2m以上であること。 ◇ 高さが10m以上であること。 ◇ 株立ちした樹木で、高さが3m以上であること。 ◇ はん登性樹木で、枝葉の面積が30 m ² 以上であること。		◇ 水面の埋立て

イ 保護地区及び保護樹木の状況

- ・緑の保護地区については、現在指定はありません。
- ・保護樹木は20本が指定されています。そのうち、12本は「かまくらと三浦半島の古木・名木50選」に選定されています。



市役所本館前のスタジイ



保護樹木位置図

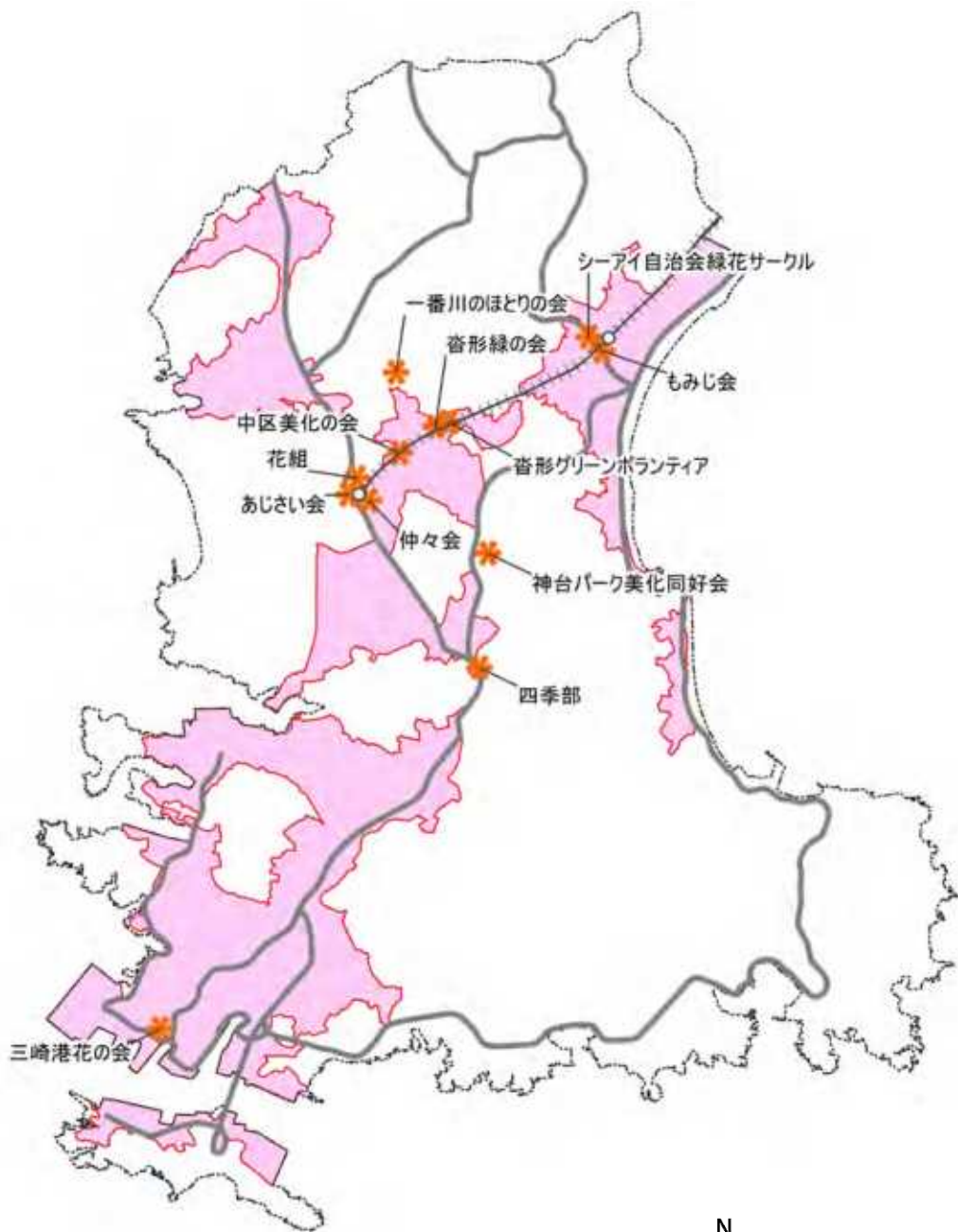


資料：庁内資料

② 緑化推進活動の状況

ア 花とみどりモデル事業

- ・三浦市花とみどりモデル事業とは、ボランティア団体に、道路敷等の公共的施設にある植栽帯を管理していただくものです。市では管理に必要な資材や花苗等を提供しています。
- ・植栽帯は、令和7(2025)年4月末現在 12箇所あります。それぞれの団体が工夫を凝らした美しい植栽帯が形成されているほか、会員同士や通行人との交流の場ともなっています。



花とみどりモデル事業位置図



資料：令和7年4月末現在
三浦市ホームページ

イ 公園管理団体

- ・公園の自主管理は、昭和 53(1978)年に6公園からスタートし、令和 7(2025)年 9月末時点で 30 団体が参加し、59 箇所の市管理公園・緑地及び広場のうち、45 箇所(22,908 m²)で実施されています。
- ・公園の自主管理の内容は、除草作業(年2回程度)、ごみ収集となっており、各団体に対し、作業における支援を行っています。



公園管理団体活動位置図



③ 自然保護活動の状況

- ・海浜部や樹林地など優れた自然環境が残っている地域では、様々な団体により、自然保護活動が行われています。

(5) 市民意向の状況

- ・本計画の策定にあたり、「三浦市みどりに関するアンケート」を実施しました。
- ・令和8年度を初年度とする総合計画(基本構想・基本計画)を策定するにあたり、計画策定の基礎資料とするための「三浦市まちづくりのための市民アンケート調査」を実施しており、みどりに関する内容を整理しました。

① 調査内容

ア 三浦市みどりに関するアンケート

- ・調査対象者 : a みうら市民まつりの参加者
b 三浦市公式 LINE 登録者
- ・実施方法 : a みうら市民まつりでアンケート票に記入
又は QR コードによる WEB 回答
b LINE 配信による Web 回答
- ・回収数 : 353 件
- ・調査期間 : a 令和6(2024)年11月17日(三浦市民まつり当日)
令和6(2024)年11月17日～令和7(2025)年1月31日
(WEB 回答)
令和7(2025)年11月16日(三浦市民まつり当日)
b 令和7(2025)年9月5日～令和7(2025)年9月19日(LINE 回答)

イ 三浦市みどりに関するアンケート(子ども用)

- ・調査対象者 : 市内小学校(7校)の4年生～6年生
- ・実施方法 : QR コードによる WEB 回答
- ・回収数 : 59 件
- ・調査期間 : 配布～令和7(2025)年10月17日(金)
(小学校により配布時期は異なる)

ウ 三浦市まちづくりのための市民アンケート調査

- ・調査対象者 : 16歳以上で三浦市在住の方2,000人
- ・抽出方法 : 無作為抽出
- ・回収数 : 756 件
- ・回収率 : 37.8%
- ・調査期間 : 令和7(2025)年3月13日～3月31日

② 調査結果（市民意向）の概要

ア 三浦市みどりに関するアンケート

1. あなたはみどりに関心をお持ちですか。

「関心がある」「どちらかといえば関心がある」と回答した割合が9割以上となり、関心の高さが伺えます。

2. 三浦市のみどりは十分足りていると思いますか。

「十分足りている」「まあまあ足りている」を合わせて8割弱となり、みどりは足りていると感じている方が多くなっています。

3. 三浦市域のうち何パーセントくらいのみどりが占めていると思いますか。

市域のうちみどりの占める割合は「69%以下」とする回答が8割以上です。一方で、三浦市の緑被率は69%であり、実態よりもみどりを少ないと認識していることが伺えます。

4. 三浦市にはどのようなみどりの空間が必要だと思いますか。

「みどり豊かな公園が必要」とする人が6割以上と、みどり豊かな公園が求められています。

5. 三浦市はみどりに関する取組としてどのようなことをすべきだと思いますか。

「みどりを守る、増やす、ふれあう」が4～5割程度となっています。

6. あなたにとって守りたいみどりは何ですか。（規模の大きなみどり）

「小網代の森と干潟」が7割以上です。「城ヶ島南岸とウミウの生息地」「油壺・諸磯海岸と海岸植生」がそれに次いでいます。

7. みどりが暮らしに身近になるために何が必要だと思いますか。

「みどりの保全」や「子どもがふれあえるみどりを増やすこと」などの割合が高くなっています。

8. あなたにとって守りたい身近なみどりは何ですか。

「公園のみどり」とする回答が最も高い割合となっています。

9. 身近なみどりに期待するものは何ですか。

「癒しの場」とする回答が最も高い割合となっています。

10. 新たに花やみどりを増やしたほうがいいと思われる場所はどのような場所ですか。

「身近な小公園」「大きな公園・緑地」「駅前広場」などとする回答が高い割合となっています。

11. みどりや花に関して、あなたが現在行っていること、今後行ってみたいことはどんなことですか。

「森や公園の散策」が最も高い割合となっています。



イ 三浦市みどりに関するアンケート（子ども用）

1. あなたはみどりが好きですか。

「好き」「とても好き」と回答した割合が9割以上となり、ほとんどの子どもはみどりが好きです。

2. 三浦市はみどりの多いまちだと思いますか。

「わりと多い」「多い」を合わせて8割弱となり、「みどりは多いまち」と思っている子どもが多くなっています。

3. 三浦市はみどりのためにどんなことをすればよいと思いますか。

「みどりを守る」が41%、「みどりとふれあう」が31%、「みどりを増やす」が28%となっています。

4. ふだんよく遊ぶところはどこですか。

「学校のグラウンド」が最も多く、次いで「小さな公園」「庭」の順になっています。

5. 三浦市のみどりに期待することは何ですか。

「きれいな景色を見たい」「生きものがたくさん住める場所になってほしい」「地球の環境を守ってほしい」が多くなっています。

6. みどりや花について、あなたがしてみたいことはどんなことですか

「自宅での花植え」「森や公園のさんぽ」「野菜やくだものの収穫体験」が多くなっています。

7. 三浦市の中で守りたいみどりはどこですか

「小網代の森」が最も多くなり、次いで「三浦海岸」「城ヶ島」となっています。

8. 三浦市ではどこにみどりを増やしたほうがよいと思いますか。

「海の中」が29人と最も多くなり特徴的です。次いで「学校」「駅のまわり」となっています。



ウ 三浦市まちづくりのための市民アンケート調査

「自然環境の保全」に対する満足度が高くなっています。

2 計画改定の視点

(1) 前計画の振り返り

① 計画の達成状況の評価

前計画で示した緑地の確保目標水準に対する達成状況は以下のとおりです。

市街化区域面積に対する緑地面積の割合は目標を大きく下回りましたが、これは小網代の森を市街化調整区域へと変更したことが影響しています。

目標量	市街化区域面積 に対する緑地面積の割合	都市計画区域面積 に対する緑地面積の割合
	おおむね 25%	おおむね 62%
確保量	19% (未達成) (A)	61% (未達成) (B)

$$A = \frac{\text{令和7(2025)年の市街化区域内緑地確保量}}{\text{令和7(2025)年の市街化区域面積}} \times 100 = \frac{142\text{ha}}{729\text{ha}} \times 100$$

$$B = \frac{\text{令和7(2025)年の都市計画区域内緑地確保量}}{\text{令和7(2025)年の都市計画区域面積}} \times 100 = \frac{1,926\text{ha}}{3,144\text{ha}} \times 100$$

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準に対する達成状況は以下のとおりです。

人口一人当たりの都市公園面積は目標を下回りましたが、これは社会・経済情勢の変化から、公園の整備量が計画を下回ったことが影響しています。

	都市計画区域人口一人当たりの 都市公園面積	都市計画区域人口一人当たりの 都市公園等面積
目標量	16.5 m ² /人	33.7 m ² /人
確保量	9.9 m ² /人 (未達成)	31.6 m ² /人 (未達成)

参考

<都市公園法施行令・三浦市都市公園条例>

・都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、10 m²以上とする。

<事例>一人当たりの都市公園面積

・国・・・5.81 m² (R4(2022)神奈川県における都市公園面積及び一人当たり都市公園面積の推移)

・神奈川県・・・10.80 m² (R4(2022)神奈川県における都市公園面積及び一人当たり都市公園面積の推移)

② 施策の実施状況の評価

ア 第3章 三浦市のみどりづくり施策の実施状況

施策の実施状況について、実施できたものを◎、実施したものの今後は見直しが必要なものを○、対応したが具現化できなかったものを△、未実施を×として評価しました。

「1 海と大地のみどりを守る」に関連した施策の実施状況

・「海沿いのみどりを守る」や「谷戸と里山林を守る」などにおいて、市民や関係機関との協力のもと施策が実施されています。一方で実施したものの見直しが必要なものも多く、今後は、みどりを取り巻く状況の変化に対応しつつ、継続的な取組が望まれます。

施策の方向	施策方針	No.	個別施策	実施状況
(1) 海の保全・活用軸における保全	海沿いのみどりを守る	1	自然海岸の保全	◎
		2	海岸林・断崖地植生等の保全	◎
		3	海浜動植物の保全対策の推進	◎
		4	干潟・アマモ場の保全	◎
		5	海辺の活用と利用調整	◎
		6	海岸美化の推進	◎
		7	施設整備時の海岸景観への配慮	◎
(2) 大地の連携軸における保全	谷戸と里山林を守る	8	谷戸・里山林等の連続性の確保	◎
		9	小網代の森の保全・活用	◎
		10	みどりの条例の保護地区等の活用	○
		11	市民緑地制度の導入推進	○
		12	社寺林等の保全	◎
		13	集落地景観の保全	◎
		14	市民協働による谷戸・里山林の維持管理	○
		15	多自然川づくりの推進	○
	農地を守る	16	農地景観の保全・創出	◎
		17	生産緑地地区の保全・活用	○
(3) 街の緑化軸における保全	市街地のみどりを守る	18	まちなかの斜面樹林等の保全	○
		19	まちなかの樹木の保全	◎
	歴史あるみどりを守る	20	社寺境内の緑地としての活用	○
		21	遺跡の保存・活用	○
	みどりを復元する	22	開発時のミティゲーションの実施	○
(4) 生物種の保全	生息情報を充実する	23	現存植生図の充実と活用	○
		24	動植物生息調査と情報の蓄積	○
	動植物を守る	25	松枯れ被害対策の検討	○
		26	特定外来生物対策の推進	◎
		27	自然植生と園芸植物の利用調整の検討	○

「2 街の緑化を推進する」に関連した施策の実施状況

・「多様な公園づくりを進める」や「みどりの公共施設づくり」「民有地へのみどりづくり」において施策を実施したものの見直しが必要なものが多く、今後は、みどりを取り巻く状況の変化に対応しつつ、施策内容を検討する必要があります。

施策の方向	施策方針	No.	個別施策	実施状況
(1) フラワー ロード づくり	フラワー ロード づくりを 進める	28	フラワーロード事業の推進	◎
		29	道路緑化の推進	○
		30	遊歩道、散策ルートづくりの推進	◎
	交通拠点の 緑化を進める	31	駅周辺の緑化推進	◎
		32	主要バス停留所等の緑化推進	○
	(2) 身近な 公園 づくり	公園を 手づくり する	33	市民協働による公園の維持管理の推進
34			指定管理者制度の活用	◎
35			公園リニューアルの推進	○
36			市民協働による公園づくりの推進	◎
37			公園の利用管理	◎
多様な公園 づくりを 進める		38	ユニバーサルデザインの公園づくり	◎
		39	防災・防犯に配慮した公園づくり	○
		40	景観や生きものに配慮した公園づくり	○
(3) みどりの 港町 づくり		みどりの 港町づくり を進める	41	漁港と周辺地区の緑化推進
	42		マリーナの緑化推進	○
	43		埋立地の緑化推進	◎
	灯台を活用 する	44	灯台の活用推進	◎
(4) みどりの 公共 施設 づくり	公共公益施設 の緑化を 進める	45	主要公共施設の緑化推進	◎
		46	エコスクール整備の検討	○
		47	公営住宅の緑化推進	○
		48	市民協働による公共施設緑化の推進	○
	みどりの 小拠点づくり を進める	49	ポケットパーク、休憩施設の整備推進	○
		50	まちなかビオトープづくり	×
		51	のり面緑化の推進	○
(5) 民有地へ のみどり づくり	地区ぐるみ でみどりの まちづくり を進める	52	地区の花木と緑化ガイドライン制定の推進	△
		53	緑地協定等の締結推進	○
		54	オープンガーデンの推進	○
	多様な民有地 緑化を推進 する	55	生垣化、接道部緑化の推進	○
		56	共同住宅等の多様な緑化の推進	○
		57	フラワーポット等による緑化の推進	◎
		58	路地裏緑化(植木鉢緑化)の推進	×

「3 人がみんなで取り組む」に関連した施策の実施状況

- ・市民や関係機関との協力のもと、概ね取組が進められています。「コンクール・表彰等の実施」「グリーンバンクの設置」「基金の積み立て推進」などについては、内容の見直しが必要であり、みどりを取り巻く状況の変化に対応しつつ、施策内容を検討する必要があります。

施策の方向	施策方針	No.	個別施策	実施状況
(1) 連携を強化する	市民と行政の連携を強化する	59	緑の市民会議の開催	◎
		60	みどりの活動団体等の支援・育成	◎
		61	学校との連携の推進	◎
	関係機関との連携を強化する	62	関係機関との連携と事業の推進	◎
(2) 普及・啓発を進める	学習の場を設ける	63	エコツーリズムの推進	◎
		64	緑化教育の推進	◎
		65	園芸講座の開催と自然観察会の支援	◎
		66	スカベンジ活動の推進	◎
	緑化意識を広める	67	広報・ホームページの活用	◎
		68	マスコミ等への情報提供	◎
		69	コンクール・表彰等の実施	○
		70	市の木、市の花、市の鳥の普及	◎
		71	緑化推奨木の普及	◎
(3) 制度を充実する	支援制度の充実を図る	72	市民協働のルール化と活動支援	◎
		73	グリーンバンクの設置	○
		74	助成金制度等の充実	◎
	基金を活用する	75	基金の積み立て推進	○
		76	基金の活用推進	◎
	条例の充実を図る	77	みどりの条例の見直し	◎
		78	まちづくり条例の制定推進	◎
		79	景観計画・条例の制定推進	◎

イ 第4章 みどりづくりを重点的に進める地区の施策方針の実施状況

1 重点的に地区のみどりの保全に取り組む

- ・小網代近郊緑地特別保全地区が指定され、保全を図りました。
- ・保全配慮地区については、継続した取組が望まれます。

施策方針	No.	個別施策	実施状況	
特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区の保全方針	I	近郊緑地保全区域内で特に保全の必要性が高いもの	小網代近郊緑地特別保全地区	◎
		保全配慮地区内の自然地で特に保全の必要性が高いもの	指定なし	—
保全配慮地区の保全方針	II	みどりの保全配慮地区別保全方針	江奈湾周辺	○
			油壺周辺	◎
		海辺の保全配慮地区別保全方針	東京湾沿岸	○
			相模湾沿岸	○

2 重点的に地区の緑化推進に取り組む

- ・入江地区、三戸小網代地区、引橋地区においては、概ね取組が実施されています。
- 今後の方向性については、あらためて検討が必要です。

施策方針	No.	個別施策	実施状況
緑化重点地区の緑化方針	III	三浦海岸駅周辺	◎
		三崎口駅周辺	◎
		入江	○
		三戸・小網代	◎
		引橋	◎
		三崎下町・城ヶ島北部	◎
緑化地域の方針	IV	緑化重点地区で必要性が高いもの(指定なし)	—

3 重点的に道路の緑化に取り組む

- ・重点緑化道路については、植栽帯についてフラワーロード事業が実施されています。また、関東ふれあいのみちの維持保全や PR が実施されており、今後も継続・発展した取組が望まれます。

施策方針	No.	個別施策	実施状況
重点緑化道路づくりの方針	V	国道 134 号、県道 26(未供用の三浦縦貫道路含む)、214、215、216 号、都市計画道路城ヶ島線、市道 14・132、35 号線	◎
主要遊歩道づくりの方針	VI	関東ふれあいの道、その他遊歩道	◎

③ 計画策定に向けた課題の整理

ア 環境保全機能

- ・市の外周を囲む自然海岸とそこに形成される貴重な海浜植生、その背後の斜面樹林、海からつながり台地に複雑に入り込む谷戸の斜面樹林が特に重要なみどりとなっています。これらを保全し、みどりの連続性を確保することが望まれます。
- ・緑被率は約 69.0%と、みどりの現存量は多いものの、その多くは代々農業に従事してきた方々が、営農することによって保全されてきた農地によって構成され（42.8%）、樹林地は少なくなっています（20.1%）。
- ・農業は本市の基幹産業の一つであり、首都圏への食糧供給基地としての役割を持っています。一部で農地造成等での自然環境保全との調整が課題となっています。
- ・樹林、河川、湿地、干潟、海が集水域として一体的につながる小網代の森は、三浦半島の貴重なみどりの拠点の一つとして、近郊緑地特別保全地区に指定されています。神奈川県、三浦市、（公財）かながわトラストみどり財団、NPO 法人小網代野外活動調整会議が連携しながら保全を図っており、今後も継続・発展させることが望まれます。
- ・県内三大干潟に位置づけられる江奈湾の干潟については、三浦半島の貴重なみどりの拠点の一つとして、有効な保全策を講ずることが必要です。
- ・多くの団体が自然保護のために活動しており、これらの団体との連携を進める必要があります。

イ レクリエーション機能

- ・市民に身近な街区公園については、市街地開発と同時に整備されたものの多くが 20 年以上を経過し、施設の老朽化が目立っています。また、高齢化の進展に伴い、誰にでも利用しやすい機能の公園が求められています。今後策定される、公園長寿命化計画に基づき、計画的で効率的な維持管理が求められます。
- ・近年続いた景気低迷の影響により、本市の財政事情も悪化し、公園整備、維持管理について十分な予算を確保することが難しい状況にあります。引き続き、予算の確保に努めるとともに、これを補完するため市民協働による公園の維持管理体制の強化や指定管理者制度の導入等の民間活力の活用等を図る必要があります。
- ・海水浴、マリンレジャーをはじめとする海洋レクリエーションの場となる海浜のみどりがあり、これが本市の魅力を形成しています。しかし、過剰なレクリエーション利用による海浜植生への影響等との調整が必要です。
- ・今後も魅力ある拠点形成等による観光振興が計画されており、事業に際しての自然環境への配慮と魅力となる緑化の推進が望まれます。

ウ 防災機能

- ・自然災害の頻発化・激甚化により人々の防災意識は高まり、防災に関する様々な取組の一つとして、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラや、生態系を活用した防災・減災の取組などが望まれます。
- ・市街地の防災性を維持している斜面樹林や防災空地となる農地等のみどりについては、その機能が維持されるよう保全を図っていく必要があります。
- ・既設の公園については、災害発生時にその防災機能を高めていく必要があります。

エ 景観形成機能

- ・三浦市景観計画が策定され、「ふるさと三浦」の魅力ある景観を守り、育み、後世に伝えるための取組を今後も継続・発展させることが望まれます。
- ・街路樹による道路緑化は多くないものの、三浦市花とみどりモデル事業等市民協働によるみどり豊かなまちづくり活動が市内各地に展開されており、今後もその活動を推進することが必要です。
- ・三浦らしい風景を形成する照葉樹林（常緑広葉樹）のみどりや農地景観の維持・保全を図ることが重要です。
- ・三浦海岸駅周辺や三崎下町の商業地や工業地のみどりは、全般的に不足しており、また、駅前広場等の緑化要望も高いことから、みどりや花によるまちのイメージアップを図ることが求められています。
- ・海岸線は、基本的に全て風致地区に指定されており、豊かなみどりが保全されています。



岩堂山より眺めた宮川地区

(2) みどりを取り巻く社会動向、上位計画及び関連計画の整理

みどりを取り巻く社会動向、上位計画及び関連計画等により様々な言葉が生まれています。主な言葉について、以下に解説します。

これらの内容を踏まえながら、本市のみどりの課題への対応を図るとともに、計画の見直しを検討します。

① みどりを取り巻く社会動向

まちづくり GX

- ・まちづくり GX (Green Transformation) とは、地球的・国家的規模の課題である、「気候変動への対応 (CO₂の吸収、エネルギーの効率化、暑熱対策等)」や「生物多様性の確保 (生物の生息・生育環境の確保等)」に加えて、コロナ禍を契機とした人々のライフスタイルの変化を受けた「Well-being の向上 (健康の増進、良好な子育て環境等)」の社会的要請に対応するための取組のことです。
- ・本計画においては、これらの課題に対し大きな役割を有している都市緑地の多様な機能の発揮を図るための取組等を進める必要があります。

SDGs 達成への貢献

- ・「持続可能な開発目標 SDGs (Sustainable Development Goals)」達成へ貢献するため、本計画に基づく取組は、目標 11 (住み続けられるまちづくりを)、目標 13 (気候変動に具体的な対策を)、目標 14 (海の豊かさを守ろう)、目標 15 (陸の豊かさを守ろう)、目標 17 (パートナーシップで目標を達成しよう) 等と特に関係が深く、SDGs の達成への貢献を目指した取組を進める必要があります。

グリーンインフラの推進

- ・グリーンインフラ (green infrastructure) とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のことです。本計画においてもグリーンインフラを推進する取組を進める必要があります。

生物多様性の保全

- ・本市には、変化に富んだ海岸線に生育する海浜植物や谷戸のみどりなど、貴重な動植物が確認されるとともに、多様な生物の生息空間が形成されています。
- ・一方で、アライグマ等の外来生物による生態系の攪乱が生じています。本計画においても、生物多様性の観点からみどりの保全について対応を図る必要があります。

アフターコロナ・ウィズコロナを経た市民意識の変化

- ・新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性として、公園や緑地などのオープンスペースが、健康維持やストレス解消の場として再評価されました。
- ・本計画においても、人々の意識の変化を踏まえて、公園や緑地などのオープンスペースの確保や有効活用についても進める必要があります。

② 法改正

都市緑地法の改正

- ・平成 29(2017)年度、平成 30(2018)年度には、市民緑地認定制度の創設や、緑地の定義へ農地が明記されました。
- ・都市公園の管理の方針や生産緑地地区内の緑地の保全の項目について、緑の基本計画への記載事項の追加がありました。
- ・令和 6(2024)年度には、国主導による戦略的な都市緑地の確保や貴重な都市緑地の積極的な保全・更新、みどりと調和した都市環境整備への民間投資の呼び込みが定められました。

都市公園法の改正

- ・平成 29(2017)年度に公募設置管理制度（Park-PFI）の創設、PFI 事業の設置管理許可期間の延伸、保育所等の占用物件への追加、公園の活性化に関する協議会の設置、都市公園の維持修繕基準の法令化等がありました。

生産緑地法の改正

- ・平成 29(2017)年度に「生産緑地」に関する要件が緩和されました。また、指定から 30 年が経過した生産緑地を所有者等の意向を基に市が特定生産緑地に指定することが可能となりました。

※特定生産緑地…生産緑地として 30 年を経過した後でも、従来の生産緑地の規制や優遇を継続する制度。市が指定するものであり、指定期間は 10 年間。

都市計画法の改正

- ・平成 29(2017)年度に改正され、新たな用途地域として田園住居地域が創設されました。

③ 上位計画及び関連計画

神奈川県計画

かながわ都市マスタープラン

- ・「半島のみどりと海に調和し、生き生きとした都市づくり」を都市づくりの目標とし、「三浦半島都市圏域」では、魅力的な地域資源の保全・再生を図るとともに、水やみどりと共生した都市的環境を創造することで、人々がうるおいをもって快適にらせるようにするとともに、首都圏や海外からも多くの人々が訪れる「公園」のような、交流が活発な都市づくりを目指す、とされています。



三浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- ・将来の県土・都市像である「地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靱な都市 かながわ」の実現に向けて、①集約型都市構造の実現に向けた都市づくり②災害からいのちと暮らしを守る都市づくり③地域の個性や魅力を生かした活力ある都市づくり④循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくり⑤広域的な視点を踏まえた都市づくりを進めることとしています。

かながわ生物多様性計画 2024-2030

- ・かながわ生物多様性計画 2024-2030 は、広域緑地計画の内容を含む県レベルの広域的なみどりの施策を定めた「神奈川みどり計画」を継承する計画です。
- ・三浦半島エリアでは、三浦半島に残された自然を保全するため、トラスト制度など多様な主体との連携・協働による緑地の保全、地域資源を生かした自然とのふれあいや体験学習の場の提供、環境保全型農業の推進、特定外来生物に指定されているアライグマ等の防除などの取組を進めることとしています。



三浦半島公園圏構想

- ・三浦半島の自然の保全・再生・活用を図り、首都圏や海外からも多くの人々が訪れ、楽しめるよう、半島全体を魅力ある「公園」のような空間とすることを目指すとされています。



三浦市の計画

三浦市総合計画

- ・将来像「ともにつくる 市民が主役の都市 あたらしいみうら」の実現に向け
「「ひと」がつながり、健やかな未来を育む 都市」
「地域の活力と快適な「まち」づくりが安心をもたらす 都市」
「地元の恵みとみんなの強みが明日の「しごと」を創る 都市」
「豊かで美しい「自然」環境が人々とともにある 都市」
を施策大綱として定めています。

三浦市都市計画マスタープラン

- ・「豊かな自然環境を活かし共生するまち みうら」の実現に向けて、本市の『資産』を継承・活用し、人々を惹きつける魅力や地域活力を創出する都市づくり（『資産』の継承・活用）、コンパクト・プラス・ネットワークによる住みやすく持続可能な都市づくり（都市構造）、暮らしや産業を支える、安全・安心で快適な都市づくり（安全・安心、都市環境）を都市づくりの目標としています。

※コンパクト・プラス・ネットワーク…人口減少と高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。



三浦市景観計画

- ・三浦市景観計画は、「ふるさと三浦」の魅力ある景観を守り、育み、後世に伝えるため景観形成を担う全ての主体の協働による景観まちづくりを進めることを基本理念に、取組が進められています。



(3) 計画改定の視点

本市のみどりの概況と、これまでの取り組みの評価、みどりの課題を踏まえるとともに、社会動向や上位関連計画の方向を見据え、計画改定の視点を以下のように整理します。

1 三浦市の特徴となる豊かで貴重なみどりの保全継続

【みどりの概況】

- ・自然海岸、台地を刻む谷戸などの多様な環境から、豊かなみどりや生きものが存在。
- ・市全体の緑被率は69%で微減傾向。そのうち農地(畑)が約43%と多くを占める。
- ・市全体の緑地率は風致地区や農振農用地等地域制緑地の減少があるものの、小網代の森や都市公園の整備等により微増傾向。
- ・海や農地の広がる特徴的な美しい景観が広がる。

【計画の振り返り】

- ・小網代の森を近郊緑地特別保全地区として保全。
- ・近郊緑地保全地域、風致地区、県自然環境保全地域などにより保全。
- ・県や自然保護団体等と連携した取組を実施。

【社会動向・上位計画及び関連計画の方向性】

- ・都市緑地法の改正により、農地は緑地として保全や活用を図ることが必要。
- ・グリーンインフラを推進し、自然環境の有する多様な機能の活用が必要。
- ・生物多様性の保全への取組が必要。
- ・三浦市景観計画により、景観形成のための取組が図られている。

▶海と大地の織りなす本市の貴重なみどりの保全。

▶小網代の森等のみどりの保全活動の継続・発展。

▶本市の特徴となる豊かな農地の保全・活用。

▶海や里山、農地など美しい景観の保全。



2 子どもから高齢者まで、人々の交流を生み出すみどりの創出と活用

【みどりの概況】

- ・開発提供公園等により、都市公園は微増傾向。

【計画の振り返り】

- ・市民意向調査では、みどり豊かな公園が欲しいとする意見が多い。
- ・花とみどりモデル事業や公園管理など市民協働の取組を実施。
- ・前計画では、「街の緑化を推進する」に係る施策について実施状況が低評価。

【社会動向・上位計画及び関連計画の方向性】

- ・総合計画において、「豊かで美しい「自然」環境が人々とともにある都市」が政策大綱として定められている。
- ・引橋地区をはじめ様々なまちづくりが計画されている。
- ・三浦市こどもまんなか市民会議から「人と人との交流を増やす」、「自然を活かした体験」、「SNSで魅力を発信」等が提案されている。

▶引橋地区や三崎漁港周辺、城ヶ島西部地区など、まちづくりと合わせた魅力的なみどりの創出と活用。

▶子どもから高齢者まで多様な人々が交流するみどりの創出と活用。

▶みどりのPRやみどりに親しむ活動の展開。



3 身近にみどりにふれあえる空間の確保

【みどりの概況】

- ・市全体の緑被率は 69%だが、市街化区域では、約 23%と低い。
- ・市街化区域における一人当たり都市公園面積は約 3.2 m²/人と低い。

【計画の振り返り】

- ・市民意向調査では、実態よりもみどりを少ないと認識している。
- ・花とみどりモデル事業や公園管理など市民協働の取組を実施。
- ・前計画では、「街の緑化を推進する」に係る施策について実施状況が低評価。

【社会動向・上位計画及び関連計画の方向性】

- ・都市緑地法の改正により、都市公園の整備及び管理の方針について記載が必要。
- ・都市緑地法の改正により、民間が緑地空間を確保する制度が創設。
- ・都市公園法の改正により、民間等とも連携し公園の魅力を引き出すことが重要。

- ▶ 身近な公園や広場の整備。
- ▶ 身近な公園や広場でのイベント開催など、みどりを活かす管理運営。
- ▶ 市街地における緑化の推進。



4 みどりを活かした防災まちづくり

【みどりの概況】

- ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が広く指定されている。
- ・三浦スポーツ公園（潮風スポーツ公園）は、防災活動の中心的な公園として活用が図られている。

【計画の振り返り】

- ・防災・防犯に配慮した公園づくりは、公園の新設やリニューアルがなく実施していない状況。
- ・前計画では、現在との災害意識の違いから、防災の観点からの記載が少ない状況。

【社会動向・上位計画及び関連計画の方向性】

- ・気候変動等の影響により、災害が頻発化・激甚化。
- ・グリーンインフラを推進し、自然環境の有する多様な機能、防災機能の活用が望まれる。

- ▶ 森林や農地等、みどりの保全による防災まちづくり。
- ▶ 道路や公園、市街地内及びその周辺の農地等の防災空間としての確保。



5 みどりのための、市民や事業者等との連携

【みどりの概況】

- ・県や自然保護団体等と連携した取組が実行されている。
- ・花とみどりモデル事業や公園管理など市民協働の取組が進められている。
- ・緑の市民会議が開催されるなど、市民や活動団体との取組が進められている。

【計画の振り返り】

- ・前計画では、「人がみんなで取り組む」に係る施策について、実施状況が高評価、継続・発展させた取組が必要。

【社会動向・上位計画及び関連計画の方向性】

- ・都市公園法の改正により、民間等とも連携し公園の魅力を引き出すことが重要。
- ・都市緑地法の改正により、民間が緑地空間を確保する制度が創設。

- ▶ 県や自然保護活動団体等、関係団体との連携。
- ▶ 観光や福祉、教育等の他分野との連携。
- ▶ 公園や緑地空間の整備や維持管理、マネージメントにおける市民や民間事業者との連携。



6 計画の進行管理の実施

【みどりの概況】

- ・緑被率は微減傾向、緑地率は維持から微増傾向。
- ・緑地の量は把握できているが、質の向上についても取り組みが必要。

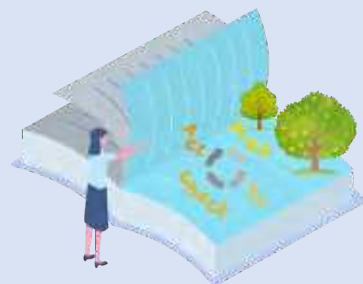
【計画の振り返り・課題の整理】

- ・前計画では、施策により実施状況にばらつきがみられる。
- ・前計画では、計画の適時見直し等が位置づけられておらず、振り返りがなされていない。

【社会動向・上位計画及び関連計画の方向性】

- ・都市緑地法運用指針において、「基本計画は、社会情勢の変化や事業の進捗等により変更を行う必要が生じたときには、遅滞なく変更すべきであり、計画内容の充実に努めることが望ましい」と示されている。

- ▶ 現行計画の実施状況の評価に基づく施策の見直し。
- ▶ 計画の進行管理の仕組みの構築。



資料編【巻末資料】

1 三浦市みどりの基本計画改定経緯

① 令和6年度 三浦市緑の審議会

- ・ 令和6(2024)年8月28日 第1回緑の審議会
 - (1) 三浦市みどりの基本計画の改定について（諮問） 他

- ・ 令和7(2025)年3月3日 第2回緑の審議会
 - (1) 三浦市みどりの基本計画中間報告
 - ・ 三浦市みどりの基本計画令和6年度中間報告〈概要〉について

② 令和7年度 三浦市緑の審議会

- ・ 令和7(2025)年6月6日 第1回緑の審議会
 - (1) 三浦市みどりの基本計画の改定について
 - ・ 三浦市みどりの基本計画に係るみどりの基本構想について
 - ・ 三浦市みどりの基本計画に係るみどりづくりの施策について

- ・ 令和7(2025)年11月7日 第2回緑の審議会
 - (1) 三浦市みどりの基本計画の改定について
 - ・ 令和7年度第1回三浦市緑の審議会ご意見の対応について
 - ・ 三浦市みどりの基本計画（素案）について
 - ・ 三浦市みどりの基本計画概要版（素案）について

- ・ 令和8(2026)年2月9日 第3回緑の審議会
 - (1) パブリックコメント結果報告
 - (2) 三浦市みどりの基本計画の改定について（答申）
 - ※答申書を市長に手交

③ 三浦市みどりの基本計画の改定に対する意見募集（パブリックコメント）

- ・ 令和7(2025)年12月26日～令和8(2026)年1月26日
 - ・ 三浦市みどりの基本計画の改定に関する意見募集
 - ・ WEB および市役所環境課、南下浦出張所、初声出張所で「三浦市みどりの基本計画案」を開示。
 - ・ 意見提出 なし

④ **三浦市みどりの基本計画（改定案）についての神奈川県意見照会**

- ・ 令和7(2025)年9月17日
 - ・ 三浦市みどりの基本計画（改定案）に対する神奈川県への意見照会
- ・ 令和7(2025)年10月15日
 - ・ 三浦市みどりの基本計画（改定案）に対する神奈川県からの回答

2 三浦市みどりの基本計画の変遷

- ・ 平成10(1998)年12月
 - 「三浦市緑の基本計画」の策定
- ・ 平成20(2008)年3月
 - 全面的見直しにより「三浦市みどりの基本計画」に改定
- ・ 令和8(2026)年3月
 - 全面的見直しにより「三浦市みどりの基本計画」を改定


3 三浦市緑の審議会名簿

令和7(2025)年度 三浦市緑の審議会委員名簿

令和8(2026)年1月1日現在


選任区分	役職	氏名	所属団体等
(1号委員) 三浦市議会議員 (2名)	委員	神田 眞弓	議長
	委員	小林 直樹	総務経済常任委員会委員
(2号委員) 学識経験者 (4名)	会長	中津 秀之	関東学院大学准教授
	委員	林 公義	北里大学非常勤講師
	委員	布施 悦夫	三浦市文化財保護委員(天然記念物担当)、海浜植物研究家
	委員	山本 薫	横須賀自然・人文博物館主任学芸員
(3号委員) 関係団体の代表者 (4名)	委員	川松 ひろみ	花とみどりモデル事業 ボランティア「あじさい会」代表
	委員	西崎 則雄	三浦海岸まちなみ事業協議会会長
	委員	太田 芳孝 (~令和7年3月31日)	(一社)三浦市観光協会専務理事
	委員	大西 太 (令和7年4月1日~)	
	委員	新井 匡	公益財団法人かながわトラスト みどり財団専務理事兼事務局長
(4号委員) 関係行政機関の職員 (2名)	委員	長沼 均	神奈川県横須賀三浦地域 県政総合センター環境部長
	委員	石川 謙作 (~令和7年3月31日)	神奈川県横須賀土木事務所工務部長
	委員	小森 慶 (令和7年4月1日~)	

4 諮問書



浦 発 第 24082801 号
令 和 6 年 8 月 28 日

三浦市緑の審議会会長 様

三浦市長 吉 田 英 男 

三浦市みどりの基本計画の改定について（諮問）

このことについて、三浦市みどりの条例第5条第2項の規定に基づき、三浦市みどりの基本計画の改定について諮問いたします。

記

1. 名称
三浦市みどりの基本計画（平成10年12月策定、平成20年3月改定）
2. 改定予定時期
令和8年3月
3. 改定目的
平成10年12月に策定し、平成20年3月に改定した「三浦市みどりの基本計画」について、本市のみどりの現況を把握するとともに、社会情勢の変化や現行の法制度及び市民の要望の変化等に対応し、実現可能で市民に分かりやすい計画とするため、令和7年度に計画を改定する。
4. 諮問内容
この計画は、三浦市みどりの条例に定めのある本市の「緑地の保全及び緑化の推進についての基本的事項又は重要事項」を定めるものであり、改定にあたりその内容について審議を頂くもの。

※詳細は別紙のとおり

（事務担当 都市環境部環境課）

5 答申書



令和8年2月9日

三浦市長 出口 嘉一様

三浦市緑の審議会会長 中津 秀之



三浦市みどりの基本計画の改定について（答申）

令和6年8月28日付け浦発第24082801号をもって諮問のありました標記のことについて令和6年度より5回に亘り審議をした結果、別添のとおり改定案をとりまとめましたので答申します。

6 用語集

あ行	
インクルーシブ公園	年齢、性別、障がいの有無、文化や個性の違いに関わらず、誰もが安心して遊び、楽しむことを目指した公園。計画、設計の段階からこれまで公園を利用できなかった利用者や地域の意見も取り入れられるよう配慮されている。
エコツーリズム	自然環境や歴史・文化を体験し、学ぶとともに、地域の自然環境や歴史・文化の保全に責任を持つ観光のありかた。
オープンガーデン	個人の庭を一般の方に公開し、花やみどりを通して交流する活動のこと。1927年にイギリスで創立されたNGS（ナショナル・ガーデン・スキーム）という善意団体が、個人の庭園などを一般の方々に公開し、それに関わる収益を看護・医療などに寄付した活動が、オープンガーデンの始まりと言われている。
か行	
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」と植林・森林管理等による「吸収量」を均衡させ、合計を実質ゼロにすること。
かながわのナショナル・トラスト運動	残されている身近なみどりを次の世代に引き継いでいくために、県民・団体・企業、公益財団法人かながわトラストみどり財団・県・市町村とが一体となって進めている県民運動。
海岸景観形成ガイドライン	国土交通省と農林水産省が平成 18(2006)年 1 月に策定したガイドラインで、良好な海岸景観の形成を図ることを目的として、海岸の整備や取組の方策を示している。
(公財)かながわトラストみどり財団	県民等との協働により、かながわナショナル・トラスト運動と県土緑化運動を実施して、自然環境、歴史的環境の保全を目的として設立された公益財団法人。神奈川県を設置する「かながわトラストみどり基金」による緑地の買い入れや寄贈と、財団での土地所有者との協働による保全など、県と財団が車の両輪のような役割を果たす神奈川方式とも言える特色のある活動を実施している。
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法を根拠に、首都圏において、地域住民の健全な生活環境を確保し、無秩序な市街地化を防止するため、良好な緑地を保全するために指定される区域。

近郊緑地 特別保全地区	近郊緑地保全区域のうち、特に良好な自然環境等を形成する地区等について指定される区域。同区域内は建築物の建築等の行為が厳しく制限され、必要に応じて損失補償や土地の買入れ等の措置がとられる。特別緑地保全地区とほぼ同様な効果を持つ法規制として運用されている。
クラウド ファンディング	インターネットを介して、自らのプロジェクトや商品・サービス、夢を発信し、それらに共感した不特定多数の人から資金を調達する仕組み。
クリーンアップ・ プロジェクト 「クリーンアップ 三浦」	企業やボランティア団体等の様々な主体が、市民や観光客とも協力しながら、環境美化活動がライフスタイルの一部として定着し、「散乱ごみのないきれいな街」を目指す活動の総称。 海岸での美化活動を「ビーチクリーン」、街中での美化活動を「シティクリーン」と呼称し、これらを実践することによって、綺麗な街を維持しようという三浦市の事業。
グリーンインフラ (GI)	グリーンインフラストラクチャー (Green Infrastructure) 。 自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。我が国では社会資本整備や土地利用等のハード、ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生きものの生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、雨水の流出抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組を推進している。
三浦市景観計画	「景観法」に基づく地域の景観づくりのための計画であり、景観の方針や具体的な措置などを定めたもの。「ふるさと三浦」の魅力ある景観を守り、育み、後世に伝えるため、景観形成を担う全ての主体の協働による景観まちづくりを進めることを基本理念に取組が進められている。
景観重要公共施設	景観計画に定められる、地域の良好な景観の形成に重要な公共施設。 三浦市景観計画では、景観重要公共施設の指定の方針を以下のように定めている。 ○周辺景観においてシンボリックな存在となっている主要な漁港や道路、海岸、橋梁、公園、緑地及びこれらに付帯する施設 ○良好な景観を形成し、景観軸となる道路等の公共施設 ○祭礼、イベント等に活用されるなど、歴史的・文化的な側面から多くの市民や来訪者に利用され、親しまれている公園、緑地、道路等の公共施設
公募設置管理制度 (Park-PFI)	都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き制度。 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。

さ行

里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきたが、人口の減少や高齢化の進行、産業構造の変化等により、利用を通じた自然環境の循環が少なくなることで、質と量の両面から維持が困難になっている。
持続可能な開発目標（SDGs）	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。平成27(2015)年の国連サミットにおいて全会一致で採択された。
自然保護奨励金制度	神奈川県東部の同一市町に、自然環境保全地域、近郊緑地保全区域等の指定地域内に、合計1ヘクタール以上の山林・原野・池沼・保安林を所有している又は地上権を有している方に対して神奈川県が奨励金を交付する制度。
指定管理者制度	多様化する住民ニーズに対して、より効果的、効率的に対応するため、民間事業者等を指定管理者として指定し、民間のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度。
市民緑地制度	民有緑地について、地方公共団体等が土地所有者と契約を締結し、地域の人々が利用できる緑地として公開する都市緑地法上の制度。
市民緑地認定制度	緑化地域及び緑化重点地区内の民有地を市民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。
集水域	降雨がその河川に流入する全地域（範囲）。流域と呼ばれることもある。

た行

多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
多摩・三浦丘陵広域連携プラットフォーム	東京都と神奈川県にまたがる多摩丘陵・三浦丘陵地域において、市民・企業・行政等の協働によって、広域的なみどりや水系の保全・再生・創出・活用を目的に、13の自治体が連携して取り組む協働の枠組み。

特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。指定された生物の取り扱いについては、輸入、放出、飼養等、譲り渡し等の禁止といった厳しい規制がかかる。
特別緑地保全地区	都市計画区域内の緑地のうち、風致または景観が優れている等、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県知事（10ha以上）または市町村（10ha未満）が都市計画に定める地域地区。
都市緑地法	都市において、緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められており、緑の基本計画の根拠法である。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。
な行	
農地景観	地形、気候による地域独特の風土のもと、農業生産活動により形作られた水田等の農地、水路・ため池等の農業水利施設、人々の生活の営みの場となる集落、雑木林・鎮守の森等により、歴史的・文化的な背景をもとに形成された景観。
ネイチャー ポジティブ	生物多様性の負（損失）の流れを止めて正（回復）に反転させること。
は行	
パーク マネジメント	公園の魅力や多機能性を最大限引き出すため、これまでの行政のみによる管理運営を見直し、市民や民間事業者と連携しながら、公園を柔軟かつ効果的に管理・運営する取組。
風致地区	都市の風致を維持するために、優れた景勝地、樹林地、丘陵地、水辺地などの良好な自然環境を保持している区域や史跡、神社仏閣等のある区域、良好な住環境を維持している区域等を対象に、都市計画法により都市計画区域内に定められる地域地区の一つ。
ポケットパーク	道路わきや街区内の空き地などわずかな土地を利用した小さな公園または休憩スペース。

ま行	
みうら景観資産	各地域の個性や魅力を表わし、歴史や文化のシンボルとなっている景観や、地域の人々に愛着を持って守られてきた三浦らしい景観を、市民共有の財産として認定し、保全・活用を図る制度。
ミティゲーション	直訳は「緩和」「軽減」。本計画では樹林地等で開発を行う場合、環境への被害を最小限に抑えたり、開発以前と同様の環境を復元すること。
や行	
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会を目指した建築、もの、しくみ、サービスなどのデザインであり、また、それを実現するためのプロセス。
ら行	
緑化地域	良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地域において、区域と緑化率制限を都市計画決定により定める地域。
緑地協定	土地所有者等の合意によって、緑地の保全や緑化に関する協定を締結する都市緑地法に基づく制度。
その他	
SNS	Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス。
NPO	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

7 写真リスト

章	頁	位置等	タイトル	撮影者・提供者（敬称略）
1	12	上	小網代の森	公益財団法人かながわ トラストみどり財団
2	28	下	ハマヒルガオ*	布施悦夫
	31	左上	ツワブキ	布施悦夫
	31	右上	ハマユウ*	布施悦夫
	31	左中	イソギク	布施悦夫
	31	右中	ハマゴウ	布施悦夫
	31	左下	ソナレマツムシソウ	横須賀市自然・人文博物館
	31	右下	スナビキソウ	横須賀市自然・人文博物館
	32	上	小網代の森*	公益財団法人かながわ トラストみどり財団
	34	左上	相模湾へとつながる 小網代の森	公益財団法人かながわ トラストみどり財団
	34	右上	ハマカンゾウの咲く エノキテラス	NPO 法人小網代野外活動調整会議
	34	左中	小網代の森のシンボル アカテガニ	NPO 法人小網代野外活動調整会議
	34	右中	小網代の干潟	公益財団法人かながわ トラストみどり財団
	34	左下	小網代の森散策	公益財団法人かながわ トラストみどり財団
	34	右下	春のエノキテラス周辺	公益財団法人かながわ トラストみどり財団
	35	上	三戸の農地	一般社団法人三浦市観光協会
	41	上	三浦海岸桜まつり (小松ヶ池公園付近) *	一般社団法人三浦市観光協会
	42	上	河津桜並木道	一般社団法人三浦市観光協会
47	上	小網代の森での環境学習	公益財団法人かながわ トラストみどり財団	
3	55	左上	ボードウォーク	公益財団法人かながわ トラストみどり財団
	55	右上	アカテガニ	公益財団法人かながわ トラストみどり財団
	55	左下	ハンノキ林観察	公益財団法人かながわ トラストみどり財団
	59	左	金田海岸	布施悦夫
4	80	下	岩堂山から望む宮川公園方面	株式会社駒井ハルテック
資料編	91	左上	ハマダイコン	布施悦夫
	91	右上	ハマナデシコ	布施悦夫
	91	左下	イズアサツキ	横須賀市自然・人文博物館
	91	右下	ハマナタマメ	布施悦夫
	92	右上	ゲンジボタル	公益財団法人かながわ トラストみどり財団
	92	左下	アカテガニの放仔	公益財団法人かながわ トラストみどり財団
	92	右下	サラサヤンマ	NPO 法人小網代野外活動調整会議

※上記以外の写真 三浦市。

*の写真は表紙にも利用しています。

8 都市公園一覽

(単位：ha)

街区公園			街区公園		
街-1	歌舞島児童公園	0.26	街-35	沓形公園	1.02
街-2	下宮田公園	0.13	街-36	馬場公園	0.07
街-3	向ヶ崎公園	0.15	街-37	丸山公園	0.12
街-4	岬陽児童公園	0.23	街-38	入江公園	0.30
街-5	和田公園	0.12	街-39	白須児童公園	0.18
街-6	諸磯公園	0.66	街-40	飯盛公園	0.16
街-7	栄児童公園	0.45	街-41	天神町公園	0.15
街-8	下宮田児童公園	0.13	街-42	丸畑公園	0.51
街-9	城ヶ島児童公園	0.04	街-43	大宝院公園	0.24
街-10	馬宮児童公園	0.12	街-44	郷戸公園	0.07
街-11	宮城児童公園	0.05	街-45	入江第二公園	0.03
街-12	天神堂児童公園	0.07	街-46	城ヶ島灯台公園	0.11
街-13	菊名児童公園	0.02	街-47	飯盛仲田公園	0.18
街-14	海南児童公園	0.08	街-48	飯盛調整池公園	0.23
街-15	三戸児童公園	0.05	街-49	木ノ間公園	0.03
街-16	毘沙門児童公園	0.15	街-50	岬坂公園	0.05
街-17	女堰公園	0.05	街-51	上宮田団地第一公園	0.06
街-18	城山児童公園	0.04	街-52	柿ヶ作公園	0.25
街-19	水深公園	0.13	街-53	宮川公園	0.64
街-20	石作公園	0.16	街-54	柿ヶ作第二公園	0.09
街-21	上宮田公園	0.10	街-55	丸山台公園	0.05
街-22	島廻り公園	0.24	街-56	松輪公園	0.13
街-23	赤坂公園	0.05	街-57	諸磯第二公園	0.05
街-24	芝原公園	0.04	街-58	柿ヶ作第三公園	0.05
街-25	金原公園	0.04	近隣公園		
街-26	青木田公園	0.27	近-1	小松ヶ池公園	3.69
街-27	尾上中央公園	0.46	運動公園		
街-28	尾上台公園	0.17	運-1	三浦スポーツ公園	8.16
街-29	屋志倉北公園	0.17	風致公園		
街-30	屋志倉南公園	0.15	風-1	油壺公園	0.24
街-31	堂ヶ谷東公園	0.13	風-2	県立城ヶ島公園	14.56
街-32	堂ヶ谷西公園	0.05	都市緑地		
街-33	根辺ヶ谷戸公園	0.09	都緑-1	郷戸緑地	0.64
街-34	東岡公園	0.21	都緑-2	名向崎緑地	1.18

三浦市みどりの基本計画

発行日 令和8(2026)年3月

発行 三浦市

〒238-0298 神奈川県三浦市城山町 1-1

電話 046-882-1111 (代表)

編集 三浦市都市環境部環境課



三浦市みどりの基本計画

